

公共政策ワークショップ I

最終報告書

プロジェクト D

名取市の財政から考えられる、持続可能な地方財政のあり方

平成 27（2015）年度

目次

序章	4
第1節 研究テーマ	4
1－1 研究の背景	4
1－2 名取市の持続可能性について	4
第2節 調査・検討の概要	6
第1章 現状分析	8
第1節 名取市の概要	8
第2節 名取市の被災状況	9
第3節 全国及び名取市の財政状況	9
3－1 指標から読み解く地方財政	9
3－2 市町村歳入の内訳からみる地方財政	12
3－3 市町村歳出の内訳からみる地方財政	15
第2章 検討課題	17
第1節 震災に伴う財政課題	17
1－1 転位効果とは	17
1－2 東日本大震災における転位効果	17
1－3 懸念される問題点	17
1－4 復興事業の地元負担	18
1－5 名取市の今後の見通し	18
1－6 小括	19
第2節 社会保障に関する経費増加	19
2－1 全国及び名取市の社会保障に関する経費の状況	20
2－2 名取市の社会保障政策の今後	24
第3節 地方交付税の現状と課題	25
3－1 地方交付税	25
3－2 名取市における地方交付税の交付状況	29
3－3 今後の地方交付税制度のあり方に関する議論	30
3－4 懸念される問題点	31
第3章 解決の方向性	32
第1節 課題とその解決の方向	32
1－1 名取市の歳入面について	32
1－2 名取市の歳出面について	32

第4章 検討した策	32
第1節 歳入を直接増やす策	32
1－1 法定外税	32
1－2 超過課税	35
第2節 歳入を間接的に増やす策	40
2－1 人口維持	40
2－2 企業誘致	44
2－3 大型商業施設と中心商店街の共存による中心市街地の活性化	47
第3節 歳出を減らす策	50
3－1 人件費削減	51
3－2 業務効率化	52
3－3 民間活力の導入	55
第5章 政策提言	59
第1節 ふるさと納税の改善策～LCC との共同返礼品事業と用途の明確化	59
1－1 意義	59
1－2 趣旨	60
1－3 全国における実施状況	60
1－4 企業版「ふるさと納税」	62
1－5 宮城県内における実施状況	62
1－6 名取市における実施状況	63
1－7 考察	65
1－8 提言	66
1－9 小括	71
第2節 公営塾の設立～教育水準向上による人口維持	71
2－1 意義	71
2－2 全国の公営塾の事例	72
2－4 名取市で公営塾を設立する場合	75
2－5 小括	77
第3節 仙台空港を活用した観光振興～閑上地区における CBT	77
3－1 意義	77
3－2 名取市の観光を取り巻く現状	78
3－3 提言	80
3－4 小括	91
終章 名取市への政策提言と持続的な地方財政のあり方について	91
謝辞	93

ヒアリング調査先一覧	94
付録	96
参考文献一覧	100

序章

第1節 研究テーマ

「名取市の財政から考えられる、持続可能な地方財政の在り方」

1-1 研究の背景

近年、わが国は、少子高齢化が進行し、人口減少が加速しつつある。こうした状況に対応するため、国民・住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるような行政の運営及び制度設計が求められている。特に地方では急速な少子高齢化の進行と大幅な人口減少が見込まれ、地方公共団体の消滅が懸念されるような状況¹に至っており、住民の暮らしを守るための対応の必要性が極めて高くなっている。

国・地方ともに巨額の長期債務残高を抱えている現在では、各地方公共団体が単独で、住民の生活に必要なすべての機能を区域内に整備するようなこと（いわゆる「フルセットの行政」）は困難であると考えられる。例えば総務省の連携中枢都市圏構想²のように、今後の地方公共団体は、それぞれの担う機能を明確にし、役割を分担することで、社会情勢に対応して存続していくことができるのではないかと考えられる。

こういった認識を念頭に置きつつ、各地方公共団体において分担した機能を果たし、また、一定の良質な住民サービスを提供する上で不可欠となる、持続可能性のある地方財政のあり方を模索するため、宮城県名取市の地方財政を対象として検討を行った。

1-2 名取市の持続可能性について

名取市は、1970年代より一貫して人口が増加しており³、平成42年（2030年）までは引き続き増加すると予想されている⁴。東洋経済新報社が発行する『都市データパック 2015

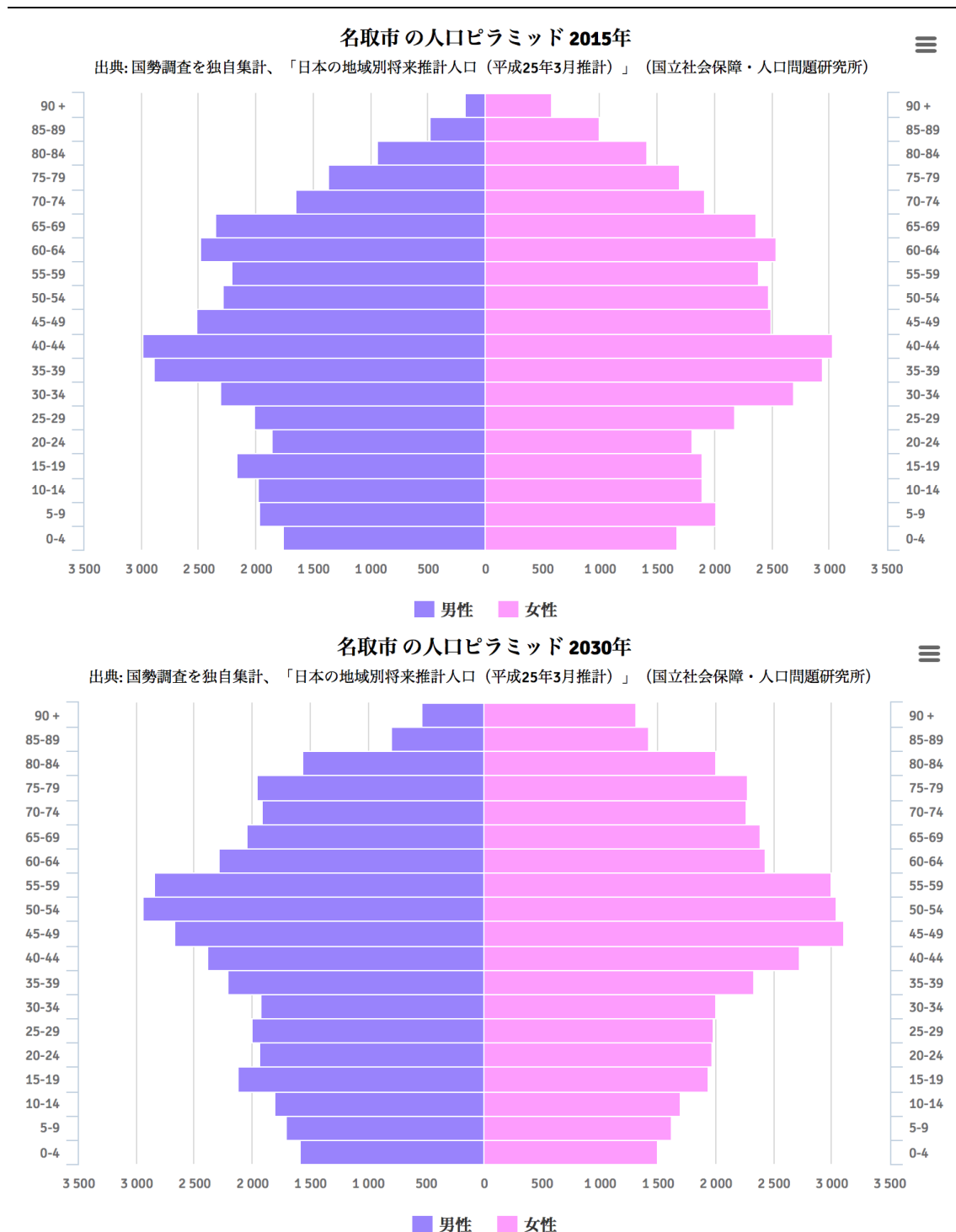
¹ 増田寛也『地方消滅 東京一極集中が招く人口減』（中央公論新社、2014）

² 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを狙った取り組み（総務省ウェブサイトより http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei03_02000026.html）。

³ 2010年国勢調査より

⁴ 参考 名取市の人口ピラミッド 2015年・2030年

年版』における「住みよさランキング」では、全国の 791 市区の中で総合 4 位とされるなど、極めて住みよい地方公共団体であると評価されている。さらに、財政力指数は全国平均と比較して高く⁵、比較的安定した財政構造であると評価できる。



国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」より作成

⁵ 「3-1 指標から読み解く地方財政」参照

しかし、その財政構造には、東日本大震災の発生以前より、社会保障に関する経費⁶が増加するなど、全国的な傾向と類する点があった。また、東日本大震災以降は、甚大な被害を受けた関東地区を中心に、国から交付される東日本大震災復興交付金等を財源とした復旧・復興事業が実施されている。平成 29 年以降は、名取市における復旧・復興事業費において、一部、地元負担が発生する見込みであり、その負担額の財政への影響と今後の事業展開が懸念される。

このように、名取市は、一見財政的に豊かに見える地方公共団体ではあるが、その財政の持続可能性は、必ずしも確実なものではない。例えば、平成 42 年までは人口増加が見込まれているが、年代別に見ると増加するのは高齢者であることから、介護・医療等に係る社会保障に関する経費の大幅な増加が見込まれる⁷。それらに対応するためには、現在の財政構造をより強化しておくことが必要と考えられる。よって、当ワークショップは、名取市が将来にわたって持続可能な行政運営をしていくため、特に、財源面から財政構造を強化する方策について検討した。

また、宮城県内の地方公共団体をみると、必ずしも全ての地方公共団体において名取市のように人口増加が予想されてはおらず、むしろ、人口減少が予想されている。さらに、財政状況も安定的であるとは言い難い。これは仙台市周辺の市町村も同様の状況である。そのため、今後名取市自身が強い財政構造を有し、その持続を可能にするとともに、他の市町村と連携していくことが、仙台市を中心とした圏域の持続にとっても重要であると考えられる。

よって、名取市のような現段階で比較的豊かな地方公共団体が将来にわたって財政的に持続しつつ、どのようにその属する地方の圏域に貢献していくことができるかという観点から「わが国の持続可能な地方財政のあり方」についても考察を試みた。

第2節 調査・検討の概要

行った調査・検討の概要について各月ごとに報告する。

4 月

磯崎初仁ほか『ホーンブック地方自治』（北樹出版、第三版、2014）、神野直彦・小西砂

⁶ 本稿における「社会保障に関する経費」とは、扶助費や社会保障給付費等の社会保障に関係して支出される経費を総じて呼称した概念とする。

⁷ 名取市において社会保障に関する経費が増加した場合でも、名取市が財政破綻に陥るようなことは現在の財政状況等からは予想し難いが、名取市が独自に行う施策を縮小せざるを得なくなることが考えられる。このような事態は、市町村として、国による何らかの財政措置が確保されると考えられる、法令でその実施が義務付けられた最低限の事務を行うのみでよいと考えるならば問題ないかもしれない。しかし、地方公共団体として市内の情勢に合わせた独自の施策を行うことが、地方自治の本旨から要請される。よって名取市が独自の施策を行うために、今から財源を確保していくことが必要であると考えられる。

千夫『日本の地方財政』（有斐閣、2014）を輪読し、現在の地方の概況や地方税財政制度について学習した。

5月

名取市震災復興計画、名取市第五次長期総合計画を輪読し、名取市がどのような性格をもった地方公共団体であるかの把握に努め、現在取り組んでいる施策及び将来取り組もうとしている施策について学習した。

また、名取市の実情把握のため名取市役所を訪問し、閉上の視察や名取市職員との意見交換を行った。

6月

地方財政白書を輪読し、日本の地方財政の概況について学習した。

また、決算カードや財務諸表を利用して名取市の財政状況の分析や、類似団体等の他地方公共団体との比較を行った。

上記文献調査を元に課題抽出も開始し、名取市の財政に対して震災による影響があるのではないかと仮定し、震災前後の財政状況について分析を行った。

7月

課題抽出及び課題分析を行った。

前月抽出した課題である震災による財政への影響の分析を、阪神淡路大震災や新潟県中越地震で被災した地方公共団体との比較を通じて行った。

また、新たに社会保障に関する経費や子育て支援に関する課題を抽出し、名取市役所へのヒアリング調査や文献調査による課題分析を行った。

8月

中間報告会までに抽出した課題を解決するためにどのような施策が考えられるか、先進自治体の施策を参考に検討した。

9月

前月に引き続いて先進自治体の事例研究を行った。

特に企業誘致に関しては先進自治体との比較を通しての検討を重点的に行った。

名取市がすでに取り組んで成果をあげているふるさと納税拡充策について、財政力強化に向けて更なる拡充の余地があると考え、重点的に検討することとした。

また、地元商店街を中心とした地域経済の活性化や、地産地消等による内需拡大を背景とした地方財政力の強化という視点を新たに取り入れ、内需拡大にむけてどのような施策が考えられるか検討を開始した。

10 月

これまでに検討した課題に対する対応策の名取市における実現可能性について議論した。

また、宮城県庁へのヒアリング調査の際、宮城県が仙台空港を活用した政策展開に意欲的であることがわかり、仙台空港が所在する強みを名取市の財政力強化に活かせないかという視点も新たに加え、空港活用策の検討を開始した。

11 月

提言する施策の抽出を行い、抽出した施策の具体的内容について検討した。

子育て支援に関する課題を解決する施策としては相応の受益者負担を求めることができる施策が望ましいと考え、公営塾の検討に的を絞ることとした。

また、これまでの調査によって震災による名取市の財政への影響がそれほど大きくないことがわかり、課題の見直しも行った。

12 月以降

提言する施策の具体的内容について検討し、実現可能性が高く、歳入増加への効果が見込めると判断したものを最終報告書に記載するための最終的な調整を行った。

第 1 章 現状分析

第 1 節 名取市の概要

名取市は、政令指定都市である仙台市の南東に位置した、人口 76,719 人⁸の市である。昭和 30 年（1955 年）に、増田町、閑上町、下増田村、館腰村、愛島村、高館村の 2 町 4 村の合併で名取町となった後、昭和 33 年（1958 年）10 月に市制施行に伴い名取市となっている。

土地柄としては、名取川・阿武隈川の両水系に囲まれた肥沃な土地、温暖な気候、風土に恵まれ、古くから農耕が盛んな住環境に適した土地である。また市内では、縄文時代前期の大規模集落群である今熊野遺跡や、東北最大級を誇る史跡雷神山古墳など、旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡が数多く発見されている。

市域は、東西 15 km 南北 8 km で東西に長い長方形で、西部は高館山や五社山が連なるなだらかな丘陵地、中央部は平坦で古くから居住の中心地域で、東部は平坦な海浜湿地から太平洋に面しており、山から海まで 98.17 km²の面積を有している。

⁸ 名取市ウェブサイト「平成 27 年国勢調査の結果速報のお知らせ」より（平成 28 年 1 月 14 日現在）

また、古くから東街道や奥州街道などが通り、現在は国道 4 号線バイパス、東北縦貫自動車道、仙台東部道路、JR 東北本線、仙台空港アクセス鉄道、更には仙台空港を擁すなど、交通の要衝の地でもあり、人口の集積、企業立地も進むなど、広域仙台都市圏の副拠点都市としての機能を有している。

産業別人口⁹⁾は、第一次産業が 2,027 人、第二次産業が 7,351 人、第三次産業が 22,867 人となっている。また、閑上漁港で水揚げされたアカガイ、東北で生産量 1 位であるカーネーションやメロン、セリなどの魅力的な特産物を持つ。また市内には、サッポロビール仙台工場や、仙台ニコンなどの大手企業の工場も存在する。

近年では、大規模な宅地開発が進み、大規模商業施設の進出が盛んとなるなど、人口も増加傾向にあり、発展を続けている都市である。

第 2 節 名取市の被災状況

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災において、名取市では最大震度 6 強を観測し、関連死を含めて 964 人（平成 26 年 3 月 31 日現在）という多くの市民が犠牲となり、最大で 11,000 人を超える市民が避難を余儀なくされた。また、半壊以上の建物 5,000 棟以上（非住家含む）という甚大な被害を受けた。地震直後には市内全域が停電となり、それに伴い電話も全域で不通となった。また、ガスや上下水道なども甚大な被害を受け、市内のライフラインは麻痺状態となった。電気の復旧は約 4 日後と比較的早かったものの、市内全域のライフライン復旧には 1 ヶ月近くを要した。

今回の震災の特徴としては、揺れによる被害がその地震規模の割には比較的小さかったのに対して、津波に因る被害が甚大であったことが挙げられる。死者・行方不明者は、ほとんど津波の被害であり、沿岸部では家屋の全壊が多数を占め、閑上では海から 1 km 以内の木造住宅は、ほぼ流失している¹⁰⁾。

第 3 節 全国及び名取市の財政状況

3-1 指標から読み解く地方財政

地方財政を計る重要な指標として、実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、公債費負担比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 6 つがあげられる。データがすでに公表されている平成 25 年度分の決算において、全国的にこれらの指標がどうなっているのか以下説明する。

⁹⁾ 名取市ウェブサイト「平成 22 年統計情報」より

¹⁰⁾ 名取市ウェブサイト「名取市における東日本大震災の被害の状況」より

3-1-1 実質収支比率

実質収支比率は、実質収支の、標準財政規模に対する割合である。

実質収支比率が高ければ高いほど、実質収支の黒字額が大きい。

平成 25 年度に赤字であった市町村は、全国で 4 団体あった。

表 1 実質収支比率

	H25	H22(震災前)
全国平均	4.7%	4.1%
名取市	11.5%	5.6%

総務省『平成 27 年度版地方財政白書』(2015) 及び『平成 24 年度版地方財政白書』(2012)、並びに平成 25 年度及び 22 年度名取市決算カードより作成、以下表 4 において同じ。

3-1-2 経常収支比率

経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源等の、経常一般財源等に対する割合である。

経常収支比率が高ければ一般財源に占める経常的経費の割合が高いということを示し、自由に使える財源が少ないということを意味する。

平成 25 年度に経常収支比率が 100%を超えている市町村は 19 団体あった。

表 2 経常収支比率

	H25	H22(震災前)
全国平均	90.2%	89.2%
宮城県市町村平均	93.2%	90.6%
被災3県市町村平均	88.7%	85.8%
名取市	92.1%	91.2%

総務省『平成 27 年度版地方財政白書』(2015) 及び『平成 24 年度版地方財政白書』(2012)、平成 25 年度及び 22 年度名取市決算カード並びに平成 25 年度及び 22 年度財政比較分析表より作成、以下表 3、表 5 及び表 6 において同じ。

3-1-3 財政力指数

財政力指数は、過去 3 年間の基準財政収入額の、基準財政需要額に対する割合の平均値である。

財政力指数が高いほど財源に余裕があることを示す。財政力指数が 1 を超える団体には地方交付税が交付されない。

平成 25 年度に財政力指数が 1 を超えている市町村は 56 団体あった。

表 3 財政力指数

	H25	H22(震災前)
全国平均	0.49	0.53
宮城県市町村平均	0.50	0.53
被災3県市町村平均	0.53	0.44
名取市	0.75	0.75

3-1-4 公債費負担比率

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合である。分母は一般財源総額となるため、震災復興特別交付税等も含まれる。

公債費負担比率が高いほど、公債費に充当される一般財源に係る一般財源総額に占める割合が大きいことを示し、公債費負担比率が高ければ高いほど公債費が財政の自由度を制約していることを意味する。

表 4 公債費負担比率

	H25	H22(震災前)
全国平均	15.7%	16.5%
名取市	13.1%	15.3%

3-1-5 実質公債費比率

実質公債費比率は、元利償還金等の、標準財政規模を基準にした額に対する割合である。実質公債費比率が高いほど資金繰りが悪化していることを示す。市町村実質公債費比率が18%以上 25%未満であれば地方債の発行に許可が必要となり、平成 25 年度では 37 団体が該当している。25%以上 35%未満であれば早期健全化段階に該当し、平成 25 年度は該当団体が無い。35%以上であれば財政再生段階に該当し、平成 25 年度では 1 団体が該当している。

表 5 実質公債費比率

	H25	H22(震災前)
全国平均	8.6%	10.5%
宮城県市町村平均	11.1%	12.4%
被災3県市町村平均	11.3%	13.3%
名取市	9.2%	10.4%

3-1-6 将来負担比率

将来負担比率は、負債残高の、標準財政規模を基準にした額に対する割合である。

将来負担比率が高ければ高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高い。市町村将来負担比率が 350%（政令市においては 400%）以上であれば早期健全化段階に該当し、平成 25 年度では 1 団体が該当している。

表 6 将来負担比率

	H25	H22(震災前)
全国平均	51.0%	79.7%
宮城県市町村平均	67.9%	108.0%
被災3県市町村平均	55.0%	101.1%
名取市	—	75.8%

平成 24 年度以降、名取市の将来負担比率は、分子において、充当可能基金額、特定財源額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額の和が負債残高を上回り、負数となる¹¹。そのため名取市では算出する必要がないとして公表していない。

3-2 市町村歳入の内訳からみる地方財政

表 7

H25市町村歳入内訳		
	全国	名取市
市町村税	32.6%	13.9%
地方譲与税	2.5%	0.4%
地方交付税	15.3%	10.0%
国庫支出金	16.0%	44.9%
その他	33.6%	30.8%

表 8

H22市町村歳入内訳(震災前)		
	全国	名取市
市町村税	34.1%	42.0%
地方譲与税	4.0%	1.2%
地方交付税	15.6%	13.5%
国庫支出金	14.9%	12.0%
その他	31.4%	31.3%

図 1 平成 25 年市町村歳入内訳

¹¹ 将来負担比率算出式の分子は「将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額）」となっている。

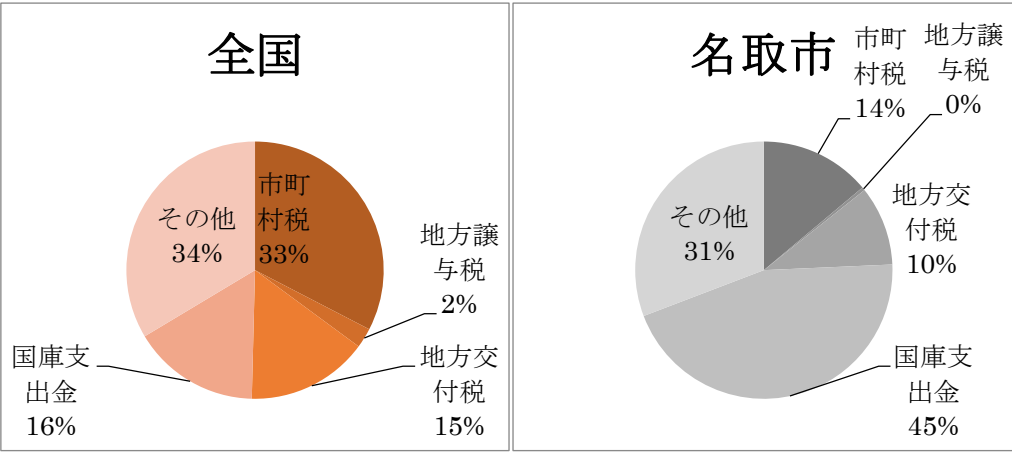


表 7 より小数点第一位を四捨五入して作成

図 2 平成 22 年市町村歳入内訳 (震災前)

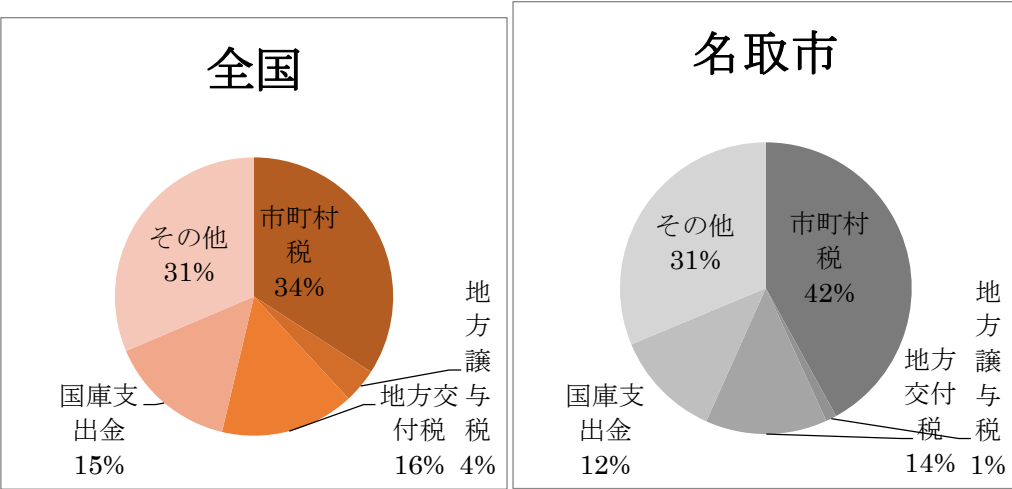


表 8 より小数点第一位を四捨五入して作成

表 9

H25市町村税収内訳					
		全国		名取市	
		割合 (%)	額 (億円)	割合 (%)	額 (千円)
住民税		44.6%	91,720	42.4%	4,463,380
	個人住民税	34.1%	71,146	推計約33%	3,474,369
	法人住民税	10.5%	21,574	推計約8%	842,271
固定資産税		42.0%	86,526	43.0%	4,597,210
総額			206,004		10,528,390

表 10

H22市町村税収内訳(震災前)					
		全国		名取市	
		割合(%)	額(億円)	割合(%)	額(千円)
住民税		43.1%	87,485	39.2%	4,018,112
	個人住民税	33.5%	67,950	31.8%	3,263,957
	法人住民税	9.6%	19,535	7.4%	754,155
固定資産税		44.2%	89,613	48.1%	4,942,030
総額			202,901		10,267,618

総務省『平成 27 年度版地方財政白書』(2015) 及び『平成 24 年度版地方財政白書』(2012)、名取市「名取市の家計簿～平成 25 年度決算」及び「名取市の家計簿～平成 22 年度決算」並びに平成 22 年度名取市財政状況資料集より作成

平成 25 年度名取市住民税は決算時の内訳が公開されていないため予算書から推計した。

図 3 平成 25 年市町村税収内訳

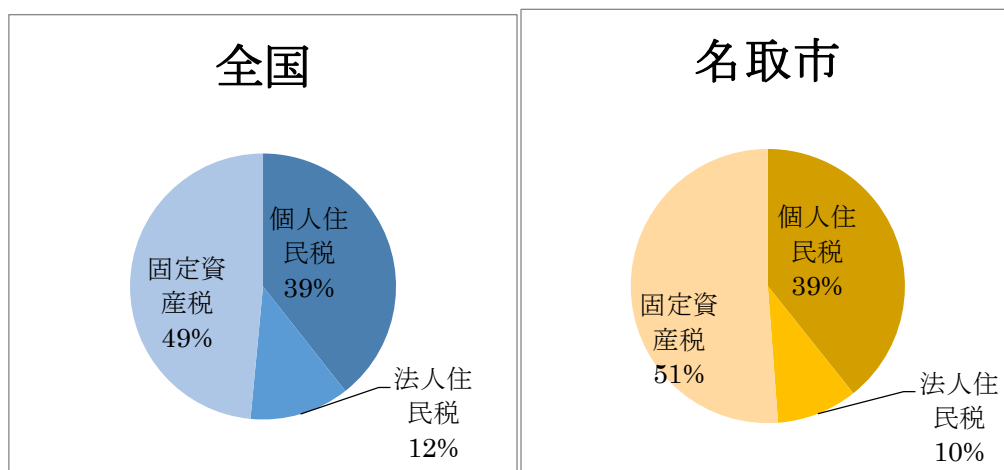


表 9 より小数点第一位を四捨五入して作成

図 4 平成 22 年市町村税収内訳 (震災前)

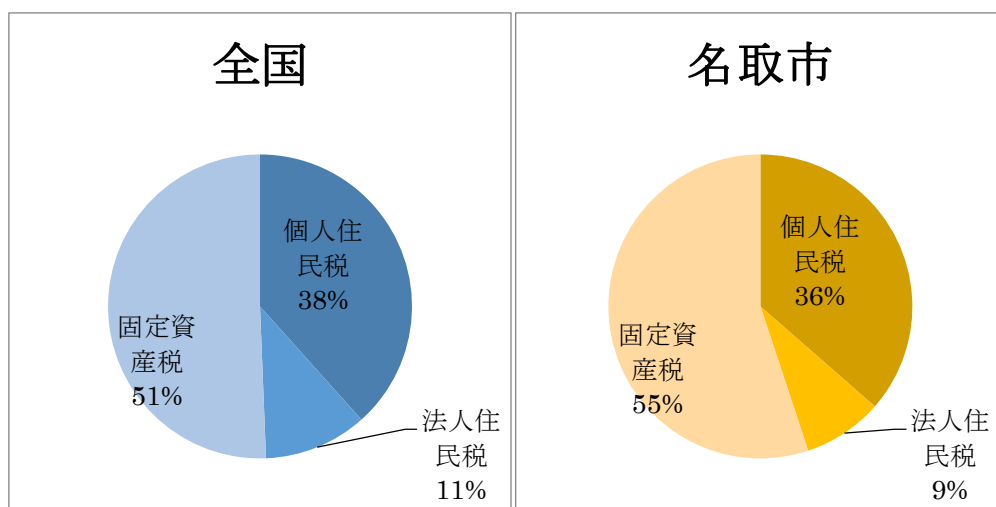


表 10 より小数点第一位を四捨五入して作成

3-3 市町村歳出の内訳からみる地方財政

市町村歳出のうち 34.3%を社会保障に関する経費が占めており、年々増加傾向にある。

これは名取市にも共通する傾向であり、特に取り上げるべき事項と考えるため、第 2 章検討課題において詳しく述べる。

表 11 平成 26 年度決算一般会計目的別内訳（歳出）

項目	円
総務費	17,125,310,000
民生費	8,152,980,000
衛生費	2,933,880,000
農林水産業費	2,810,750,000
土木費	25,389,910,000
消防費	1,192,510,000
教育費	4,291,250,000
公債費	2,945,550,000
災害復旧費	1,111,790,000
その他	1,060,340,000

名取市「名取市の家計簿～平成 26 年度決算」より作成、以下図 5、表 12 及び図 6 において同じ。

図 5 平成 26 年度決算一般会計目的別内訳（歳出）

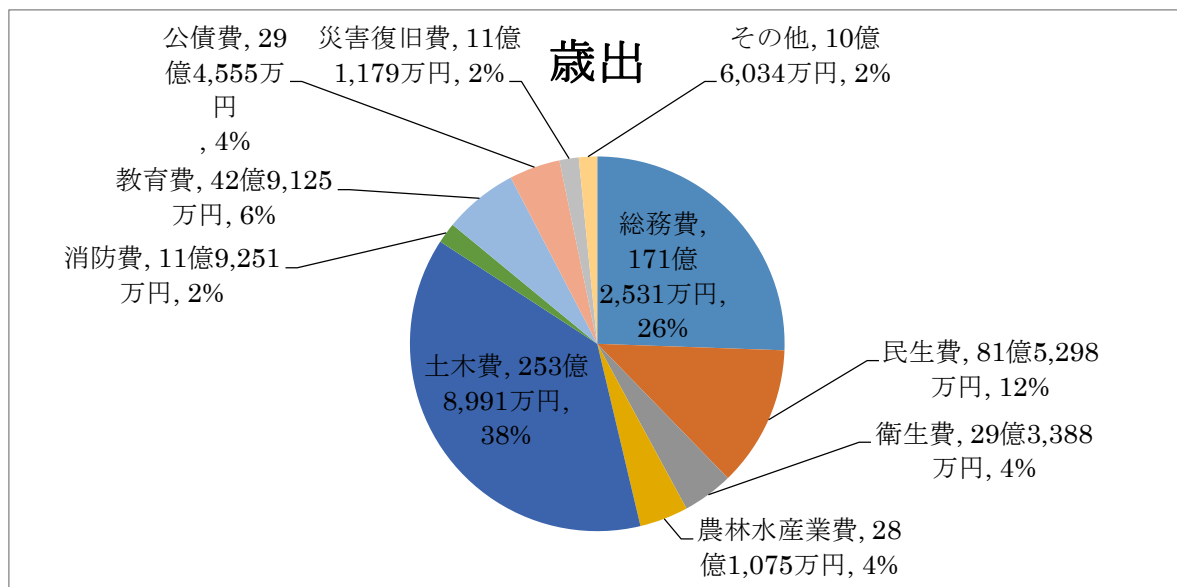
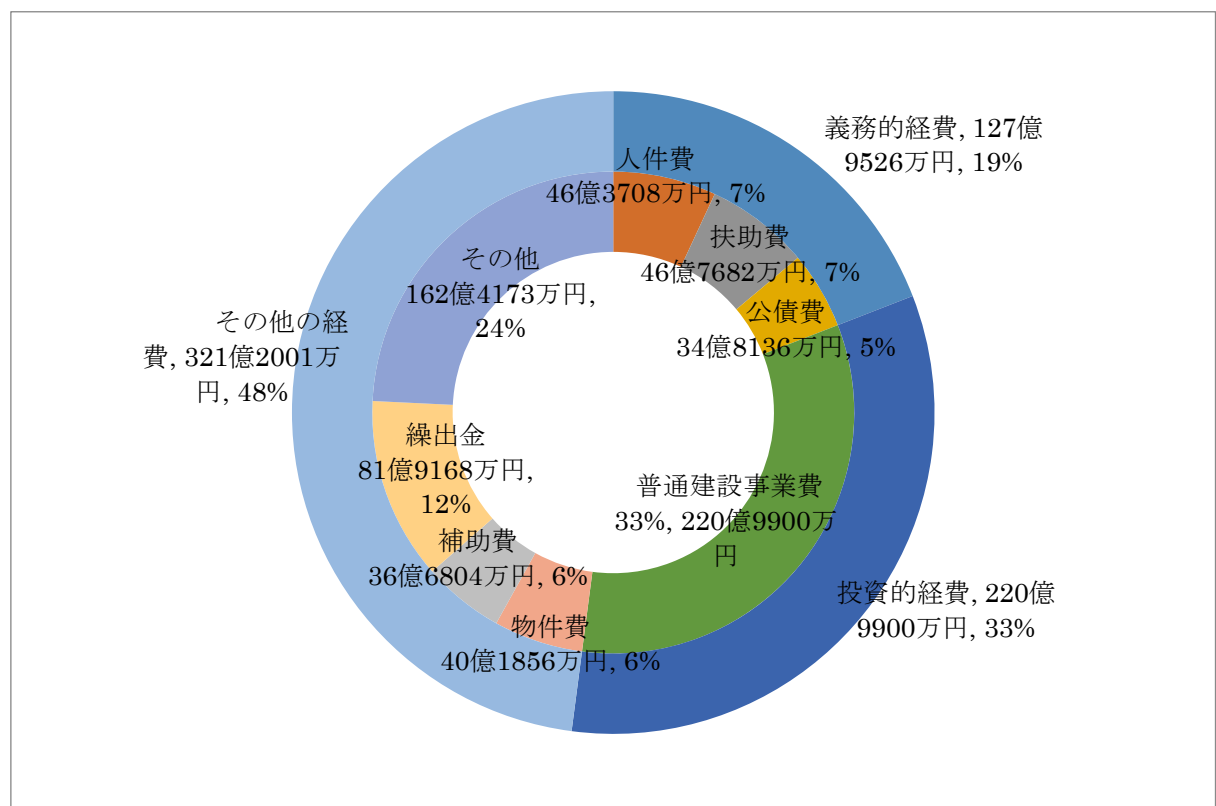


表 12 平成 26 年度決算一般会計性質別内訳（歳出）

項目		円	
義務的経費		12,795,260,000	
	人件費		4,637,080,000
	扶助費		4,676,820,000
	公債費		3,481,360,000
投資的経費		22,099,000,000	
	普通建設事業費		22,099,000,000
その他の経費		32,120,010,000	
	物件費		4,018,560,000
	補助費		3,668,040,000
	繰出金		8,191,680,000
	その他		16,241,730,000

図 6 平成 26 年度決算一般会計性質別内訳（歳出）



第2章 検討課題

第1節 震災に伴う財政課題

1-1 転位効果とは

転位効果は、大規模な戦争や社会的混乱を契機に経費膨張が生じ、混乱が収まった後も膨張した水準で経費が維持される現象（ピーコック、ワイズマンが指摘）をいう¹²。

原因として、混乱期には財政支出の増大や租税負担の引き上げが承認されることがあげられる。ひとたび高い租税負担水準が承認されると、平時に戻っても、混乱対処経費が他の経費に置き換えられて元の経費水準に戻らず、高い水準が維持される。

そして、転位効果による財政拡大は地方政府よりも中央政府にみられる。この現象は集中過程と呼ばれている。

1-2 東日本大震災における転位効果

東日本大震災においても転位効果と集中過程の前兆がみられる。

まず、財政支出の増大として復興経費が大幅に計上されていることがあげられる。例えば、平成25年度は、名取市は震災関連事業費として約238億円計上しており、これは国から交付される震災復興特別交付税や震災復興交付金等によって賄われている。

次に、租税負担の引き上げとして復興特別税（所得税分、法人税分、住民税分）が設けられたことが挙げられる。

そして、集中過程として復興特別税所得税分、法人税分は国税であることが挙げられる。また、震災関連事業費は原則全額国費負担となっていることから、中央政府の財政拡大を垣間見ることができる。

1-3 懸念される問題点

我々が懸念しているのは、ピーコックとワイズマンのいう定義そのままの転位効果ではなく、地方政府における転位効果類似の現象である。つまり、地方政府において経費膨張がおこり、収束しないという現象である。詳しく述べると以下の図式である。

（ア）地方税である復興特別税住民税分は10年間の時限的措置である。

（イ）国税である復興特別税所得税分、法人税分は国が復興特別交付税等を捻出するために起債した復興債を償還するものであり、国による新たな復興財源確保を目指すものでは

¹² 神野・小西（2014）26頁

ない。

(ウ) すなわち、復興が一段落したのちは地方政府に復興関連の特別な財源は入ってこない。一方で、地方政府は国から与えられた復興経費で各種施設を整備しており、これらの維持補修費は震災後に $+a$ の経費として増えることになると考えられる¹³。

上記図式に加え、固定資産税収についても課題がある。災害公営住宅は市の所有となっており、閑上土地区画整理事業に伴い市が買収した土地もあるため、これらが私有地であれば得ることができたはずの固定資産税収が得られないことになる。災害公営住宅の家賃収入はあるが、災害公営住宅の維持補修費等の関係経費に充てられるため、単純に家賃収入により歳入が回復されたとはいいがたい。また、通常の市有地であれば売却による収入確保が可能だが、災害公営住宅が建設されているため市有地の売却も不可能である。

そのため、転位効果類似の現象が生じた場合、震災の影響で震災前より歳出が増える一方で歳入は少なくなってしまう恐れがある。

1-4 復興事業の地元負担

平成 27 年 4 月、国は、東日本大震災の被災地に対する平成 28 年度から 5 年間にわたる支援方針案を発表した¹⁴。復興と深く関連する基幹的な事業、地域振興など全国共通の課題だが復興とも関連する事業及び、復興と関係が薄い事業に 3 分類し、基幹的な事業は国が全額負担し、他は地元負担を求めることになった。

当初 6 月 4 日の時点では、岩手、宮城、福島の被災 3 県の負担総額は、平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間で 300 億円弱とされた。このときの宮城県被災 15 市町の負担額は、総額 30 億円と推定され、名取市の負担額は、7,000 万円と試算されている¹⁵。

その後、6 月 22 日、竹下亘復興相が、岩手、宮城、福島の 3 県知事と会談し、地元負担額を約 220 億円に正式決定することになった¹⁶。平成 28 年度から平成 32 年度の国復興事業費の総額は約 6 兆 5,000 億円となり、地元負担の割合は 1.0%から 3.3%となっている。

1-5 名取市の今後の見通し

1-5-1 現在名取市が負担しているもの

現在名取市は応急仮設住宅の維持補修費等を負担している。応急仮設住宅の維持補修費とし

¹³ 歳出の膨張であり、歳入の膨張ではない。

¹⁴ 河北新報 2015 年 4 月 24 日 朝刊「復興事業を 3 分類／16 年度以降」

¹⁵ 河北新報 2015 年 6 月 17 日 朝刊「宮城被災 15 市町負担 30 億円」

¹⁶ 河北新報 2015 年 6 月 23 日 朝刊「復興相 地元負担を説明」

ては、年 600 万円程度支出している。

応急仮設住宅の維持補修費は、入居者の移転が完了するまで負担が継続することが予想される。ただ、応急仮設住宅の維持補修費は、復興が進んで被災者の恒久的住宅への移転が完了すればかからなくなるものと考えられる。

一方で、応急仮設住宅入居者を受け入れるため、災害公営住宅が建設されている。平成 27 年度の災害公営住宅の維持補修費につき、平成 27 年 12 月下旬時点では 3,400 万円程度要しているようである¹⁷。今後閑上の災害公営住宅の竣工、入居も開始されれば更なる災害公営住宅の維持補修費の増加が懸念される。

1－5－2 今後名取市が負担することになる可能性が高いもの

名取市は復興事業費の地元負担導入により、今後 5 年間で総額約 7,400 万円の負担が求められている。この約 7,400 万円の内訳は市道整備費等となっている。

また、今後負担が予想されるものとして、閑上地区に敷設される下水道の維持補修費が考えられる。閑上地区の移転事業は土地区画整理事業として行うが、その場合、移転元所有地が宅地である場合、区画整理事業後の移転先所有地を宅地として整備しなくてはならない。名取市は移転先所有地での居住を望まない移転元宅地所有者から移転元宅地の買収を進めているが、買収漏れが起きた場合、誰も住まない土地であつても宅地として不要な下水道設備を整備する必要が生じる。そうすると料金回収が不可能な下水道設備の管理費用を名取市が負担しなくてはならないことになる。

1－6 小括

名取市が市費負担しなくてはならない復興事業は複数あるが、市費負担となる事業に要する額は多くないものと見込まれている¹⁸。

一方、維持補修費については前に述べた事項について増加が予想されるほか、市道管理に要する費用に関して、閑上地区の路線整理によってある程度の維持補修費の低減があるものの新規路線の開通もあり、トータルで見ると増加する可能性も否定できない¹⁹。

よって、当ワークショップが懸念する東日本大震災に伴う転移効果類似の現象について、維持補修費の面では歳出の増加に対応した歳入の確保策が必要になってくるであろう。

第2節 社会保障に関する経費増加

¹⁷ 名取市財政課へのヒアリング調査より

¹⁸ 総務省市町村課長（復興庁元参事官）へのヒアリング調査より

¹⁹ 名取市財政課へのヒアリング調査より

年々一貫して歳出が増えている社会保障に関する経費について、全国及び名取市の状況を把握する。更に、名取市において今後社会保障に関する経費を増加させ得る社会保障政策について検討した。

2-1 全国及び名取市の社会保障に関する経費の状況

2-1-1 歳出額から読み解く扶助費の増加

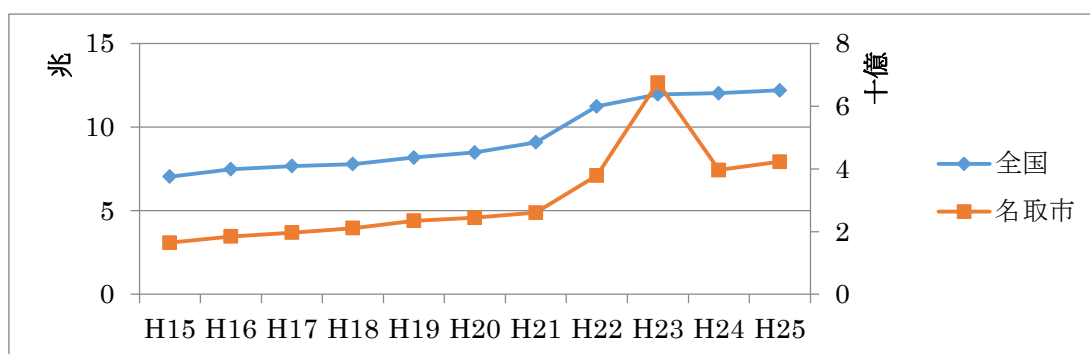
表 13

扶助費歳出額(千円)の推移											
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23※	H24※	H25※
全国	7,034,900,000	7,479,500,000	7,667,800,000	7,789,200,000	8,180,600,000	8,483,600,000	9,086,300,000	11,237,300,000	11,956,400,000	12,022,100,000	12,193,200,000
増減率	4.3%	2.5%	1.6%	1.6%	5.0%	3.7%	7.1%	23.7%	6.4%	0.5%	1.4%
名取市	1,646,243	1,844,330	1,969,144	2,108,974	2,345,286	2,443,762	2,605,377	3,787,055	6,747,599	3,961,829	4,228,489
増減率	21.0%	12.0%	6.8%	7.1%	11.2%	4.2%	6.6%	45.4%	78.2%	-41.3%	6.7%

平成 17 年度から平成 27 年度までの地方財政白書及び平成 15 年度から平成 25 年度までの名取市決算カードより作成

※平成 23 年度以降は震災関連分も入るため参考値

図 7



(ア) 全国

一貫して伸びている。

(イ) 名取市

震災前の平成 22 年度までは一貫して伸びている。

平成 23 年度の異常な値は震災の影響と思われる。

全国、名取市ともに平成 22 年度に扶助費が大幅に増加している。これは平成 22 年度に開始された子ども手当の影響である。

2-1-2 経常収支比率から読み解く扶助費の増加

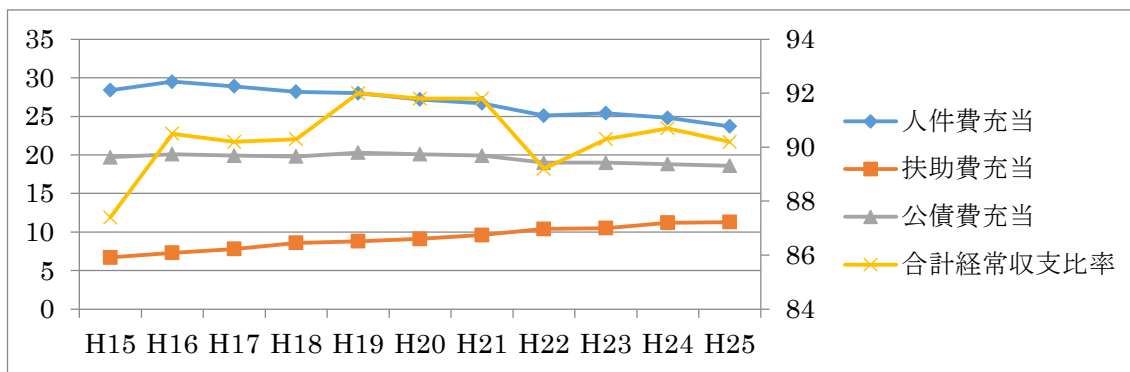
(ア) 全国

表 14 全国の経常収支比率の推移

全国	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費充当	28.4%	29.5%	28.9%	28.2%	28.0%	27.2%	26.7%	25.1%	25.4%	24.8%	23.7%
扶助費充当	6.7%	7.3%	7.8%	8.6%	8.8%	9.1%	9.6%	10.4%	10.5%	11.2%	11.3%
公債費充当	19.7%	20.1%	19.9%	19.8%	20.3%	20.1%	19.9%	19.0%	19.0%	18.8%	18.6%
合計経常収支比率	87.4%	90.5%	90.2%	90.3%	92.0%	91.8%	91.8%	89.2%	90.3%	90.7%	90.2%

平成 17 年度から平成 27 年度までの地方財政白書より作成

図 8



人件費充当は減少している。

扶助費充当は過去 10 年で約 1.5 倍に増加している。

公債費充当は横ばいとなっている。

そのため、経常収支比率全体としては横ばいとなっている。

扶助費充当の占める割合は一貫して伸びており、人件費の削減が頭打ちとなった場合、高齢化が進む今後の日本社会では扶助費が経常収支比率を一層悪化させる原因となることが予想される。

(イ) 名取市

表 15 名取市の経常収支比率の推移

名取市	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23※	H24※	H25※
人件費充当	28.6%	31.9%	31.1%	30.8%	31.4%	31.0%	32.2%	30.0%	31.8%	28.8%	28.0%
扶助費充当	4.0%	4.5%	4.9%	6.0%	6.5%	6.7%	7.4%	7.9%	8.0%	7.5%	7.8%
公債費充当	20.8%	21.7%	19.0%	17.7%	18.5%	17.5%	17.9%	18.0%	19.6%	19.3%	20.0%
合計経常収支比率	82.0%	87.8%	88.8%	88.2%	92.1%	92.0%	93.8%	91.2%	97.3%	91.4%	92.1%

平成 15 年度から平成 25 年度までの名取市決算カードより作成

※H23 以降は震災関連分も入るため参考値

図 9

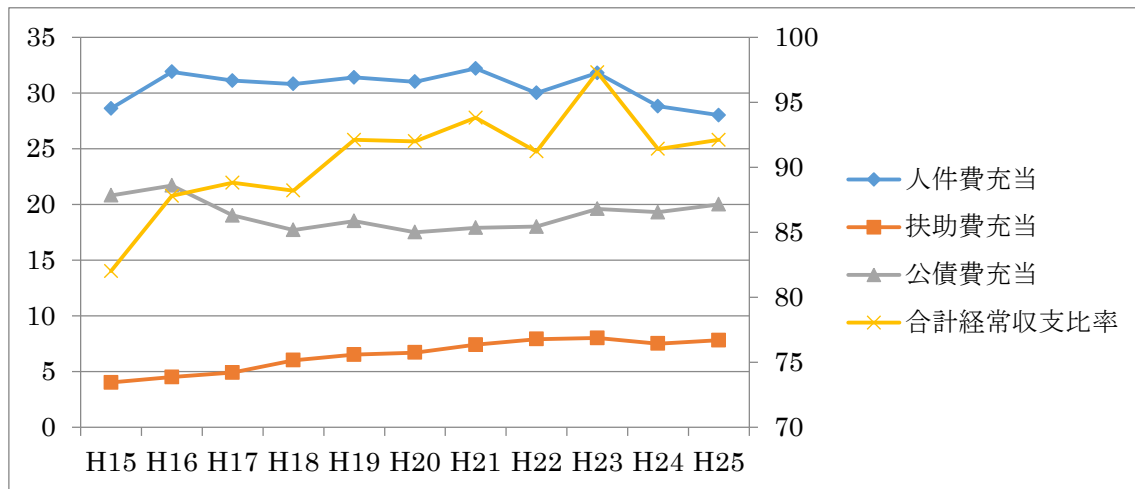


表 16 全国の社会保障給付費及び名取市の高齢化率、扶助費の推移

	全国 社会保障給 付費(兆円)	名取市 高齢化率	名取市 扶助費(千円)
H17	88	17.3	1,969,144
H18	90	18.2	2,108,974
H19	92	18.5	2,345,286
H20	95	18.9	2,443,762
H21	101	19.0	2,603,577
H22 ²⁰	-	-	-
H23	-	-	-
H24	109	19.5	3,961,829
H25	110	19.5	4,228,489
H26	115	19.9	4,508,908
H27	117	20.3	5,099,122
H32	134	23.3	6,346,650
H37	139	24.9	6,703,329

全国社会保障費及び名取市高齢化率の推計は国立社会保障・人口問題研究所公表の資料より作成、名取市扶助費の推計は前記資料を基に当ワークショップが重回帰分析をして作成

²⁰ 平成 22 年度（子ども手当創設による大幅増）及び平成 23 年度（震災による大幅増）の数値は参考値から除いて算出した。また、平成 26 年度及び平成 27 年度の数値は決算額が確定していないため、予算額を使用した。

扶助費充当経常収支比率が全国平均より低い。震災前は一貫して伸びている。
人件費充当経常収支比率が全国平均より高く、年々減少しているとは言い難い。

名取市の人件費充当経常収支比率は全国平均より高いとはいえ、平成 22 年度のラスパイレス指数は 95.7 であり、平成 25 年度のラスパイレス指数は 95.2 である。ともに名取市職員給与が国家公務員給与よりも低いことを示しており、これ以上の人件費の削減は難しいといえる²¹。

人件費の削減ができない場合、名取市では扶助費が経常収支比率を一層悪化させる原因となることが予想される。

2-1-3 扶助費充当経常一般財源等額から読み解く扶助費の増加

表 17

扶助費充当経常一般財源等額(千円)の推移												
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23※	H24※	H25※	
全国	2,570,400,000	2,737,900,000	2,957,300,000	3,405,100,000	3,558,000,000	3,635,100,000	3,481,400,000	3,871,700,000	4,116,700,000	4,310,000,000	4,321,300,000	
	増減率	-1.4%	6.5%	8.0%	15.1%	4.5%	2.1%	-4.3%	11.2%	6.3%	4.7%	0.3%
名取市	589,933	638,183	710,833	866,900	923,473	974,332	1,048,607	1,176,007	1,118,688	1,115,522	1,154,888	
	増減率	24.2%	8.2%	11.4%	22.0%	6.5%	2.2%	7.6%	-4.9%	-0.3%	3.5%	

図 10

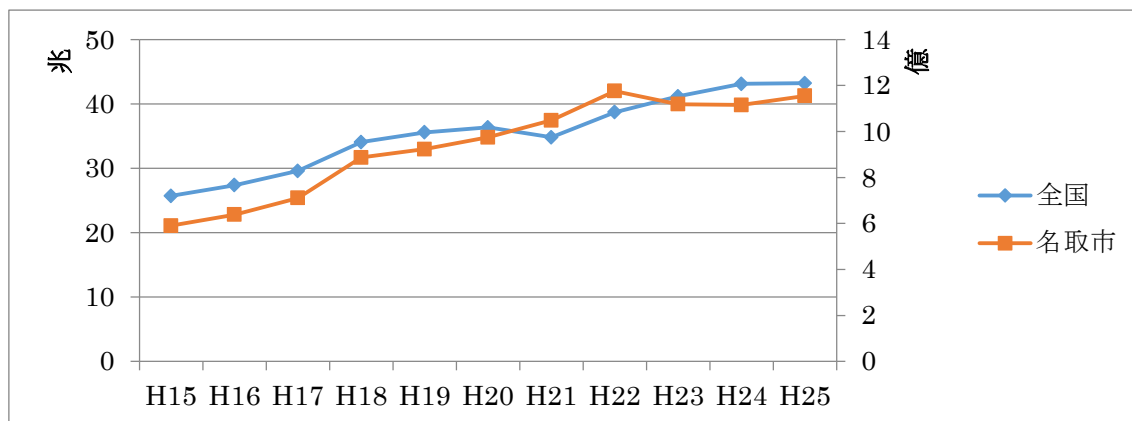


表 18

扶助費充当経常一般財源等額/扶助費歳出額の推移												
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23※	H24※	H25※	
全国	36.5%	36.6%	38.6%	43.7%	43.5%	42.8%	38.3%	34.5%	34.4%	35.9%	35.4%	
名取市	35.8%	34.6%	36.1%	41.1%	39.4%	39.9%	40.2%	31.1%	16.6%	28.2%	27.3%	

平成 17 年度から平成 27 年度までの地方財政白書及び平成 15 年度から平成 25 年度名取市決算カードより作成

※平成 23 年度以降は震災関連分も入るため参考値

²¹ 「第 4 章第 3 節 3-1 人件費削減」参照

扶助費充当経常一般財源等額の伸びが経常一般財源総額の伸びよりも大きければ、扶助費充当経常収支比率の悪化をもたらす。

扶助費充当経常一般財源等額の扶助費全体に占める割合が大きければ大きいほど、一般財源等が多く扶助費に充てられることになり、より多くの一般財源等を確保する必要性が生じているといえる。

(ア) 全国

扶助費充当経常一般財源等額は基本的に伸びている。特に平成 17 年度、18 年度は大きな伸びをみせている。同時期の扶助費充当経常一般財源等額の扶助費全体に占める割合をみると、こちらも大きくなっている。これは国庫補助負担率が引き下げられ、一般財源等による負担割合が大きくなったことが理由である。

(イ) 名取市

名取市では震災前の平成 22 年度まで額が一貫して増加している。

扶助費充当経常一般財源等額の扶助費全体に占める割合は年度の前後があるものの、おおむね全国的動向と似た動きをしている。つまり、名取市はより多くの一般財源等を確保する必要性が生じているといえる。

なお、平成 23 年度、24 年度の額の減少は、震災関連の国庫支出金による負担が大幅に増えたからと思われる。同時期の扶助費充当経常一般財源等額の扶助費全体に占める割合が著しく低下していることも、その表れであろう。

以上のことを踏まえると、過去 10 年間ににおける経常収支比率 10%上昇の大きな理由として、社会保障に関する経費の増加が挙げられるのではないかと考えられる。

2-2 名取市の社会保障政策の今後

名取市の合計特殊出生率は全国平均を下回っている（表 19 参照）。この理由の一つとして、名取市の子育て支援が十分でないところがあるからではないかと考えることができる。

また、東洋経済新報社が発行する『都市データパック 2015 年版』における「住み良さランキング」では、名取市は総合 4 位であるが、待機児童数等を指標に算出した安心度は全国の 791 市区中 446 位と、あまりよい順位ではない。これは社会保障分野に関する名取市の評価があまり高くないことを示している。

そこで、当ワークショップでは今後の社会保障に関する経費の増加が懸念されるものの、重点を置いた社会保障政策の拡充がいまだ必要とされているのではないかと考え、社会保障政策の拡充について検討した。

表 19

合計特殊出生率(H26)			
	全国平均	宮城県平均	名取市
率	1.42%	1.30%	1.30%
備考		42位/47団体	

学校教育情報サイト Gacom より作成

表 20 名取市の「住みよさランキング」推移

順位	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
総合	4位	10位	31位	25位
安心	446位	576位	513位	413位
利便	3位	3位	10位	9位
快適	2位	13位	11位	10位
富裕	238位	239位	285位	296位
住居	408位	441位	441位	413位

東洋経済新報社『都市データパック 2015 年版』より抜粋

第3節 地方交付税の現状と課題

3-1 地方交付税

3-1-1 意義

地方交付税制度の目的は、主に2つである²²。

(1) 財政調整

財政調整とは、地方公共団体の財政需要と財政収入の格差を埋め、財源の均衡化を行うことである。

都道府県間では税源が偏在している²³。しかし、税源が偏在しているからといって行政サービスも過度に偏在することは許されない。税源の偏在によって行政サービスが左右されてしまうと、貧しい地方団体から裕福な地方団体へ人口が流出し、貧しい地方団体が消滅してしまうことや、移動できない住民が行政サービスを受けられなくなることが考えられる。よって、行

²² 神野・小西（2014）81頁

²³ 平成24年度の人口一人あたりの都道府県税額を見ると、最も多い東京都は179千円であるのに対し、最も少ない沖縄県は71千円となっており、2.5倍の差がある。

政サービスの過度の偏在を防ぐために、財政調整を行う必要がある。

（２）財源保障

財源保障とは、地方公共団体への事務の配分に応じた財源を確保することである。

地方交付税の総額が国税の一定割合として法定されているため、地方財源が総額として保障されるということ、そして基準財政需要額や基準財政収入額という基準の設定を通じてどの地方団体に対しても行政の計画的な運営が可能になるように必要な財源を保障するということから、財源保障を行う必要がある。

３－１－２ 性格

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきだが、３－１－１で述べた見地から国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分している。国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方公共団体の固有財源であると考えられている。

３－１－３ 総額

（１）地方交付税の総額

地方交付税の総額は地方財政計画の歳入ベースで決まる。必要額として積み上げた歳出に対して、それと同額の歳入を確保するために、地方税や国庫支出金、地方債を歳入として計上し、不足を交付税で埋めるということになる。

平成 20 年度の地方財政計画では、歳出面における地方が自主的・主体的に取り組む活性化施策に必要な歳出特別枠として地方再生対策費²⁴が創設された²⁵。

そして 2008 年に発生したリーマン・ショック後には、危機対応として、歳入面では、既定の加算とは別枠で交付税を増額する別枠加算が措置された。歳出面でも、引き続き特別枠が措置されてきた。

平成 28 年度予算において、平成 28 年度から別枠加算は廃止されることが決定した。詳しくは「３－３ 今後の地方交付税制度のあり方に関する議論」において述べる。

（２）地方交付税の財源

²⁴ 平成 21 年度には地方再生対策費に加え地域雇用創出推進費が創設された。平成 22 年度には地域雇用創出推進費を廃止し、地域活性化・雇用等臨時特例費が創設され、平成 23 年度には地域雇用等対策費となった。平成 24 年度には地方再生対策費及び地域雇用等対策費を地域経済基盤強化・雇用等対策費として整理・統合した。平成 28 年度でも地域経済基盤強化・雇用等対策費として歳出特別枠が設けられている。

²⁵ 総務省『平成 20 年度版地方財政白書』（2008）

地方交付税率分の財源は所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 22.3%²⁶（消費税
率換算 1.40%）、地方法人税の全額である。

近年では法定 5 税の法定率分の財源不足のため、国では、別枠の加算、既往法定分等法定加
算、臨時財政対策債分臨時加算の 3 つの加算措置を講じている。

地方は臨時財政対策債を発行して、財源を調達する²⁷。

臨時財政対策債は、地方の借入金であるが、その償還財源は、地方交付税の基準財政需要額
に算入される。

また、総額が不足する場合には、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第 6 条第
1 項に定める率の変更を行うものとされており、法定率の見直しが行われることもある。

（3）総額の推移等

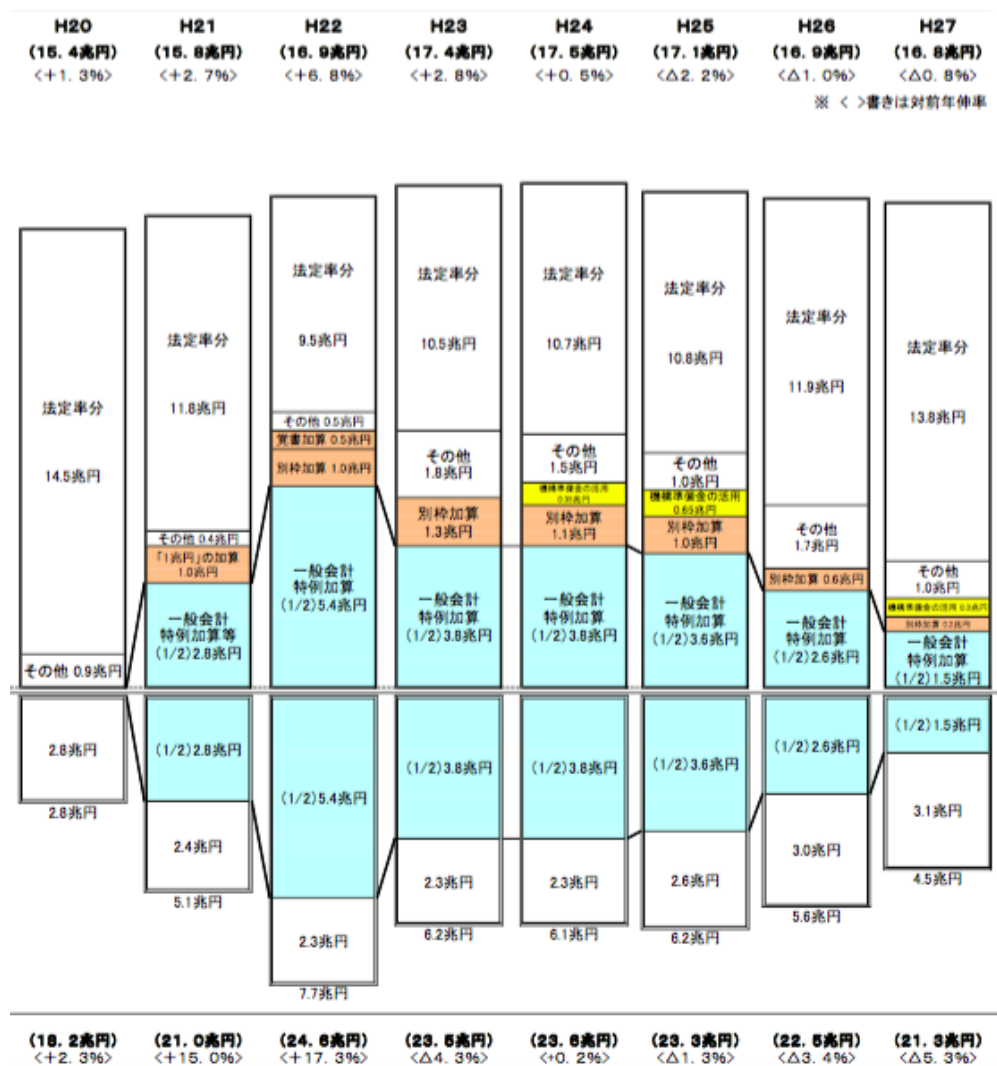
棒グラフの中央の線より上部が地方交付税の総額を示しており、中央の線より下部が臨時財
政対策債の額を示している。

地方交付税の総額の推移等は、図 11 のようになっている。

²⁶ なお、平成 29 年度以降は 19.5%となる。

²⁷ 国の臨時財政対策債分加算の額と、地方の臨時財政対策債の額は、いわゆる折半ルール
により決定される。

図 11 平成 20 年度から平成 27 年度の地方交付税総額の推移等



総務省地方財政関係資料「地方交付税等総額（当初）の推移」より抜粋

3-1-4 種類

地方交付税には、普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税がある。

(1) 特別交付税

特別交付税は交付税総額の 6%である²⁸。普通交付税の算定後に生じた特別の財政需要又は財政収入の減少に備えて設置されている。

(2) 震災復興特別交付税

²⁸ 交付税総額の 4%であり、平成 27 年度までは 6%、平成 28 年度は 5%となる。

震災復興特別交付税とは、東日本大震災に対処する等のための平成 23 年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律第 1 条により設置された、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る被災団体の負担をゼロとするための交付税である。交付額は、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、通常収支とは別枠で事業実施状況に合わせて決定する。

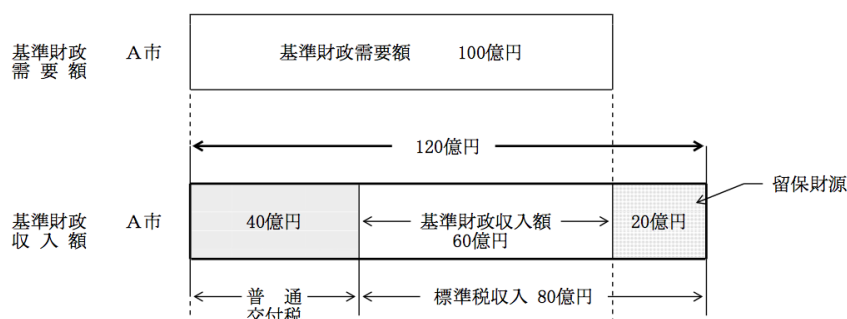
(3) 普通交付税

普通交付税は交付税総額の 94% である²⁹。各地方公共団体の交付額は、各団体の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額である。

基準財政需要額は、法定の単位費用に測定単位（国勢調査人口等）と補正係数（寒冷補数等）を掛けて算出される。法定の単位費用を用いるため、実際にかかる額ではなく、見通しの額が算出される。

基準財政収入額は、標準的税収入額と地方特例交付金を足したものに基準税率 75% をかけ、地方譲与税を足して算出される。ここで 75% を用いるのは、25% を各団体に留保することにより、各団体が交付税に依存し標準的税収入等を増やす努力をしなくなるというモラルハザードを防ぐ目的による。

図 12 基準財政収入額の算出例



総務省地方財政関係資料「地方交付税の性格」より抜粋

3-2 名取市における地方交付税の交付状況

普通交付税のうちの経常一般財源等の額に着目する。

名取市においては地方税の経常一般財源等が増加傾向にあり、地方交付税の普通交付税の経常一般財源等の額が減少傾向にある。このことから、地方交付税は地方税収入を補完する役割を担うものとわかる。

²⁹ 交付税総額の 96%、平成 27 年度までは 94%、平成 28 年度は 95%。

表 21

名取市の経常一般財源等における地方交付税の交付額（千円）と地方税額（千円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23※	H24※	H25※
普通交付税	4,353,916	3,933,662	3,796,967	3,274,861	3,576,520	3,248,196	2,850,912	2,942,884	2,430,362	2,736,638	2,738,233	3,028,332	2,531,658
地方税	8,607,576	8,473,708	8,114,589	8,157,623	8,491,556	8,600,336	9,316,928	9,765,673	9,661,491	9,476,932	8,807,818	9,403,692	9,775,276

平成 13 年度から平成 25 年度までの名取市決算カードより作成

※平成 23 年以降の地方税は震災の影響があるため参考値とする

3－3 今後の地方交付税制度のあり方に関する議論

平成 27 年 6 月 30 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(いわゆる骨太の方針)が経済財政諮問会議における答申を経て閣議決定された。この中で、地方の歳出水準については、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成 30 年度までは平成 27 年度の地方財政計画の水準を下回らないようにするとの方針が出された。

平成 28 年度地方財政計画では、一般財源総額として平成 27 年度を 0.1 兆円上回る 61 兆 6,792 億円が計上され、地方交付税総額は 16 兆 7,003 億円となった。

別枠加算は、地方税・地方譲与税等がリーマン・ショック以前の水準まで回復したこと等を踏まえ、危機対応モードから平時モードへの切替えの観点から廃止となった³⁰。

歳出特別枠である地域経済基盤強化・雇用対策費³¹は、平成 27 年度から 4,000 億円減少して 4,500 億円となった。減額した 4,000 億円は、地方の重点課題に対応するための歳出³²と公共施設の老朽化対策に係る歳出³³に充てられるため、実質的に前年度水準は維持されることとなった³⁴。

交付税算定の改革についても、様々な議論がされている。

財政制度等審議会では、平成 27 年度から開始されたまち・ひと・しごと創生事業費の実際の配分において数値の悪い団体への割増分が数値の良い団体への割増分に比べて多くなっ

³⁰ 総務省自治財政局「平成 28 年度地方財政対策の概要」(2015) 2 頁
http://www.soumu.go.jp/main_content/000391986.pdf

³¹ 前掲注 24

³² 地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むため、重点課題対応分(仮称)として新しく創設され、2,500 億円が計上された。

³³ 平成 28 年度中に公共施設等総合管理計画がほぼ全ての団体において策定されること等を踏まえ、公共施設等最適事業費と維持補修費合わせて 1,600 億円程度が増額された。

³⁴ 総務上 前掲注 30 4 頁

ている点に関し、今後は取組の成果（数値の良い団体）への割増分が多くなる仕組み³⁵にすべきであると指摘している。

地方財政審議会では、財源保障機能を維持したうえで業務改革の進捗を交付税の算定に反映するトップランナー方式や、地方版総合戦略の内容や取組の成果等を勘案しながら地域経済活性化等の成果を交付税の算定に反映³⁶することが議論されている。

骨太の方針においても、地域の活性化や行政サービスの効率化等のため、頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革を挙げている。地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と基調を合わせた歳出改革・効率化等を進め、そういった観点からの地方交付税制度の改革に取り組むことが述べられている³⁷。

こういったことから、今後は歳出効率化のインセンティブを高めるような制度へと改革されていく可能性もある。

3-4 懸念される問題点

地方交付税制度に関しては、次の2つの問題が懸念される。

第一に、現状の地方交付税制度はその財源を法定税率分のみでまかなうことができず、不足額を国と地方で折半し、国負担分については赤字国債を発行して賄う一般会計加算で、地方負担分に関しては臨時財政対策債の発行で賄っている。このように、地方交付税の財源を赤字国債で賄っていることから、今後もその財源を確保することが困難であるのではないと思われる。

第二に、現在国では地方交付税制度の改革が検討されている。一般財源総額について平成30年度までは平成27年度の水準を下回らないようにするという方針からは、平成30年度までは現状の交付額に大きな変動はないことが予想されるが、それ以降どのように変動するかは見通しが立てにくい状況にある。また、歳出特別枠は引き続き廃止や縮減が求められており、今後どのような扱いとなるか注目される。

以上から、現状の地方交付税制度は将来的にやや不安を感じざるを得ないものであり、あくまで地方交付税制度は地方財政のセーフティネットとして捉えるべきと思われる。よって、名取市をはじめとする地方公共団体は、市税収入を増やすよう一層の努力をせざるを得ないものとする。

³⁵ 財政制度等審議会「財政健全化計画に関する建議」（2015）40 頁

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia270601/01.pdf

³⁶ 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見」（2015）11 頁

http://www.soumu.go.jp/main_content/000391239.pdf

³⁷ 内閣府『経済財政運営と改革の基本方針 2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～』（2015）27 頁

第3章 解決の方向性

第1節 課題とその解決の方向

当ワークショップでは、第2章において、名取市の財政上の課題として、震災に伴う財政課題、社会保障に関する経費増加、地方交付税の現状の3つを設定した。

1-1 名取市の歳入面について

課題によって生じると予想される財政の逼迫を回避するためには、財源の確保が必要である。名取市の歳入増加策として、自主財源かつ一般財源である市税収入を増加させるための方策を検討した。具体的には、地方交付税の額を算定する上で、地方公共団体の基準財政収入額に含まれない法定外税、超過課税、ふるさと納税の活用を考えた。

また、人口維持策や移住促進策による個人市民税収等の増加、企業誘致による法人市民税収等の増加、観光の振興策について検討した。

1-2 名取市の歳出面について

財源確保の観点から、現在名取市において行われている事業の効率化及び見直しによる歳出削減についても検討した。名取市は、前述のとおり人件費の抑制については進んでいることから、主にIT技術の導入等による業務の効率化及びPFIや指定管理者制度といった民間活力の導入について検討した。

これらの検討項目について、第4章において、検討したが実現可能性が低い等の理由により提言内容としない策を、第5章において、検討し財政効果が高い等の理由により提言内容とした策を記述する。

第4章 検討した策

検討したが、実現可能性が低い等の理由により、提言内容としなかった策を記述する。

第1節 歳入を直接増やす策

1-1 法定外税

1-1-1 意義

法定外税とは、法定税以外の地方税をいう³⁸。地方税法で規定された税以外に、地方公共団体が条例に基づいて導入する独自税のことを指す。平成 12 年に施行された「地方分権一括法」で導入が容易になり、全国の地方公共団体において制定の動きが広がった。ただし、法定外税収入額は、平成 24 年度決算では 364 億円に過ぎず、地方収入に占める割合は 0.11% と非常に小さい³⁹。

なお、法定外税を課税している場合、基準財政収入額の算定においてその税収は考慮されない。すなわち、法定外税の導入による税収増分は、地方交付税の減額で相殺されることはなく、税収拡大の課税努力が損なわれることはない。

法定外税には、次の 2 種類がある。

(1) 法定外普通税

法定外普通税とは、地方税法に限定的に列挙された住民税・事業税・固定資産税などの税目以外に、地方公共団体が設ける普通税をいう。総務大臣との協議及び同意を必要とする（地方税法第 259 条、第 669 条）。

(2) 法定外目的税

法定外目的税とは、地方税法に定められた税目以外に、地方公共団体が特定の目的に使用するために条例で設定する税をいう。総務大臣との協議及び同意を必要とする（地方税法第 731 条）。

平成 12 年、地方分権を進めるため地方公共団体の課税自主権を尊重しようと、法定外目的税の創設が認められ、法定外普通税も総務大臣による許可制から、協議・同意制へと移行し、導入が容易になった。

1-1-2 全国における実施状況

法定外普通税は、道府県では核燃料関係がほとんどを占めている。一方、市町村では砂利採取税など環境関係をはじめとした租税が多い。

法定外目的税は、都道府県では過半数を超える団体で産業廃棄物税などを採用している。税収規模が大きいのは東京都の宿泊税である。一方、市町村では環境関係の租税が比較的多い⁴⁰。

平成 27 年 4 月 1 日現在、法定外税を導入している市区町村の一覧は、下記のとおりであ

³⁸ 神野・小西（2014）58 頁

³⁹ 神野・小西（2014）63 頁

⁴⁰ 神野・小西（2014）63 頁

る⁴¹⁴²。

(1) 法定外普通税

表 22 法定外普通税の実施団体と税目及び課税客体

団体名	税目	課税客体
静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有
神奈川県山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取
福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為
鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済み核燃料の貯蔵
東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	狭小住戸を有する集合住宅の建築等
大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為

(2) 法定外目的税

表 23 法定外目的税の実施団体と税目及び課税客体

団体名	税目	課税客体
京都府城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取
山梨県富士河口湖町 ^{かわぐちこ}	遊漁税 ^{ゆうぎと}	河口湖での遊漁行為
福岡県北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分
新潟県柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管
沖縄県伊是名村 ^{いぜなそん}	環境協力税	旅客船等により伊是名村へ入域する行為
沖縄県伊平屋村 ^{いへやそん}	環境協力税	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為
沖縄県渡嘉敷村 ^{とかしきそん}	環境協力税	旅客船等により渡嘉敷村へ入域する行為

1-1-3 名取市における実施状況

名取市においては、現在、法定外税は実施されていない。

1-1-4 名取市における実施の可能性

法定外税は、導入自治体の例を分析すると、主に2つに分けることができる。

第一に、「市外から訪れる観光客などに課税する」形態である。例えば、別荘等所有税（静岡県熱海市）、歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）、空港連絡橋利用税（大阪府泉佐野市）、環境協力税（沖縄県伊是名村）等が挙げられる。

⁴¹ 総務省「法定外税の新設・変更への関与の見直し 資料」30 頁

http://www.soumu.go.jp/main_content/000174391.pdf

⁴² 各税の詳細については、巻末付録を参照されたい。

名取市は、仙台空港の所在都市であり、市外から訪れる観光客も多いため、課税が可能のようにも思える。しかし、これらの課税事例の背景にあるのは、観光客によって引き起こされる各種問題の発生である。例えば、別荘等所有税の導入は、市外から訪れる別荘所有者によるごみの処分や、上下水道の需要増大が、その背景としてある。

名取市においては、仙台空港に降り立った観光客によって何らかの問題が発生しているという事例は、報道などを見る限り見られない。したがって、この形態に則した課税を行うことは困難であると考えた。

第二に、「域内外の市民や企業のある行為が、財源を新たに確保することが必要となる程の、何らかの問題を生じさせる」形態である。例えば、狭小住戸集合住宅税（東京都豊島区）、山砂利採取税（京都府城陽市）がそうである。

名取市においては、市民や企業によって、このような問題が生じているということは、各種文献や新聞報道を見る限り、見受けることができない。

したがって、この形態に則した課税を行うことも、困難であると考えた。

なお、核燃料関係の税については、名取市に原子力関係の施設があるわけではなく、創設することは考えられないので、調査の対象外とした。

以上のことから、法定外税については、政策提言の対象から外すこととした。

1－2 超過課税

1－2－1 意義

超過課税とは、標準税率を超えて課税すること⁴³である。ただし、制限税率を超えて設定することはできない。

なお、平成 24 年 11 月時点の地方税法の法定税の税率の種類については表 24 のようになっている。

地方交付税の交付額における基準財政収入額の算定においては、実際には地方公共団体が標準税率以外の税率を採用していても、標準税率を適用している。よって、超過課税分の収入は実績から除かれることになる。つまり、超過課税分の収入が、地方交付税の減額によって相殺されることがないため、実施すれば自主財源かつ一般財源を増やすことができる。また、税率や実施年月を任意に定めることができるため、必要な額を一定期間の間、安定的に調達することができる。超過課税を行う目的としては、既存の行政サービスの質の向上や、新しい施策の展開が考えられる。

そして、住民に新たな税負担を求める税制であるため、新しい施策のために超過課税を行うためには、「標準的サービス水準を超える、その施策のためには新たな税を負担してもよい」という住民の合意が必要である。その意味で、住民合意が支える「参加型」の税制

⁴³ 神野・小西（2014）59 頁

であるとも理解することができる⁴⁴。このことから、住民の地方公共団体の財政状況への関心を喚起する性質もあると思われる。

表 24 地方税目と税率等

種 類		概 要	税 目	
			道 府 県 税	市 町 村 税
一定税率		地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税 自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	道府県民税（法人 法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人 均等割） 市町村民税（法人 法人税割） 経自動車税 鉱産税
	制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	道府県民税（個人 均等割） 道府県民税（個人 所得割） 道府県民税（法人 均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人 均等割） 市町村民税（個人 所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり	地方団体が税率を定めるに当たって、それを越えることができない税率。		都市計画税
	制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他				入湯税

総務省「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会報告書」より抜粋

1－2－2 超過課税の実施状況

平成 25 年度の市町村税の税率と、名取市における超過課税の実施状況は、次のようになっている⁴⁵。

表 25 市町村税目と名取市における税率等

税目	標準税率	制限税率	超過課税実施団体数	名取市
個人住民税均等割	3,000 円 ⁴⁶	なし	2 市 ⁴⁸	標準税率 ⁴⁹

⁴⁴ 金澤（2007）

⁴⁵ 鉱山税等は、名取市で実施されていないため、割愛する。また、一定税率の税は割愛する。

⁴⁶ 地方税法第 310 条

⁴⁷ 平成 26 年から平成 35 年まで 3,500 円となる。

⁴⁸ 北海道夕張市、神奈川県横浜市において実施している。

⁴⁹ 名取市市税条例第 31 条第 1 項

個人住民税所得割	6%	なし	2 市 ⁵⁰	標準税率 ⁵¹
法人住民税法人税割	12.3%	14.7% ⁵²	(1003 団体 ⁵³)	制限税率 ⁵⁴
法人住民税均等割	5~300 万円 ⁵⁵	標準税率の 1.2 倍 ⁵⁶	(404 団体 ⁵⁷)	標準税率 ⁵⁸
固定資産税	1.4% ⁵⁹	なし ⁶⁰	(162 団体 ⁶¹)	標準税率 ⁶²
都市計画税	なし	100 分 の 0.3 ⁶³	156 市	制限税率 ⁶⁴
軽自動車税	車両区分に より異なる ⁶⁵	標準税率の 1.5 倍 ⁶⁶	29 団体	車両区分によ り異なる ⁶⁷
入湯税	150 円 ⁶⁸	なし	2 団体	標準税率 ⁶⁹

月刊「税理」平成 27 年 10 月号別冊付録 1『平成 27 年度全国市町村の市町村税 税率一覧表』（2015,ぎょうせい）等より作成

1－2－3 事例

超過課税が導入された事例及び検討されたが導入に至らなかった事例を記載する。

⁵⁰ 北海道夕張市、兵庫県富岡市において実施している。

⁵¹ 名取市市税条例第 34 条の 3

⁵² 地方税法第 314 条の 4 第 1 項、385 団体にて採用している。

⁵³ 平成 22 年の数値のため参考値とする。

⁵⁴ 名取市市税条例第 34 条の 4

⁵⁵ 地方税法第 312 条第 1 項参照、九つの区分が設けられており、区分により異なる。

⁵⁶ 地方税法第 312 条第 2 項

⁵⁷ 平成 22 年の数値のため参考値とする。

⁵⁸ 名取市市税条例第 31 条第 2 項

⁵⁹ 地方税法第 350 条第 1 項

⁶⁰ 100 分の 1.7 を超える税率を設定するときは、議会において当該納税者の意見を聴くものとされる。地方税法第 350 条参照。

⁶¹ 平成 22 年の数値のため参考値とする。

⁶² 名取市市税条例第 62 条

⁶³ 地方税法第 702 条の 4

⁶⁴ 名取市都市計画税条例第 3 条

⁶⁵ 地方税法第 444 条第 1 項

⁶⁶ 地方税法第 444 条第 2 項

⁶⁷ 名取市市税条例第 82 条参照。一部超過税率、うち一部制限税一部標準税率。

⁶⁸ 地方税法第 701 条の 2

⁶⁹ 名取市市税条例第 143 条

(1) 神奈川県横浜市（通称横浜みどり税）

【使途】横浜みどりアップ計画の新規・拡充施策の実施⁷⁰。

【内容】個人市民税の均等割に 900 円、法人市民税の均等割に 9%上乗せ

【経緯】緑は一度失われると元に戻すのが困難であり、その保全・創造は早期に着実に行われなければならないとして、平成 21 年 4 月から平成 26 年 3 月まで実施された。その後、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは喫緊の課題であり、市民からも声が寄せられたとして⁷²、平成 31 年 3 月までの延長が決定された。なお、環境保護に係る超過課税は他の地方公共団体においても実施されている。

(2) 兵庫県豊岡市

【使途】都市計画税を廃止し、その代替財源を確保する。

【内容】固定資産税、個人市民税の所得割にそれぞれ 0.1%上乗せ⁷³

【経緯】豊岡市は平成 17 年 4 月に 5 町と合併した。合併時点では旧豊岡市のみににおいて都市計画税が課されていたため、合併後はも旧豊岡市域の住民のみに、引き続き都市計画税が課されることになった。旧豊岡市がとりわけ多くの借入金を新市に引き継いだとすれば、特別の負担である都市計画税の課税もやむを得ないかもしれないが、そういったことはなかった。よって、都市計画税を廃止し、その代替財源として、全市域の住民を対象に固定資産税と個人市民税の超過課税を行うべきであるとされた。

(3) 秋田県（通称子育て新税）

【使途】子育て支援と教育に関する施策の実施⁷⁴

【形態】県民税の所得割の 0.3%上乗せ、法人税割の 0.2%上乗せ⁷⁵

【経緯】平成 19 年 5 月に寺田典城秋田県知事（当時）が『子育て支援と教育は県政発展の鍵を握るとして、今後も安定的に事業を続けるため「新たな県民負担をも視野

⁷⁰ 横浜市ウェブサイト「横浜みどりアップ計画と課税自主権の活用について」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/midori-up/>

⁷¹ 税収相当額を「横浜市みどり基金」に積み立て、一般財源から分離して管理している。そのため使途は実質的に限定されており、目的税的な性質であるとも言える。

⁷² 横浜市「これからの緑の取組[平成 26—30 年度]（素案）に対する市民意見募集の結果（概要）」によれば、横浜市が平成 25 年に実施したアンケートにおいて、平成 26 年度以降も取組を実施するための財源の一部を市民が負担することについて、74.7%が「負担する必要がある」「どちらかと言えば負担する必要がある」と回答した。

⁷³ 幅広い社会基盤整備を進めるため、その受益はすべての市民に及ぶと考えられたため、市民が公平かつ広く薄く負担し、納税対象者が多い固定資産税と個人市民税の組み合わせが妥当と判断された。

⁷⁴ 既存の施策の安定的な実施と新規の実施の両方を含む。

⁷⁵ 平成 19 年 11 月 28 日時点の案。

に入れた検討が必要」と訴え』⁷⁶、通称「子育て新税」として超過課税の検討が進められた。当初の県民アンケートでは、肯定的な意見が否定的な意見を上回っていたが、議会は根強く反対を続けていた⁷⁷。二回目の県民アンケートでは、肯定的な意見が否定的な意見を下回った。また当初案にはなかった法人の負担を求める意見が多く、その後知事は法人からの税徴収を検討する考えを明らかにした。12月に県は骨子案の修正、最終案をまとめたが、翌年1月に県職員による旅費の二重取りが報道され、税金の無駄遣いへの批判が高まり、新たな税負担を求めることとなる子育て新税の導入に世論が否定的になりつつあった。1月末に導入の賛否を問う県民アンケートが実施され⁷⁸、否定的な意見が過半数となり、知事が導入の断念を決めた。

【導入に至らなかった理由】

既に充実している施策を増税によって拡充する緊急性・必要性を明確にできなかった、実施を予定した事業メニューが安易な拡充に過ぎないように見えた⁷⁹、知事への不信感が増していった⁸⁰、子どものいない納税者や法人にも負担を求めることから応益原則に反していると考えられた等が考えられる。

1－2－4 名取市における実施の可能性

名取市財政課へのヒアリング調査によれば、名取市が現状以上に超過課税を実施する予定はない⁸¹。そのため、名取市においてさらに超過課税が実施されることは、全国的にあるいは宮城県内において超過課税を導入する地方公共団体が増加する等の外部的な要因がない限りないと思われる。

1－2－5 考察

名取市において超過課税を実施する場合、例えば、将来的に社会保障に関する経費が増

⁷⁶ 河北新報 2008年2月8日 朝刊「考えよう あきた子育て新税 検証・知事のコトバ（上）／変わる目的」

⁷⁷ 県内25市町村のうち17市町村議会が反対する意見書案を可決した。また、県議会議員選挙でほぼ全員が反対の意思を示して当選した。さらに、県議会が反対請願を全会一致で採択した。

⁷⁸ 肯定的な意見は25.0%、否定的な意見は65.6%となった。ただし、子育て支援と教育の充実を社会全体で支えることが将来の秋田の発展につながるという考え方に関しては、肯定的な意見が半数を上回っていた。

⁷⁹ 河北新報 2007年4月27日 朝刊「考えよう あきた子育て新税 県民フォーラム「助成金より心の支援を」」

⁸⁰ 河北新報 2008年2月15日 朝刊「考えよう あきた子育て新税 寺田知事が断念／頼みの綱 県民の支持低下公務員不信も要因に」

⁸¹ 現在の名取市の超過課税の実施状況は、表25を参照。

大し財政的にひっ迫する中で、現状の施策を引き続き実施できる財源を確保するために、個人住民税の税率を上乗せすることが考えられる。

しかし、超過課税はあくまで増税であり、住民の反対は必至である。記載した事例全てにおいて、超過課税導入に際して、人件費の削減や業務の効率化等による歳出削減の取組みを十分に行ってきたことや他の手段によって目的を達成することができないことの論証が求められている。また、秋田県の事例からは政治的な要素も大きいことがわかる。

そして最も必要なことは、住民が超過課税によって実施する施策の目的に賛成していることである。より多くの人が賛成する目的を持つ施策とは、年代や居住地域にかかわらず幅広く受益者が発生する施策の実施であると考ええる。例えば、自然環境や上下水道の整備、ゴミ処理等である。これらは住民にとって生活に直結するものであり、現状の維持あるいは拡大、充実のための負担の増加に比較的心理的抵抗の少ないものであると考ええる。

一方で、社会保障に関する施策は受益者が特定の層に偏りがちであり、その経費の増大を原因として住民全員にさらなる負担を求めることは難しいと思われる。

1-2-6 小括

現在の名取市の財政状況は緊急に巨額の一般財源を必要とするものではないが将来的に財源が必要となるものであるということは、第2章で論じた通りである。

よって、超過課税の実施によって安定的な一般財源かつ自主財源を確保することは、現状直ちに必要なものではないが、超過課税は有効な財源を獲得する手段であり、将来に向けて検討し得る手段と考える。

第2節 歳入を間接的に増やす策

2-1 人口維持

2-1-1 意義

名取市の合計特殊出生率が低いことへの危機感を端緒に、名取市の子育て支援の拡充を検討した。

子育て支援の拡充は人口維持・移住促進策としても位置付けることができる。子育て世代は居住地選択の際に居住先の福祉、教育環境を大きな考慮事項とする傾向があると考えられているからである⁸²。大衡村や大和町へ大規模工場が進出した際に、黒川郡域ではなく

⁸² AERA（朝日新聞出版）等雑誌において子育て世代に住みよい自治体の特集が組まれており、子育て世代が子育て支援の充実度によって転居先を考えるインセンティブが高められている。

仙台市に転居した工場関係者も多く、この原因として仙台市の方が教育環境において優れているとのイメージが転居先の決定に影響を及ぼしたということが考えられている。また、黒川郡域は子育て支援に力を入れているが、これは工場関係者の転居先の選択に子育て支援の充実度が影響を及ぼすとの考慮に基づいたものであり、黒川郡域の工場関係者を黒川郡域に居住させるためである⁸³。

ただし、福祉・教育環境が居住地選択に影響を及ぼすということを実証することは難しい。三菱総合研究所が行った調査では、子育て支援が人口維持・移住促進策として機能していると実証できるデータは得られなかった⁸⁴。実際、大規模工場が立地する大衡村に隣接する加美町、色麻町は乳幼児医療費助成制度の拡充に力をいれているものの、大きな効果はみられない。

一方、上記調査に関連して三菱総合研究所が市民を対象に行ったアンケートでは、特に子育て世代においては、居住地選択の際に転居先の子育て支援の充実度を重視するという結果となっている。

そこで、当ワークショップでは子育て支援の拡充をどのようなコンセプトで行うか検討した。その結果、提言する政策が人口維持・移住促進策として機能するという実証的根拠を提示することが不可能であることから、思うような結果がでない場合に備えて「財政負担の増加がおきにくい施策」を行うべきであると考えた。具体的には、相応の受益者負担を求めることが可能であり、名取市の財政的負担があまり生じない施策を行うべきであると考えた。

2-1-2 待機児童対策

名取市では待機児童が一定数発生している。ベッドタウンでは全般的に待機児童の数が多くなっているが、特に名取市では人口1人あたりの保育所定員数は比較的少なく、また、平成26年10月時点では認可保育所全体での定員充足率が100%を超えているなど、保育ニーズへの対応に課題があると思われた。

そこで、名取市の待機児童対策について調査したところ、平成27年度より地域型保育事業制度が開始され、名取市では5小規模保育事業者と、1家庭的保育事業者が認定されたことがわかった。地域型保育事業制度で認定をうけた保育所は認可保育所として扱われるため、認可保育所の総定員数は増加したことになる。

名取市役所へのヒアリング調査によると、地域型保育事業制度の開始により待機児童の解消が進んでいるとのことであった。

⁸³ 宮城県庁へのヒアリング調査より

⁸⁴ 三菱総合研究所『「人口移動効果を踏まえた自治体の福祉政策展開」に関する調査研究報告書』（2014,3）より

表 26

認可保育所待機児童数及び定員数				
	H26.10			
	待機児童数	定員数	定員/人口	人口(H26.1)
名取市	40	750	0.010	74,740
仙台市	776	13,130	0.013	1,049,578
多賀城市	71	960	0.015	62,203
富谷町	63	817	0.016	51,138
大和町	48	315	0.012	27,205
大衡村	0	130	0.023	5,675

学校教育情報サイト Gacom より作成

2-1-3 乳幼児医療費助成制度

乳幼児医療費助成制度は、患者の自己負担部分（子どもの自己負担割合は小学校入学前 20%、入学後 30%）を地方公共団体の公費でカバーするものである。基本的には市町村の単独扶助事業であるが、市町村が支出した乳幼児医療費助成金のうち、都道府県が制定する補助対象範囲内の部分については都道府県から 50%の補助が得られる仕組みとなっている。

乳幼児医療費助成制度の拡充は多くの地方公共団体が人口維持・移住促進策として取り組んでいる施策である。特に関東圏の自治体は中学 3 年生までの医療費を無料にするなど、乳幼児医療費助成制度の拡充に積極的である。

表 27 名取市と近隣市町村における乳幼児医療費助成制度の実施状況

		対象年齢	所得制限	保護者の一部負担	備考
名取市	通院	6歳年度末	有	-	H27.10～12歳年度末まで拡大、小1～12歳年度末まで初診500円
	入院	15歳年度末	有	-	
仙台市	通院	9歳年度末	有	3歳～9歳年度末まで初診500円	
	入院	15歳年度末	有	小1～15歳年度末まで10日目まで1日500円	
多賀城市	通院	9歳年度末	有	-	
	入院	15歳年度末	有	-	
富谷町	通院	15歳年度末	小4以上はあり	3歳～15歳年度末まで初診500円	平成25年9月まで対象年齢が9歳年度末、所得制限、一部負担なし 平成25年9月まで一部負担なし
	入院	15歳年度末	-	小4～15歳年度末まで10日目まで1日500円	
大和町	通院	15歳年度末	-	-	
	入院	15歳年度末	-	-	
大衡村	通院	18歳年度末	-	-	
	入院	18歳年度末	-	-	

各市乳幼児医療費助成制度案内より作成

名取市においては平成 27 年 10 月よりその内容が拡充されたものの、宮城県内の他の市町村と比較すると、低い水準になっている。

なお、富谷町では平成 25 年 10 月以降は通院の対象年齢が拡充された一方、新たに保護者の一部負担が設けられており、このことは乳幼児医療制度の単純な拡充が財政上難しい一例といえる。このような事情も勘案しつつ、名取市における更なる乳幼児医療費拡充の是非に関して下記のように検討した。

乳幼児医療費助成制度を人口維持・移住促進策として捉えた場合、下記の難点があると

考えられる。

先に述べたとおり乳幼児医療費助成制度の拡充が人口維持・移住促進策としてどれだけ機能するかは不明であり、人口増加を期待して多額の費用をかけて乳幼児医療費助成制度の拡充を行った場合、財政負担を生じさせる可能性がある。

加えて、人口維持・移住促進を主目的とした乳幼児医療費助成制度の拡充は他地方公共団体との拡充合戦につながりやすく、政策目的として適切でない部分がある。

これらの難点を踏まえると、乳幼児医療費助成制度の拡充を人口維持・移住促進策として位置付けることは難しい。

2-1-4 学童保育の拡充

学童保育の不十分さによって転居を考える保護者が存在するとの仮説⁸⁵を元に学童保育の拡充を検討した。検討に際しては、学童保育の拡充に積極的に取り組んでいる埼玉県戸田市を参考にした。

(1) 民間学童保育の拡充

まず、民間学童保育の拡充について検討した。戸田市では民間学童保育に補助金を支給し、民間学童保育の保育料を公立学童保育と同額としている。

ただ、戸田市は公立学童保育の保育料が月額 7,800 円と高く(名取市は月額 3,000 円)、名取市が公立学童保育と同額で民間学童保育を運営させることは難しいと思われる。

仮に公立学童保育と同額で民間学童保育の運営を可能にするとした場合、多額の補助金による支援が必要となる。

(2) 公立学童保育の拡充

次に、「戸田市トワイライト事業」を参考にした公立学童保育の拡充について検討した。戸田市トワイライト事業は中心となる児童館 1 ヶ所を 21 時まで開館し、他の児童館閉館時に送迎バスをまわして児童を集約させるというものである。

そこで名取市において同様の事業を行う場合にかかる経費を計算したところ、経費が現在の学童保育料(月額 3,000 円)をベースに算出した延長保育料(1 回 200 円)による受益者負担額を大幅に上回ってしまうことが判明した。当ワークショップの試算では当該事業にかかる多大な経費を回収するには、約 36 組の家庭が名取市に移住することによる住民税収増加が必要である⁸⁶。

⁸⁵ 仙台市教育長を経験された荒井教授の話より

⁸⁶ 公立学童保育拡充費用の試算

バス運転手、補助員代 1,500 円×4 人=6,000 円

延長分児童厚生員代 1,500 円×2 時間×5 人=15,000 円

2-1-5 小括

名取市へのヒアリング調査では、名取市において待機児童の解消が進んでいることや、乳幼児医療費助成制度の拡充を名取市としては人口維持・移住促進策として捉えていないことがわかった。また、名取市の公立学童保育は定員の超過がなく、公的資金を利用して学童保育を拡充する必要性は薄いこともわかった。

一方で、これらの施策の実施には多額の財源を要し、人口維持・移住促進策として行うと財政負担の増加が生じやすいとも考えたため、当ワークショップの検討の対象からは外した。

2-2 企業誘致

2-2-1 意義

企業誘致は多くの地方公共団体が地域振興策として行っている。企業誘致によって地元雇用の創出や従業員の移住による税収入増加、消費拡大等が期待される。また、企業が

光熱費 5,000 円

夕食代 200 円×30 人=6,000 円

利用料金－ (200 円×30 人) =－6,000 円

1 日計 2.6 万円 1 年計 2.6 万円×245 日=637 万円

公立学童保育拡充費用の試算に際して、バス運転手、補助員の給与（時給換算 1,500 円）、児童厚生員の給与（時給換算 1,500 円）は仮定値とした。増田児童センターの勤務員は 13 人（うち児童厚生員 6 人）だが、延長保育時の勤務員は 5 人と仮定している。

光熱費は藤沢市公民館光熱費（年約 500 万円）を参考に試算し、延長保育料は名取市学童保育料が日額 150 円程度となることを元に 200 円程度が妥当と仮定した。

この政策によって夫婦あわせて年収 600 万円（夫 300 万円、妻 300 万円）の共働き家庭が移住してくると仮定し財政効果の試算をすると、市民住民税の増収は 9 万円×2 人=18 万円となる。公立学童保育にかかる費用は 637 万円であるため、この費用を回収するためには 36 組以上の移住が必要となる。

らの新たな税収入も期待でき、企業誘致に成功した場合の財政、経済効果は非常に大きい。

2-2-2 名取市の取組み

現在名取市では企業立地奨励金や雇用奨励金(表 27 参照)による企業誘致を行っている。

また、重点をおく産業に対しては別メニューによる企業誘致も行っており、ニッチトップ企業や情報通信関連企業(コールセンター等)の誘致に積極的である。そのほかにも交通、商業の便に優れた飯野坂東部地区に工業用地を準備した上で、オーダーメイド型企业誘致を展開している。

名取市に企業を定着させる策としては立地企業懇談会や10年操業した企業への地域定着企業表彰を行っている。

名取市の企業誘致によって愛島地区に工業団地が形成され、フジフーズやウッペル、篠崎コンクリート等が立地している。平成27年10月にはしまむらの工場の立地が決定した。

閑上地区でも水産加工団地の形成が計画されており、震災前から閑上で操業していた3社に加え、震災前は福島県で操業していた3社の立地が決定している。

表 28 名取市の奨励金メニュー

奨励金メニュー	適用業種	適用範囲	助成内容	適用期間
1 企業立地奨励金	工場	投下固定資産額が1億円以上で常時雇用者が20人以上(ただし、中小企業においては、投下固定資産額が5千万円以上かつ常時雇用者が10人以上)の場合	<①と②の合計額> ①立地にかかる家屋・償却資産に対し課する固定資産税額(都市計画税含む。) ②家屋・償却資産の賃借料の年額の3倍の額を基準額として固定資産税率(都市計画税を含む。)相当分を乗じた額	新設時・移設時・増設時3年間(ただし、集積業種および特定集積業種は5年間)
	特定事業所	投下固定資産額1億円以上かつ常時雇用者が5人以上の場合		
	流通事業所	投下固定資産額2億円以上かつ土地取得面積が1万㎡以上の場合		
2 雇用奨励金	工場、特定事業所	新たな常時雇用者が10人以上(ただし、中小企業及び特定事業者については5人以上)で操業等の開始日後1年以内にまでに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合	市内に住所を有する新規従業員の数に10万円を乗じた額	新設時・移設時・増設時(最長)3年間
	流通事業所	新たな常時雇用者が10人以上で操業等の開始日後1年以内にまでに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合		

名取市ウェブサイトより抜粋

2-2-3 参考自治体

経済産業省地域経済産業グループ『企業立地に頑張る市町村事例集』(経済産業省、2008)より、名取市に人口規模、立地等で共通する部分が見られる岩手県北上市及び同じく人口規模が似ており、東北有数の製造品出荷額を誇る山形県米沢市の取組みに関して分析を行った。

(1) 岩手県北上市

(ア)北上市の概要

北上市は、人口 93,930 人(平成 23 年)で、岩手県中南部に位置する。東北本線、北上線、東北新幹線が通り、国道 4 号、国道 107 号が交差する交通の要衝となっている。東北道北上金ケ崎 IC や東北道と秋田道の分岐である北上 JCT もあり、北隣する花巻市には花巻空港がある。県都盛岡市からは約 45km とやや離れている。

北隣する花巻市とともに北上花巻都市圏を構成する。また、南隣する金ケ崎町とともに岩手県最大の工業地帯を構成する。平成 23 年の岩手県製造品出荷額順位は金ケ崎町が 1 位、北上市が 2 位となっている。この工業地帯では金ケ崎町に立地するトヨタ自動車東日本岩手工場の関連産業も盛んである。

平成 23 年工業統計表より北上市の工業データを見ると、製造業従業員数約 13,000 人、製造品出荷額約 3,700 億円、事業所数 240 ヶ所である。うち、188 社は誘致企業である。主な事業所として、岩手東芝エレクトロニクス、岩手スリーエム、明治製菓北上工場、アイメタルテクノロジー(いすゞ関連会社)、TDK・MCC 北上工場、北上ハイテクペーパー(三菱製紙製品製造会社)、シチズン東北、岩手ヤクルト工場などがある。自動車関連産業と半導体や電子部品等の精密機器産業が中心となっている。

(イ)北上市の取組み

北上市の特徴的な取組みは、企業の要望をランキング化し、対応について公表するなどのきめ細かいフォローアップ活動をしていることである。市長をはじめとする市幹部が毎年市内の企業 100 社以上を訪問し、立地後の操業状況を把握している。立地後の課題やインフラ整備等を始め、住宅や生活環境等にわたるあらゆる要望を聞き、帰庁後は直ちに各担当者に課題解決のための指示を行い、各社からの要望内容に応じて対処方法等を明確に伝えると共に、その概要をプレス公表するなど、企業に対してわかりやすい対応を行っている。これは 1950 年代という早い時期から企業誘致に積極的だった北上市役所の気風によるところが大きい。企業立地課という企業誘致、立地企業フォローの専任部署も設置されており、北上市役所東京事務所も設置して企業誘致の情報収集に努めている。

他の特徴的な施策としては、国内地方公共団体初の国立大学への寄付を通じて岩手大学の研究施設を誘致し、市内の事業所との産学連携の橋渡しをしていることや、北上市基盤技術支援センターを設置し、企業のニーズが強い高価な検査設備を導入して安価に貸し出していることがあげられる。

(2) 山形県米沢市

(ア)米沢市の概要

米沢市は、人口 85,765 人(平成 23 年)で、山形県南部に位置する。奥羽本線、米坂線、山形新幹線が通り、国道 13 号、国道 121 号が通る。東北中央道の整備が予定されているが、現在は自動車専用道路である国道 13 号米南道路がある程度である。

平成 23 年工業統計表より米沢市の工業データを見ると、製造業従業員数約 10,800 人、製造品出荷額約 5,200 億円、事業所数 279 ヶ所で、山形県では 1 位の製造品出荷額である。主な事業所としては、青葉堂印刷、端溝和製作所、三ツ矢米沢工場、SUMCO 米沢事業所などがある。

(イ) 米沢市の取組み

米沢市の特徴的な取組みは、米沢市と米沢電機工業会が一体となって立地企業をフォローアップする仕組みの構築である。例えば、企業の業績による従業員の過不足が生じた際は、米沢電機工業会を通して従業員の余剰がある企業から不足している企業へ一時的に派遣するなど、企業間で人材を融通できる体制が形成されている。また、企業代表による改善事例発表や会員企業を題材とした改善研究会も実施されており、市は誘致活動の際、地域工業界の全面的なサポートが受けられる点を強調している。

また、首都圏に在住する米沢市出身者で構成される企業誘致支援組織があり、幅広い企業情報の入手や、新たな企業誘致手法の提言などを行っている。

北上市の岩手大学研究施設誘致とも似ている部分があるが、米沢市には旧来から山形大学工学部があるため、山形大学研究施設を活用した産学連携にも取り組んでいる。

2-2-4 小括

名取市が企業誘致をする場合、交通の便による地の利を活かすだけではなく、北上市や米沢市のようなフォローアップ体制の構築が必要となってくる。特に米沢市は旧来からの中心都市ではあるものの、それほど交通面での地の利に優れているとはいえず、ソフト面での努力が実ったといえるのではないかな。

当ワークショップが提言するまでもなく、名取市は積極的な企業誘致活動を行っており、特に情報通信企業の誘致は大都市に隣接する名取市の性質に合致した企業誘致形態であり、その成功が十分期待されるものである。加えて、当ワークショップは名取市のベッドタウン的性格を活かし、魅力ある住みよい街を形成する施策の提言に注力したいと考えたことから、企業誘致に関しての提言を見送ることとした。名取市が引き続き現在の方向性を維持しつつ、ソフト面での努力を怠らずに企業誘致を成功させることを期待したい。

2-3 大型商業施設と中心商店街の共存による中心市街地の活性化

2-3-1 意義

全国の地方公共団体において、中心市街地の空洞化は大きな問題となっている。特に、郊外への大型商業施設等の進出によって、従来の中心商店街の相対的な地位が低下し、最

最終的にシャッター通りとなった中心商店街も少なくない。

名取市もまた、イオンモール名取エアリといった大型商業施設や、コンビニエンスストア、国道 4 号線沿いのチェーン店の進出によって、江戸時代から宿場町として栄えた中心商店街である増田商店街の相対的な地位が低下し、活気が無くなってきているのが現状である。

中心商店街には、その地域の顔、玄関口としての役割だけではなく、地域住民のコミュニティの場としても重要な役割を果たしてきた。つまり、地元根差した中心商店街を活性化させることは、地域経済の活性化と共に地域コミュニティの強化にも繋がり、賑わいのある中心市街地が形成され、生活環境の向上による人口の維持も期待することができる。

そこで、当ワークショップでは、中心商店街を衰退させている要因の 1 つである大型商業施設を、集客力の高い商業施設という地域資源として捉え、大型商業施設と中心商店街の共存による中心市街地の活性化策を検討した。

2-3-2 全国における実施状況

全国の大型商業施設と中心商店街の共存による中心市街地活性化の先進事例⁸⁷の中で、名取市において応用可能と考えられる事例を紹介する。

(1) 連携バスの運行（熊本県八代市）

熊本県八代市では、平成 22 年から、大型店に集まった買い物客を商店街に誘導することを目的として、連携バスを運行している。この連携バスは、八代地区のバス路線再編に伴い、低額の運賃で乗れるコミュニティバスとして導入された⁸⁸。

回遊性を高めて、中心市街地として一体的な買い回りを促進しているが、課題として、大型店を利用する買い物客が多いことが挙げられる。

(2) 電子マネーの導入（神奈川県横須賀市）

神奈川県横須賀市にある久里浜商店街は、平成 20 年から、大型店と商店街を一体のショッピングモールとして捉えて、両方で使える電子マネーを導入した。導入した電子マネーは、イオンが展開している「WAON」で、商店街の約 2 割の店舗が導入し、「WAON」を導入した全国初の商店街となった。導入の際には、イオン側が一台 24 万円の機器を 68 台無償提供している⁸⁹。

⁸⁷ 経済産業省九州経済産業局『平成 23 年度中心市街地活性化支援業務（大型店の立地に対応した中心市街地活性化等に関する調査）』（2012）

⁸⁸ 熊本県八代市『平成 22 年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告』（2011）

⁸⁹ 全国商店街支援センターウェブサイト「取組事例から学ぶ 未来志向型商店街」
<http://www.syoutengai-shien.com/case/etc.html#n01>

久里浜商店街は、駅からイオンへの途中に位置するといった地理的な要因も大きいですが、電子マネーの導入によって買い物客の利便性が向上し、売り上げを伸ばしている。

(3) 共同配送の実施（青森県八戸市）

青森県八戸市は、中心地の買い物客は高齢者が多いことから、平成 18 年から、大型店・商店街のどちらで購入した商品であっても一緒に配送できる共同配送を始めた。これにより中心市街地における回遊性の向上と、利便性の向上、買い物客の負担軽減に取り組んでいる。

利用者の中心は高齢者で、リピーターも多い。しかし、商店街の売り上げが増加しているかは検証が難しく、今後の課題となっている。

2-3-3 考察

以上の先進事例には、回遊性の向上、利便性の向上、問題意識の共有、という 3 つの重要なポイントが含まれている。

すなわち、回遊性の向上により、大型商業施設と中心商店街という独立したものを、1 つの商業圏とすることができ、利便性の向上により、買い物客にストレスを感じさせない環境を提供できる。また、高齢化など、買い物客が抱える問題について情報共有することにより、買い物客の負担軽減策などに協力して対応できる。

以上のポイントを踏まえて、下記において、名取市での実施状況、実施可能性を探る。

2-3-4 名取市における実施状況

増田商店街には駐車場が無く、商店街でのイベント開催時には、イオンモール名取エアリの駐車場を貸してもらうなどの協力関係がある。現段階でそれ以外の協力関係は無く、今後も共同での取組みに関する予定はない⁹⁰。

2-3-5 名取市における実施可能性

2-3-2 で記述した各地の先進事例を、名取市においてどのように応用して実施するのか、また、実施した場合にどのような課題があるのか、考察する。

(1) 連携バス

名取市には、「なとりん号」というコミュニティバスがあり、「まちなか循環線」という路線がある。この「まちなか循環線」は、市内の中心部を走っているが、中心商店街であ

⁹⁰ 名取市商工会へのヒアリング調査より

る増田商店街は路線に入っていない。今後、増田商店街にバス停を設置し、この「まちなか循環線」の路線に組み込めば、回遊性を高める連携バスの実施は可能である。また、増田商店街は、名取駅から近いため、駅利用者と呼ば込むことも期待できる。しかし、イオンモール名取エアリは、杜せきのした駅に隣接しており、電車での移動が可能なため、運賃面での優位性以外に、利用するメリットがない。

（２）共通電子マネーの導入

増田商店街においては、イオンが展開する「WAON」の他に、駅が近いという特性を活かして、JR が展開している鉄道系 IC カードの「Suica」の導入や、商店街内に立地するセブンイレブンが展開している「nanaco」の導入が考えられる。いずれも普及率の高い電子マネーであり、導入すれば買い物客の利便性向上が期待できる。

しかし、これらの共通電子マネーを導入するには、読み取るための機器を各店舗に設置する必要がある。その際には、導入する商店が経費を負担するのか、市などの支援によって行うのか、電子マネーを展開している企業が負担するのかといった、導入経費が課題となる。

（３）共同配送

イオンでは、一定額以上の買い物をすると自宅までの無料配送をするサービスを行っている。仮に商店街と共同配送を行う場合は、そうした既存のシステムを活かす形がよい。

しかし、イオン側に商店街と共同配送を行うメリットは見当たらない。また、八戸市では高齢者への対策が必要となり実施されたが、名取市は現段階では比較的若い世代が多く、高齢者への対策が急務とは言えない。そのため、共同配送を実施する必要性があまりないと考えられる。

２－３－５ 小括

中心市街地を活性化するには、当然ながらその地域住民が主体的に関わる必要がある。大型商業施設と中心商店街の共存事例も、現状に危機を感じた中心商店街側の強い働きかけに大型商業施設が応じる場合が多い。しかし、現段階で増田商店街からそうした働きかけは無く、今後も特に検討していない⁹¹という状況を踏まえると、実現可能性が極めて低く、提言するには難しいと判断した。

第３節 歳出を減らす策

⁹¹ 同上

3-1 人件費削減

3-1-1 意義

歳出において大きな割合を占める職員の給与の見直しは、歳出を削減するうえで重要な検討事項である。名取市の職員の給与の見直しが十分になされているか検討する。

3-1-2 名取市における実施状況

国の給与制度の総合的見直し⁹²においては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ、及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされた。それを受け名取市でも給料表の見直し、地域手当の見直し、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当の見直しが実施された。

名取市の給与が適正であるかどうか、他地方公共団体と比較して考えるとする。他地方公共団体と比較するにはラスパイレス指数⁹³を用いる。

表 29 ラスパイレス指数比較（単位：％）

	全国平均	市平均 ⁹⁴	類似団体平均	名取市
平成 26 年 4 月	98.9	98.6	97.7	95.2

名取市ウェブサイト「名取市の給与・定員管理等について」より作成

3-1-3 小括

名取市のラスパイレス指数は、全国平均、市平均及び類似団体平均のいずれも下回っている。現状の地方公共団体の給与体制においては、名取市の給与はやや低い水準であると言える。

よって、そもそも現状の地方公務員の給与が適正であるかという問題はあるが、現状の名取市の公務員の給与を引き下げることが、職員の士気の維持や人材確保の必要性を踏まえれば、妥当ではないと考える。今後も国の動向に合わせた見直しが行われることが期待される。

⁹² 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性」（2014）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei12_02000049.html

⁹³ ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与を測る指標である。「全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 とし計算した指数」である。（総務省ウェブサイト「平成 26 年地方公務員給与実態調査結果等のポイント」より）

⁹⁴ 指定都市を除く。

3-2 業務効率化

3-2-1 意義

行政機関の業務の効率化を行うことで、経費を削減し、そこで捻出された資金を他の施策に充当することができる。

3-2-2 全国における実施状況

各地方公共団体においては、行政改革の取組みを進めてきた中で、クラウド化等を契機とした業務の効率化の取組みが進められている。

例えば、通常の窓口業務をパターン化する等業務フローの見直しを行った上で、住民に対するワンストップサービスを提供する「総合窓口」の設置のほか、各所属における庶務事務を集中化し、電子申請・外部委託等を活用して人事・給与・旅費等内部管理事務の効率化を図る「総務事務センター」の設置が進んでいる。

また、クラウド化についても、平成 26 年 1 月 1 日時点において、地方公共団体の 13% が複数の地方公共団体でのクラウド化（自治体クラウド）を実施しており、地方公共団体の 17% が単独でのクラウド化を実施している。

以下では、全国的に見て早い時期にこれらの取組みを行った先進自治体について紹介する。

（1）総合窓口（山梨県甲府市）

甲府市では、市役所本庁舎の建て替えを機に、平成 19 年に窓口サービス部会を設置し、平成 23 年に準備作業に着手した。そして、平成 25 年から総合窓口サービスを開始した。

仕組みとしては、市民課窓口で住民異動、戸籍届出、各種証明書、税証明、国保、年金、介護、後期高齢等の手続きを一括して受け付け、可能なものはその場で処理を完了することとした。窓口業務の内容により、総合窓口のみで手続きが完了するもの、各担当課での手続きが必要なものにパターン化し、各担当課での手続きが必要な場合は、申請書の内容を担当課に送信・共有する庁内電子申請システムにより情報共有を行うこととした。

その結果、転出時の税金の未納者からの収納額の増加（未納額の 30% 相当（平成 25 年度））等の効果が見られた。

（2）総務事務センター（静岡県）

静岡県では、効率化と生産性の向上を目的に、平成 10 年度に本庁部局内での集中化を開始し、平成 14 年に総務事務センターを開設した。そして、平成 20 年度に総務事務を集中

化し、アウトソーシングが完成した。

仕組みとしては、職員が電子または紙ベースにより申請書等を総務事務センターに提出して総務事務センターが入力することで、内容確認、入力、帳票作成等をアウトソーシングすることとした。

その結果、経費削減（毎年約 3 億円、累計 27.6 億円の削減（平成 14 年度から平成 26 年度））、人員削減（97 人（平成 10 年度から平成 26 年度））、職員の効果的な配置と事務の効率化等の効果が見られた。

（３）自治体クラウド（神奈川県）

平成 20 年に神奈川県町村会において、情報システムの共同化の検討を開始し、一部事務組合を新たに設立して神奈川県の全 14 町村で情報システムを共同化した。そして、平成 23 年から順次共同システムへの移行を行った。

その結果、情報システム経費の削減（約 30%の削減）、データセンターの活用による業務継続性の確保、セキュリティの強化等の効果が見られた。

３－２－３ 名取市における実施状況

名取市においては、業務の効率化を含む「第四次名取市行財政改革大綱」の実施計画で定めた全 60 項目のうち、平成 26 年度までに 47 項目、割合にして 78.3%実施した。

具体的には、以下のような業務の効率化の取組みが行われている。

（１）ダイヤルインの導入

事務の効率化と迅速化を図るため、平成 27 年度からダイヤルインを導入した。

（２）契約方法の見直し

委託や賃貸借等の各種契約について、一括契約に見直すことにより経費の削減を図ることとしている。また、長期継続契約やリース契約についても積極的活用を図ることとしている。

課室ごとに、長期継続契約への切り替え等を行っており、平成 26 年度に消防本部通信指令台保守点検業務を長期継続契約に切り替えた。

（３）効率的な組織づくり

業務量に対応し、時代の変化にも対応できる組織づくりを進めることとしている。

平成 26 年度から、文化振興課及びスポーツ振興課を統合し、「文化・スポーツ課」を設置した。また、復興まちづくり課に総務班を設置し、区画整理班を復興まちづくり課から分離・独立させ、「復興区画整理課」を設置した。

（４）文書管理事務の効率化

文書作成・収受から保存まで、システム化による事務の効率化を図ることとしている。
平成 26 年度は専門業者による文書管理システムデモを二回開催した。

次期情報系システム更新時（平成 30 年度）における他の地方公共団体との共同クラウド利用を検討しており、現行未導入の文書管理システムにおいても共同クラウドの導入に合わせて調達を検討している。

（５）内部ネットワークの活用

庁内情報系 LAN と一人一台 PC の整備の進捗を踏まえて、会議開催文書等内部文書の電子化などのネットワークの活用を進め、事務の効率化と経費の節減を図ることとしている。会議資料、庁内への周知などの文書について、内部ネットワークの活用が進んでおり、平成 26 年度に部課長会の報告書を内部ネットワークに掲載することとした。

今後も、内部ネットワークにおけるポータル掲示板、電子メール、共有フォルダ等の利活用についてさらに推進する予定である。

３－２－４ 名取市における実現の可能性

先進自治体において進んでいる「総合窓口」、「総務事務センター」、「自治体クラウド」について、それぞれ検討する。

まず、総合窓口の設置について、そのプロセスにおいては、業務フローの詳細分析、総合窓口での取扱業務の決定等を行う必要があり、それには市役所の業務に精通するとともに、業務内容に深く入り込まなければならない。これらの検討を行うには、私たちの研究では限界があると考ええる。

次に、総務事務センターの設立については、都道府県や政令指定都市などの大規模な地方公共団体で取り組みが進んでいる⁹⁵。これは、総務事務センターは、内部管理事務を集中化することにより、規模の経済性が発揮されて業務の効率化が図られるため、大規模な地方公共団体ほどその効果が現れるからである。従って、宮城県として総務事務センターを設立することは考えられるが、名取市として総務事務センターを設立することは妥当とはいえない。

次に、自治体クラウドの導入について、名取市は、次期情報系システム更新時（平成 30 年度）における他の地方公共団体との共同クラウド利用を検討しており、現行未導入の文書管理システムにおいても自治体クラウドの導入に合わせて調達を検討している。

⁹⁵ 導入済み団体：都道府県 31 団体、政令指定都市 5 団体（平成 22 年現在）。

3-2-5 小括

名取市は現在様々な形で業務の効率化を行い、また、自治体クラウドの導入等に関して今後も進める予定であることから、経費の削減に向けた取組みが十分に行われていると考える。従って、業務効率化については、政策提言の対象から外すこととした。

3-3 民間活力の導入

3-3-1 意義

効率的な管理・経営を行うことで経費を削減する施策として、民間活力の導入を検討した。具体的には、指定管理者制度と PFI について取り扱い、効率的な地域経営の方途を模索した。

(1) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組を整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図る制度である⁹⁶。

本制度には、大きく 3 つの利点がある。第一に、施設の管理に、民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスの向上を図ることが期待されている。第二に、施設管理に期間を定め、PDCA サイクルを明確にすることで、サービスの改善に活かすことが可能になる。そして、第三に、指定管理者の選定手続きを公募にすることで、競争原理による管理コストの縮減を図ることができ、行政経費を削減できる可能性がある。一方、欠点としては、短期間で指定管理者が交代した場合、ノウハウの蓄積が不十分になるおそれがあること、人件費の抑制やコスト削減に注力するあまり、利用者に対するサービスの低下や地域の雇用に影響を与えることが挙げられる。

(2) PFI

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律によれば、PFI (Private Finance Initiative) は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する一連の手法である。

⁹⁶ 地方自治法第 244 条

本制度の導入によって、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を実現することが狙いである。

3-3-2 全国における実施状況

続いて、両制度の活用によって成果を実現した事例として、指定管理者制度については神奈川県横浜市、PFI については山口県山陽町の事例をそれぞれ紹介する。

(1) 神奈川県横浜市⁹⁷

横浜市は、平成 22 年度より横浜市立図書館 18 館のうちの、地域図書館 1 館を対象に指定管理者制度を導入している。

制度導入の成果として、市直営時より約 1,300 万円の経費が縮減され、平日の開館時間を午後 8 時 30 分まで延長し、通勤通学時の利便性向上を図ることに成功した。学校連携事業に関しても、専任の担当者を配置することで学校図書館支援のための訪問回数が大幅に増加し、特に学校図書館ボランティアへの支援を積極的に行った。

注目すべき点としては、レファレンス専用デスク「やまうちよろず相談処」の整備などの調査研究支援とミニショップ「山内堂」の設置による文具等の販売を行ったことである。

前者に関しては、レファレンス専用デスクを整備して司書職員が常駐することにより、レファレンス受付件数が前年比約 20%増加した。また、「日経テレコン」「聞蔵(朝日新聞)」等の商用データベースを導入するなど、利用者の調査研究ニーズに対応した取組みを進めた。

後者は、ミニショップ「山内堂」をカウンター脇に新設し、文具やエコバックなどの販売、新刊図書の注文取次を開始した。文具等については当初の想定よりも利用が多く、年間の売り上げは予想を上回る成果を上げた。

(2) 山口県山陽町⁹⁸

山口県山陽町は、町の高齢者を対象とするユニットケアを採用した新型ケアハウス、デイサービス施設、地域交流センター及び小公園で構成される複合施設の整備を実施する際に、PFI を導入した。

⁹⁷ 平成 23 年度横浜市山内図書館指定管理者管理業務評価報告書を参照
<http://yamauchi-lib.jp/management/pdf/h23hyoukahoukoku.pdf>

⁹⁸ 内閣府 民間資金等活用事業推進室 「PFI 事業導入の手引き」
<http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html>

PFI 導入の成果として、設計・施工と長期の運営・維持管理を一括発注することにより、当初の町の想定に比して 14%のコスト削減が達成された。長期一括発注については、従来型の業務ごとの個別発注に比べて、コスト削減効果は大きいと報告している。

また、事業者リスクの低減に関しては、大きく 2 つの取組みを実施している。第一に、事業を実施する際に、仮に国からの補助金が交付されなかった場合には、町がその費用を拠出していることとしている。そして、第二に、ケアハウス入居者の将来変動（需要変動リスク）について事前に綿密な調査・検討を町で実施し、事業者によって有益な情報提供を実現している。

こうしたリスクマネジメントを含めて成果を上げることが出来た要因について、事業担当者は、県の関連担当部局と迅速な意思疎通関係を構築することができたためと述べている。

3-3-3 名取市の実施状況

名取市は、第四次名取市行財政改革大綱の中で、「連携と協働による地域経営の推進」、「戦略的な行政経営の推進」、「持続可能な財政基盤の強化」といった 3 つの柱を設定している。両制度の活用は、「連携と協働による地域経営の推進」に当てはまり、民間が担うことによって行政運営の効率化とサービスの向上を図ることができるものについては、引き続き民間委託や指定管理者制度等の活用を積極的に推進する意向を示している。

(1) 指定管理者制度について

名取市は、現在 9 つの施設に指定管理者制度を活用している。

その内訳は、社会福祉関連では、名取市みのり園、名取市友愛作業所、名取市那智が丘児童センター、交通関連では、名取市自転車等駐車場、まちづくり関連では、名取駅コミュニティプラザ、名取駅東西自由通路、文化・スポーツ分野では、名取市文化会館、名取市市民体育館、十三塚公園有料公園施設となっている。現状において、全施設が指定期間中にあるため、指定管理者制度の厳密な効果を把握することは難しい。故に、本節では、一例として、9 施設の内の名取市みのり園と名取市文化会館の収支状況の一部を抜粋し、考察を加えることとする。

(ア) 名取市みのり園の実施状況

名取市みのり園は、就労継続支援 B 型事業⁹⁹で、主な活動として、店舗「ふえり～ちえ」での接客・販売、手工芸品の製造、焼き菓子の製造販売、水耕栽培の種付、受託作業などを行っている。

本事業は、平成 19 年 4 月より社会福祉法人みのり会を指定管理者として、管理委託しており、公開されている決算報告書によれば、以下のような現状となっている。

平成 25 年度は総収入が 5,537 万 6,598 円となり、前年度と比較して、1,563 万 9,786 円減少している。減少した勘定項目をみると、就労支援事業収入、経常経費補助金収入、雑収入、受取利息配当金収入、施設整備等寄付金収入が減少しており、また、積立預金取崩収入が無い。

一方、総支出に関しては、5,452 万 3,686 円と報告されており、前年度と比較して、2,519 万 8,519 円の縮減を図っている。内訳として、非常勤職員給与、退職金、事務費支出、経理区分間繰入金支出、固定資産取得支出を削減している。

名取市みのり園の収入は、自立支援費等収入をベースに構成されているので、この収入の大幅な縮減が起こらない限りは、経営不振に至るとは考え難いが、平成 26 年度の決算報告を含めて就労支援事業収入が継続的に低下していることが懸念事項と言えるだろう。支出項目に関しては、事業費支出を抑えることに成功しており、事業の効率性という観点で成果を上げていることが窺える。

(イ) 名取市文化会館の実施状況¹⁰⁰

名取市文化会館は、平成 24 年 11 月から平成 29 年 3 月までの間、公益財団法人名取市文化振興財団が指定管理者となっている。委託された公益財団法人名取市文化振興財団は、芸術文化の創造及び鑑賞の機会の提供、芸術文化の振興に関する調査及び研究、芸術文化に関する情報の収集及び提供、市民の芸術文化に係る活動の育成及び支援、文化事業及び文化施設の管理運営の受託を主な事業としている。

平成 26 年度の正味財産増減計算書によれば、事業収益として、指定管理者事業収益と受講料収益を伸ばしている一方で、入場料収益、販売手数料収益、文化事業受託収益が大幅に低減していることが懸念される。一方、支出面において言えば、事業収益が縮減してい

⁹⁹ 就労継続支援 B 型事業とは、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業を指す。

¹⁰⁰ 名取市文化会館 平成 25 年度と 26 年度の正味財産増減計算書を比較した。

<http://bunka.natori.or.jp/wp-content/uploads/2012/12/3276a8cefca2c27b2c66f68e59db8dd.pdf>

るため、事業費は全体的に縮小傾向にあるが、管理費としては、設備投資の関係で前年比より拡大していることが窺える。

（２）PFIについて

名取市は、「名取市新学校給食共同調理場整備等事業」として、仙台市増田西、閑上、第一共同調理場の老朽化と学校給食衛生管理の基準に対応するために、新しい施設を整備するにあたって、PFI方式を導入している。

名取市新学校給食共同調理場整備等事業とは、当時、3カ所にあった学校給食共同調理場を統合し、小中学校合わせて16校へ8,500食の給食を1カ所の給食センターから供給することとする事業である。

最優秀提案者選定として「東洋食品グループ」が選定され、同グループがその提案内容に基づき、本事業を実施する場合の財政支出について、市が直接実施する場合の財政支出との比較を行ったところ、現在価値換算で約18%の削減が見込まれている。

表 30 財政支出の削減効果

①	従来手法による市の財政支出（現在価値）	約 6,845 百万円
②	P F I 手法による市の財政支出（現在価値）	約 5,550 百万円
①－②	財政支出の削減効果	約 1,295 百万円（約 18%）

（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業 審査講評より抜粋

3－3－4 小括

名取市は、両制度を積極的に活用する意向を示している。ただ、委託期間が終了するまで、その効果を結論づけることは有意義ではない。また、決算報告書から導き出された事業収益に関する課題に対して、委託された民間企業等の経営手法がどのような役割を果たしうるかといった解決策の検討は、民間活力の「導入」という主題上、差し控えることにした。

第5章 政策提言

第1節 ふるさと納税の改善策～LCC との共同返礼品事業と用途の明確化

1－1 意義

ふるさと納税とは、自分の選んだ地方公共団体に寄付を行った場合に、寄付額のうち

2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう¹⁰¹¹⁰²。例えば、年収 700 万円の給与所得者で、扶養家族が配偶者のみである場合、65,000 円のふるさと納税を行うと、2,000 円を超える部分である 63,000 円(65,000 円－2,000 円)が所得税と住民税から控除される。

また、自分の生まれ故郷だけでなく、複数の地方公共団体への寄付が可能である。「現在収めている税金を任意の地方公共団体に移転できる制度」とも言うことができる。

1－2 趣旨

ふるさと納税制度の創設は、平成 19 年 5 月、第一次安倍内閣の菅義偉総務大臣の問題提起を端緒としている。多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、その都会で納税する。その結果、都会の自治体の税収は増えるが、地方の自治体の税収は減少する。「都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で納税できる制度はないものか」といった問題意識が、ふるさと納税制度の発端となっている¹⁰³。

したがって、ふるさと納税は、そのような都会と地方の税収格差を補填することを目的としているということが出来る。

1－3 全国における実施状況

1－3－1 全国における実施状況

平成 26 年度の全国のふるさと納税の受入件数は 205 万 6,000 件であり、受入額は 389 億 2,300 万円となっている。また、平成 27 年度上半期(4 月から 9 月)の受入件数は、227 万 5,000 件であり、受入額は、453 億 5,500 万円と、すでに前年度を上回る水準である¹⁰⁴。

ふるさと納税を行うと、地方公共団体から特産品などを返礼品として受け取ることができる。現在、全国的にも、様々な地方公共団体がふるさと納税に力を入れて取り組んでおり、各々独自の返礼品を提供している。

なお、平成 26 年度の全国の寄付金額と件数のランキングは、下表のとおりである。

¹⁰¹ 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html

¹⁰² 課税所得に応じて、自己負担金は 2,000 円以上になる場合がある。

¹⁰³ 総務省「ふるさと納税研究会報告書」

¹⁰⁴ 総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果について」2 頁

表 31 平成 26 年度の全国の寄付金額と件数のランキング

寄付金額（円）

寄付件数（件）

第1位	長崎県平戸市	1,462,726,582	第1位	宮崎県綾町	64,356
第2位	佐賀県玄海町	1,066,629,652	第2位	山形県天童市	58,290
第3位	北海道上士幌町	974,753,618	第3位	北海道上士幌町	54,648
第4位	宮崎県綾町	943,977,930	第4位	佐賀県玄海町	49,778
第5位	山形県天童市	780,874,582	第5位	島根県浜田市	47,279
第6位	島根県浜田市	726,991,000	第6位	鳥取県米子市	40,124
第7位	長野県飯山市	627,272,586	第7位	長野県飯山市	39,863
第8位	佐賀県小城市	511,962,000	第8位	鳥取県境港市	37,534
第9位	宮崎県都城市	475,689,617	第9位	宮崎県平戸市	36,070
第10位	鳥取県米子市	475,689,617	第10位	宮崎県都城市	28,939
第11位	大阪府泉佐野市	467,565,641	第11位	兵庫県淡路市	26,580
第12位	鳥取県境港市	420,800,000	第12位	大阪府泉佐野市	24,274

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」平成 26 年度寄付金額・件数ランキングより

1－3－2 事例

ここでは、代表的な 3 つの事例について紹介する。

(1) 長崎県平戸市^{ひらどし}

平戸市は、ふるさと納税寄付額が、全国で最も多い地方公共団体である。平成 26 年度の寄付額は 14 億 6,200 万円に上り、同年度の個人住民税 9 億 6,200 万円を上回った。平成 27 年度の寄付額は、10 月時点で、前年度を上回る早さで 10 億円を突破した¹⁰⁵。

寄付額に応じて、カタログの特典と交換できるポイントを付与するシステムを導入したことが、増加の要因である。金婚式の写真アルバム製作や自転車電動バイクなど、ユニークな返礼品にも特徴がある。ウチワエビやサザエ、マガキの詰め合わせなどが人気である。

(2) 佐賀県玄海町^{げんかいちょう}

玄海町は、ふるさと納税の寄付額が、全国で 2 番目に多い地方公共団体である。平成 26 年度の寄付額は、10 億 6,622 万円で、今年度も前年度を上回る勢いで、寄付申請が続いている。

増加の背景としては、返礼品の豊富さが挙げられる。サザエや地場野菜の詰め合わせ、黒毛和牛、生塩ウニなどを揃え、定期的な返礼品の刷新も行っている¹⁰⁶。

ふるさと納税紹介サイト「ふるさとチョイス」の口コミ効果により、寄付額を伸ばした自治体でもある。

¹⁰⁵ 読売新聞 2015 年 10 月 18 日 朝刊(長崎)「平戸市 申込額 10 億円(ふるさと納税)」

¹⁰⁶ 読売新聞 2015 年 8 月 28 日 朝刊(佐賀)「玄海町 今年度も好調(ふるさと納税)」

(3) 北海道上士幌町^{かみしほろちょう}

上士幌町は、ふるさと納税の寄付額が、全国で3番目に多い自治体である。平成26年度の寄付額は9億5,716万円で、町税収入(約6億4,000万円)の約1.5倍の規模にあたる。和牛や熱気球の搭乗体験などが特徴的な返礼品である。

平成27年度は、同制度で得た収入から1億200万円を活用し、中学生までを対象とする医療費無料化を高校生まで拡充させた。また、同年2月に、ふるさと納税寄付者を東京都内のホテルに招き、全国的に例のない「ふるさと納税感謝祭」を開催した¹⁰⁷。

1-4 企業版「ふるさと納税」

与党自民・公明両党は、平成27年12月16日、平成28年度の税制改正大綱を正式に決定した。この中において、地方創生応援税制(いわゆる企業版ふるさと納税)の創設が明記された。

これは、地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進める際、事業の趣旨に賛同する企業が寄付を行うことにより、官民を挙げて当該事業を推進するという取組みである。対象事業を国が認定する枠組みの整備を前提として、当該事業に対する企業の寄付について、現行の損金算入措置に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄付金額の約6割の負担を軽減することになった¹⁰⁸。

内閣府は、当該事業を「持続可能な地方創生の取組みにつなげていくことを目的とする」ものと位置づけ、「国と地方だけではなく、企業を地方創成の実現におけるステークホルダーとして参画させることは、極めて妥当である」と表現している¹⁰⁹。法人からの寄付は、個人よりも多額になる可能性が高いため、今後の歳入増加策として、動向に注目したい。

1-5 宮城県内における実施状況

平成25年度の宮城県の市町村における、ふるさと納税の総件数は4,475件、総寄付金額は280,117,903円であり、平成26年度の総件数は24,457件、総寄付金額は589,493,922円と増加傾向にある。

なお、平成26年度の宮城県の寄付金額と件数のランキングは、下表のとおりである。

¹⁰⁷ 読売新聞 2015年2月2日 朝刊(北海道)「上士幌 寄付9億円超す(ふるさと納税)」

¹⁰⁸ 平成28年度与党 税制改正大綱

¹⁰⁹ 平成28年度地方税制改正(負担軽減措置等)要望事項

表 32 平成 26 年度の宮城県内の市町村の寄付金額と件数のランキング

寄付金額（円）			寄付件数（件）		
第1位	石巻市	316,848,248	第1位	石巻市	17,643
第2位	気仙沼市	57,464,262	第2位	気仙沼市	2,150
第3位	女川町	35,972,120	第3位	東松島市	1,105
第4位	美里町	26,260,000	第4位	女川町	798
第5位	南三陸町	24,600,895	第5位	白石市	765
第6位	東松島市	18,606,153	第6位	南三陸町	603
第7位	大崎市	12,597,330	第7位	栗原市	390
第8位	登米市	12,313,000	第8位	加美町	202
第9位	塩釜市	12,130,000	第9位	塩釜市	93
第10位	多賀城市	11,975,550	第10位	亶理町	80

「ふるさとチョイス」の寄付金額・寄付件数を基に当ワークショップが作成

以下、宮城県で最も寄付額が多い、石巻市の事例について紹介する。

1－5－1 石巻市

石巻市は、ふるさと納税の寄付額が、県内で最も多い地方公共団体である。平成 26 年度の寄付額は 3 億 1,684 万 8,248 円で、他の市町村を大きく突き放している。平成 26 年 9 月、東日本大震災で中断していた特産品の贈呈を再開し、以来、急激に寄付額を伸ばしている。代表的な特産品はカキなどの水産物である。

特産品提供の観光協会への委託や、クレジット決済の導入が増加の要因となった¹¹⁰。

1－6 名取市における実施状況

1－6－1 名取市のふるさと納税

名取市における、ふるさと納税の寄付件数、寄付金額の推移は下記のとおりである。

なお、平成 27 年度の見込み件数及び見込み寄付金額は、平成 27 年度上半期の増加率を基に当ワークショップが算出した。

表 33 名取市のふるさと納税の寄付件数と寄付金額の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (上半期)	H27 (見込)
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------------	-------------

¹¹⁰ 河北新報 2014 年 9 月 2 日 朝刊「「ふるさと納税ネット」で 石巻市で活用」
河北新報 2014 年 12 月 17 日 朝刊「石巻市ふるさと納税 早くも前年度比 6 倍」

寄付件数（件）	1	3	7	106	40	30	56	5,219	10,438
寄付金額（円）	100,000	40,000	298,000	7,330,555	8,134,321	212,200	3,163,440	73,692,501	147,385,002

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」名取市より作成

図 13 名取市のふるさと納税の寄付件数と寄付金額の推移

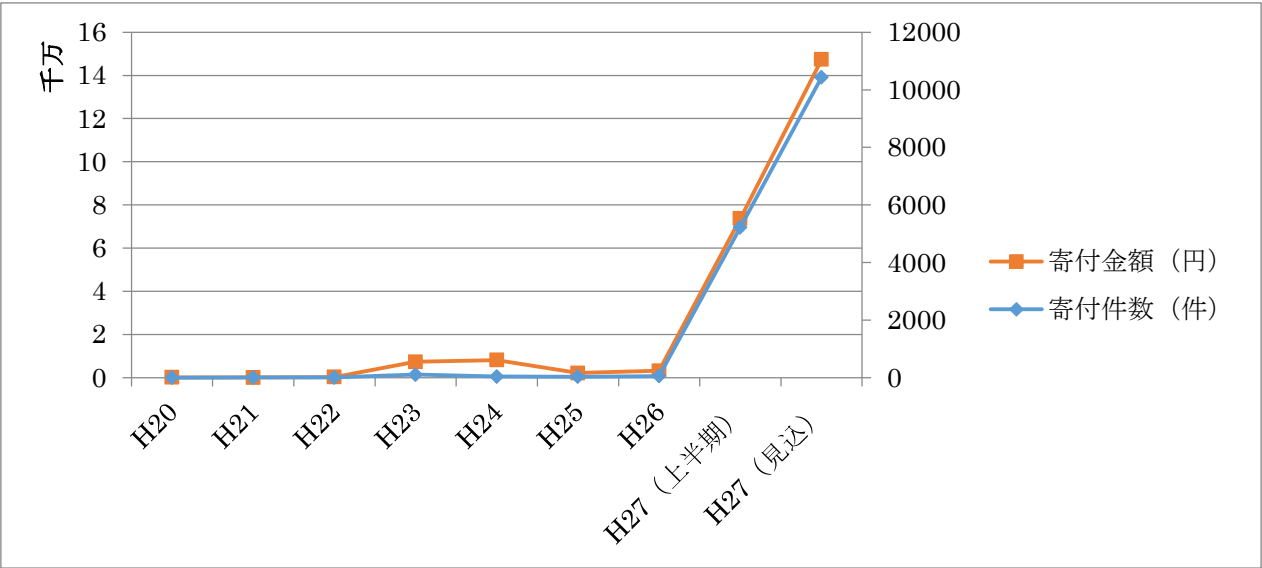


表 23 より作成

平成 27 年度増加の背景としては、返礼品事業の開始、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと」チョイスへの登録（それによるクレジット決済の導入）、特産品の提供について観光物産協会に委託をしたこと等が考えられる。

1－6－2 名取市の代表的な返礼品

「名取ふるさと寄付サイト」における、名取市のふるさと納税の返礼品の順位については、下記のようになっている。

表 34 名取市のふるさと納税の返礼品の上位品目

1 位	地元名取生産 エビスビール 限定セット 第 2 弾
2 位	地元名取生産 エビスビール
3 位	レンジで簡単！関上海鮮味噌漬け&包み焼きセット
4 位	日本一と称される関上赤貝の塩漬け

5 位	こだわり笹かま、揚げかま詰合せセット
6 位	名取の地酒宝船浪の音純米酒呑み比べセット
7 位	伝統の味を今に伝える「豊かな笹かまぼこ詰合せ」
8 位	手作りまごころ菓子ギフト
9 位	真かれいの閑上千し
10 位	和菓子百選上位の「ゆべし」

名取市ふるさと寄付サイトより抜粋

1－6－3 名取市・ふるさと納税の詳細

名取市民による都道府県・市区町村への寄付金額¹¹¹

平成 26 年度 1,966,688 円（県税分 786,697 円、市税分 1,179,991 円）

平成 27 年度 6,312,763 円（県税分 2,527,522 円、市税分 3,785,245 円）¹¹²

名取市が返礼品の購入に充てた経費

平成 26 年度 0 円

平成 27 年度 17,191,000 円

1－7 考察

名取市は、平成 27 年 6 月より、ふるさと納税返礼品事業を開始した。9 月における今年度の寄付額は 73,692,501 円（前年度の 23 倍）に上り、11 月の速報値ではすでに 1 億円を突破している¹¹³。

背景には、ふるさと納税事業に関する様々な工夫がある。例えば、尚絅学院大学との連携による「街記者」である。これは、返礼品の魅力を大学生が取材し、ふるさと納税サイトに記事を掲載するというものである¹¹⁴。

また、閑上の赤貝やサッポロビールなど、名取の魅力ある産品を積極的に活用しつつ、クレジット決済や観光物産協会への委託など、石巻市で取り入れられているような手法を導入したことも、増加の要因になったと考えられる。

ふるさと納税は、地方公共団体の基準財政収入額には含まれないため、名取市の一般財源を増加させるうえで、今後ますます重要な役割を担っていくことは間違いない。名取市

¹¹¹ 名取市民が名取市に寄付したものも含む。

¹¹² 名取市財政課へのヒアリング調査より

¹¹³ 名取市財政課へのヒアリング調査によると、平成 27 年 10 月末時点の寄付額は、119,608,502 円である。

¹¹⁴ 河北新報 2015 年 6 月 13 日 朝刊「名取産品 若い感性で発信」

のふるさと納税は、現状の水準で申し分ないものであると考えるが、より高い水準の寄付を実現するためにも、以下、次のような施策について提言を行いたい。

1－8 提言

1－8－1 格安航空会社（LCC）との提携による、共同返礼品事業

（1）概要

格安航空会社（LCC）「ピーチ・アビエーション社」と提携し、共同で返礼品を贈る取組みを提言する。これは、寄付額に応じ、3万、6万、10万、15万円以上などのコースを用意し、同社の航空券購入に使える「ピーチポイントギフト」と名取市の特産品である赤貝や、サッポロビール、笹かまぼこ、市内で使える宿泊券などを組み合わせて提供する取組みである。

例えば、6万円以上を寄付するコースでは、1万5,000円分のポイントとサッポロのビールセットを贈る。

同様の取組みは、現在、全国の8市町村で行われている。東北地方ではまだ行われていない。

表 35 格安航空会社との提携による共同返礼品事業の導入自治体と導入日

導入自治体	導入日
泉佐野市（大阪府）	平成 26 年 7 月 1 日
東彼杵町（長崎県）	平成 27 年 5 月 29 日
小林市（宮崎県）	平成 27 年 8 月 28 日
糸満市（沖縄県）	平成 27 年 8 月
南さつま市（鹿児島県）	平成 27 年 9 月
栗山町（北海道）	平成 27 年 11 月 5 日
上士幌町（北海道）	平成 27 年 11 月 5 日
大崎町（鹿児島県）	平成 27 年 11 月 5 日

ふるさと納税にピーチポイントを導入する取組みは、平成 26 年 7 月 1 日、大阪府泉佐野市が初めて開始したものである。平成 25 年度から平成 26 年度の全国における寄付金の総額が、約 2.68 倍の水準で推移しているのに対し、泉佐野市は約 10.16 倍の水準で増加している。

表 36 全国と泉佐野市の寄付金総額と増加倍率

	平成 25 年度	平成 26 年度	倍率
--	----------	----------	----

全国	145 億 4,800 万円	389 億 2,300 万円	約 2.68 倍
泉佐野市	4,604 万円	4 億 6,756 万円	約 10.16 倍

総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果について」2 頁、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」（泉佐野市）より

（２）考察

他地方公共団体については、いずれも平成 27 年度の導入であるため、現時点では寄付額を比較し、施策の効果を検証することは困難である。しかし、3 番目にピーチポイントを導入した地方公共団体である、宮崎県小林市にヒアリング調査を実施したところ、ピーチポイントの導入により、間接的な増収効果が見込めたという。すなわち、「宮崎—関西線の就航に合わせてピーチポイントを導入したため、メディアに大きく取り上げられ、他の返礼品にも注目が集まり、全体として寄付が増加した可能性がある」との回答があった¹¹⁵。

名取市は、仙台空港の所在都市であり、ピーチ・アビエーション社が平成 27 年 3 月、「仙台空港を第 4 の拠点にする」と発表したように、同様の取組みを行う素地が整っていると考える¹¹⁶。

また、平成 27 年 11 月には、宮城県がピーチ社と連携し、仙台空港利用促進キャンペーン「さらっぴんな冬の東北旅」と題し、ピーチポイントを抽選で付与する取組みを開始している¹¹⁷。今後、東北地方においても、LCC 社と地方公共団体が連携する取組みが増えていくことだろう。

以上のように、名取市において、航空会社と連携したふるさと納税を展開することは、財政上の観点はもちろん、名取市を PR する上で大きな効果が期待できる。加えて、名取市に実際に足を運び、名取市を知ってもらうことは、ふるさと納税の本来の趣旨にも合致したものであると考える。

なお、ふるさと納税について、航空会社と提携している事例は、ピーチ・アビエーション社だけではなく、フジドリームエアラインズ（FDA）やスカイネットアジア航空など、いくつかの航空会社でも行われていることに留意されたい¹¹⁸。

¹¹⁵ 宮崎県小林市市民協働課へのヒアリング調査より

¹¹⁶ 読売新聞 2015 年 3 月 10 日 朝刊「LCC ピーチ 仙台空港 第 4 の拠点に」

¹¹⁷ Peach×宮城県仙台空港利用促進キャンペーン「さらっぴんな冬の東北旅」の実施について <http://www.pref.miyagi.jp/site/fuken/flypeach-tohoku.html>

「さらっぴん」とは、関西の方言で「真新しい」という意味。なお、ふるさと納税とピーチポイントを組み合わせる事業ではないことに留意されたい。

¹¹⁸ 日本経済新聞 2015 年 9 月 4 日 地方経済面（静岡）「返礼品に FDA 券」

1-8-2 使途の具体化と明確化による寄付増の促進

(1) 天草市の事例

ふるさと納税は、特産品を充実させる自治体のみが、寄付金を集めることができると思われがちである。しかし、全国の自治体の中には、特産品を充実させなくとも、寄付額を伸ばしているところがある。

例えば、熊本県天草市である。天草市は、平成 20 年度のふるさと納税制度創設以降、平成 22 年度を除き、熊本県内で最も多い寄付額を集めている地方公共団体である。にもかかわらず、天草市は表立った宣伝活動は行っておらず、返礼品も天草エアラインの割引カードや市の広報を送るのみとなっている。背景には「ふるさと納税を寄付したい市内の地域を指定できる」という要因がある。

例えば、天草市では、小学校の学区単位でふるさと納税を行うことができる。具体的には、合併前の旧市町村単位で組織された「まちづくり協議会」、市内 51 地区にある「地図振興会」単位で、応援したい地域を選ぶことができる。こうした 2 つの工夫により、天草市は、簡素な特典にもかかわらず、平成 25 年度は 1,486 万円の寄付を集めている¹¹⁹¹²⁰。

(2) 平戸市・玄海町・上士幌町の事例

このように、寄付金をいかに活用するかという点は、ふるさと納税の寄付を伸ばすという点において、非常に重要な要素であると考えられる。現に、ふるさと納税寄付額上位の市町村においても、この寄付金使途の工夫によって、寄付金額を伸ばしている自治体も多い。

例えば、前述した平戸市・玄海町・上士幌町の寄付金使途は次のようになっている。

「平戸市・玄海町・上士幌町の寄付金使途」¹²¹

【1 位】長崎県平戸市

1. 輝く人づくりプロジェクト

地域づくりの人材育成・確保、産業を担うひとづくり、社会教育の充実

2. 宝を磨き生かすプロジェクト

文化遺産の保存・継承・活用、「世界遺産」登録の推進、地場産品のブランド化

3. ずっと住みたいまち創出プロジェクト

企業立地等の推進、地域ぐるみの子育て支援、消防・救急体制の充実と強化

¹¹⁹ 読売新聞 2014 年 9 月 12 日 朝刊（熊本）「簡素な特典でなぜ？ふるさと納税 天草市最多」

¹²⁰ なお、熊本県天草市は平成 27 年度より返礼品拡充に舵を切っている。この点については、留意されたい。読売新聞 2015 年 9 月 26 日 朝刊（熊本）「天草市 特産のクルマエビ追加」

¹²¹ ふるさとチョイス「平戸市」「玄海町」「上士幌町」より抜粋

【2位】佐賀県玄海町

1. 人材育成（担い手育成）に関する事業

玄海町の「みらい」を担う子供たち、地域の元気の源となる後継者、様々な側面から”人財”を育成する玄海町を目指す。

2. 医療及び福祉の充実に関する事業

子供たちが安心して心豊かに生活できる環境、親が大きな心で子育てできる環境、高齢者が健康でイキイキと生活ができる環境を目指し、「みらい」に繋ぐ。

3. 自然及び環境の保全に関する事業

棚田や実り豊かな上場の台地、海産物の宝庫・玄界灘を「みらい」に残す。

4. 玄海町応援事業

玄海町をより魅力的な街にするため、町村と職員が一体となってまちづくりを進める。

【3位】北海道上士幌町

1. 上士幌町ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金

こどもの絵本と映像ソフト購入事業、吹奏楽部の活動における中高連携事業、認定こども園希望の森づくり事業、幼少中高一貫モデル事業

2. 観光

「ぬかびら源泉郷」「ナイタイ高原牧場」の振興

3. 農林業

十勝ナイタイ和牛の飼育拡大推進助成事業、酪農ヘルパー組合助成事業

4. 第三音更川橋梁補修事業

廃線になった「旧国鉄士幌線」で使われたコンクリートアーチ橋の修復

これらと、現在の名取市のふるさと納税の使途を比較検討する。

「名取市のふるさと納税の使途」¹²²

① 地域福祉の充実

健康づくり、医療体制の整備、子育て支援、障害者福祉 など

② 地域文化づくり

生涯学習の整備、学校教育の充実、社会教育の充実、青少年の健全育成、スポーツ・レクリエーションの進行、文化財の保存・整備、市民文化の創造 など

③ 生活環境づくり

自然環境の保全・創造、生活環境の保全、地球環境問題対策、ごみ減量・リサイクル推進

④ 都市環境づくり

¹²² ふるさとチョイス「名取市」より抜粋

道路網の整備、公園・緑地の整備、市街地整備、上・下水道整備、住宅供給、空港周辺整備 など

⑤ 産業の振興

農業の振興、林業の振興、漁業の振興、工業基盤の整備と地域産業の集積

⑥ 元気な都市（まち）づくり

市長が寄付者に代わって、元気な都市・名取のまちづくりのための事業を選ぶ。いわば、市長へのお任せという選択肢

（３）考察

名取市と３つの市町の使途について比較してみると、次のようなことが見えてくる。

すなわち、３つの市町の使途は、使途が非常に明確で、寄付者に寄付金の使途を具体的にイメージさせることができる点である。ふるさと納税の強みは、自分自身が納める税金の使途に、納税者が関与できるところにある。寄付を多く集めている自治体は、この点を最大限に生かしているということもできよう。

一方、名取市の使途は、使途が様々な政策分野に及び、やや抽象的で、寄付者が使途を具体的にイメージしづらいところがある。よって、納税者の寄付意欲をさらに高める余地があると考え。より具体的な使途の指定を行うことで、さらなる寄付額の増加につなげることができるのではないだろうか。

例えば、住みよさ全国一位を目指すプロジェクト、閑上地区再開発のためのプロジェクトや、名取駅前振興プロジェクトなど、寄付使途をより明確化、重点化することで、寄付をする意欲をさらに高めることができるのではないだろうか。

加えて、閑上地区への寄付や名取駅前への寄付を実現することにより、施設完成時に実際にその現場を訪れてみたいという、市外の人々の訪問意欲を高めることも可能ではないか。

（４）負担付きの寄付

なお、ふるさと納税における使途の設定は、多くの地方公共団体において、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号に定める「負担付きの寄付」としてではなく、「指定寄附」として取り扱われていることに留意されたい¹²³。

「負担付きの寄付」とは、寄付の条件として行政が法的義務を負い、その不履行の際には、当該寄附の解除などの効果を発生させるものをいう。これに対し、「指定寄附」とは、寄付をした者が自らの寄付金について何らかの使途を希望し、行政としてこれを尊重し、各分野への配分を判断するものをいう。

ふるさと納税は、「指定寄附」として、寄付の際に、あらかじめ市民に了承を頂くこと

¹²³ 佐賀県ふるさと納税応援サイト

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/zeikin/kifubosyuu/_10137.html

が通例となっている。使途を設定する際には、この点に注意する必要がある。「指定寄附」には、要望を必ず実現する法的義務は生じないが、市民からの寄付を募る以上、適切に寄付金を配分する「道義的責任」が生じることに注意する必要があるだろう。

以上のような 2 つの施策を行うことで、名取市のふるさと納税の寄付額を、さらに伸ばすことができると考える。

1－9 小括

ふるさと納税は、熾烈な返礼品競争や、パイの奪い合い、長期的な財政資源にはならないなどの短所があることは、否定できない¹²⁴。

しかし、返礼品に関しては、歳入を増加策させるという財政上の効果があるだけでなく、地方公共団体の魅力をアピールするという観光上の効果を高めることもでき、地域資源の発掘に大きく寄与することができると考える。パイの奪い合いに関しても、地方公共団体間の競争を促すことは、自治体の歳入確保努力を高めるという利点がある。また、長期的な歳入の確保にはつながらないかもしれないが、短期的にも歳入を確保しておくことは、10 年後、20 年後の歳入の増加に備える上でも肝要である。

ふるさと納税は、地方交付税を減らさずに歳入を増やすことが出来る財源であり、さらに増加させれば、財政構造をより強固なものにすることができる。従って、上記のような施策に積極的に取り組む価値はあると考える。

第 2 節 公営塾の設立～教育水準向上による人口維持

当ワークショップでは、相応の受益者負担が可能であり、人口維持・移住促進策として行った際に財政負担が生じにくい施策として、公営塾の設立を提言することとした。

2－1 意義

公営塾は近年、特に地方部で取り入れられている新たな教育行政サービスである。地方部では子どもの流出による学校の廃校を防ぐために子どもを留めさせるための施策が必要となっていることが背景にある。

ただ、公営塾の設立は地方部のみならず、都市部においても有用な施策であると考ええる。

学校教育を補完するものとして民間学習塾が展開されているが、民間学習塾の通塾費用は月額 2 万円程度¹²⁵となっており、家計の大きな負担になっている。そこで公設により塾

¹²⁴ 読売新聞 2015 年 4 月 9 日 朝刊「ふるさと納税謝礼過熱」

¹²⁵ 文部科学省「平成 24 年度子どもの学習費調査」(2014) では公立中学 3 年生の学習塾通塾費は年 26 万円程度となっている。

を設けて、一定の講師の質を確保しつつ低廉な費用で学校教育を補完するサービスを提供することは、市民サービスの向上として市民の家計を助けることを可能とする。また、高額な費用がネックとなって民間学習塾に子どもを通わせることができなかった家庭でも、公営塾の設立によって子どもを学習塾に通わせることが可能となり、教育水準の向上につながる¹²⁶¹²⁷。

なお、名取市の学力水準については、平成 25 年 9 月 9 日名取市議会本会議における教育長答弁によると全国学力・学習状況調査の平均正答率が全国平均と同程度となっているようである¹²⁸。

このように、公営塾の設立は人口維持・移住促進策としてだけでなく、市民サービス向上策、教育水準向上策としての側面もあり、全国で普遍的有用性をもった多面的施策として機能しうると考える。

2-2 全国の公営塾の事例

2-2-1 東京都杉並区立和田中学校

平成 20 年度より杉並区立和田中学校¹²⁹では「夜スペ」と称した放課後学習支援が行われている¹³⁰。和田中学校地域本部という任意団体が運営主体となっており、地域本部の公募に

¹²⁶ 総務省「平成 26 年度家計調査年報」(2015)では月平均補習教育費が前掲注 123 より算出した月平均通塾費用 2 万円をこえるのは年収 1,000 万円程度の世帯においてである。これは年収 1,000 万円未満の世帯において通塾費用の捻出が困難であることを示している。なお、年収 720 万円未満の世帯では月平均補習教育費は 1 万円を下回る。経済格差によって生じる教育格差の解消に向け、文部科学省は貧困等で通塾できない中高生のための補習プログラムの開設を推進している。

月刊私塾界編集部へのヒアリング調査によると、平成 22 年に大阪府で開始された私立高校無償化や平成 24 年に大阪府で開始された通塾費用補助バウチャー制度を受けて大阪府下での通塾率が上がったそうである。このような状況からも多くの家庭で通塾費用の捻出が困難であり、家計に余裕ができないと通塾費を捻出させることが難しいことがうかがえる。

¹²⁷ 国立教育政策研究所「平成 19・20 年度全国学力・学習状況調査分析報告書」(2010)では、学習塾において補修的学習をしている生徒には通塾と成績の間にマイナスの相関関係が見出せるが、学習塾において発展的学習をしている生徒には通塾と成績の間にプラスの相関関係を見出すことができるとされている。もっとも、補修的学習をしている生徒に通塾と成績の間のマイナスの相関関係が見出せるからといって、通塾により学力が下がると断定することはできない。

¹²⁸ 平成 25 年 9 月 9 日名取市議会会議録

<http://asp.db-search.com/natori-c/dsweb.cgi/documentframe!1!guest02!!20787!1!1!1,-1,1!1729!190874!1,-1,1!1729!190874!7,6,5!16!37!163966!270!4?Template=DocAllFrame>

¹²⁹ 夜スペを導入した元和田中学校長の藤原和博氏は『論座 2008 年 5 月号』(朝日新聞社、2008)の取材に対し、和田中学校区は下町があり、経済格差や教育格差が大きいと述べている。

¹³⁰ 読売新聞 2008 年 1 月 26 日 朝刊「東京の公立中教室で有料授業 賛否の中...始業

よって提携先となった民間学習塾が指導にあたっている。平成 27 年度は早稲田アカデミーが提携先となり、指導に当たっている。

月謝は 2 万 4,000 円であり、この月謝によって指導料や運営諸経費が賄われている¹³¹。通常授業は月・水・金・土の週 4 日各 2 時間半となっている。また、夏期講習、冬期講習も行っている。

夜スぺ開始当初は賛否両論まきおこったが、子育て世代からは概ね好評であり、今年度で 8 年目を迎えている¹³²¹³³。

2-2-2 東京都清瀬市

平成 26 年度より東京都清瀬市¹³⁴では小学 6 年生の算数と中学 3 年生の数学の補習を行うため、全市立小中学校（計 14 校）において週 2 から 3 回、放課後無料補習教室を開いている¹³⁵。教育委員会が契約を結んだ塾講師が指導にあたっており、平成 27 年度は EN 社から講師が派遣されている¹³⁶。平成 26 年度の清瀬市補習教室予算額は 1,400 万円であった。習熟度テストによるクラス分けを行い、習熟度が高いクラスでは集団指導、習熟度が低いクラスでは個別指導を行っている¹³⁷。

清瀬市は全国学力・学習状況調査などで浮かんだ学力の二極化を解消するために補習教室を開始した。EN 社が補習教室に通っている生徒を対象に行った効果測定テストでは、補習教室開始前に比べて小学 6 年生は 15 点、中学 3 年生では 16.5 点の平均点の向上が見られた¹³⁸。

なお、補習教室が人口変動に与える影響については清瀬市では検証していないが、清瀬市担当者は多摩地区では多くの市が何かしらの学習支援を行っているため、清瀬市が特に

ベル 有識者「全国に広まるのでは」

¹³¹ 藤原和博氏は『中央公論 2008 年 5 月号』（中央公論新社、2008）の取材に対し、夜スぺの料金は提携塾の正規料金の半額を目安に開始されたと述べている。

¹³² 平成 20 年 3 月 7 日付読売新聞記事では、主婦層をターゲットとした調査会社が行った夜スぺの賛否を問うアンケート調査では 57.8%が賛成、42.2%が反対であったと報じている。反対意見のうち半数は夜スぺ参加者を選抜テスト上位者に絞っていることが教育格差を助長させるというものであったが、現在は希望者全員が参加できるシステムになっており、問題は解消された。

¹³³ 平成 20 年 5 月 12 日付読売新聞記事では夜スぺに希望者全員が参加できるシステムになったことと、それによって新たに 24 人参加者が増加したことを報じている。

¹³⁴ 東京都清瀬市は人口約 7 万人で、東京特別区部への通勤率が 33.3%（平成 22 年国勢調査）となっている。また、人口は増加の一途を辿っており、名取市に近似した市といえる。

¹³⁵ 朝日新聞 2015 年 11 月 1 日 朝刊（東京）「学校と塾 コラボ加速」

¹³⁶ 清瀬市では競争入札によって提携塾を決定している。特定塾との提携の可否に関し、清瀬市担当者は清瀬市の条例・規則との関係上問題がなかった他、市民等からの特段の疑義もなかったと話している。

¹³⁷ 『市報きよせ平成 26 年 6 月 1 日号』より

¹³⁸ 清瀬市教育委員会へのヒアリング調査及び朝日新聞前掲記事より

教育政策に秀でた市というわけではないと話している¹³⁹。

2-2-3 大阪府大東市

平成 22 年度より大阪府大東市では「学力向上ゼミ」と称した学習支援が行われている¹⁴⁰。授業は教育委員会が全国学習塾協会に委託しており、講師は協会員塾から派遣される。

小学校 4 年生から中学校 3 年生が対象で、小学生は月謝 1,000 円、中学生は月謝 2,000 円となっている。先取り学習が中心となっており、小学生には算数、中学生には数学と英語を指導している。授業は土曜日に 3 ヶ所の公共施設を使用して行われる。平成 27 年度の年間委託料は 641 万円となっている。

参加者は開始当初 41 人であったが平成 27 年度は 381 人にまで増えた。学力向上ゼミとの因果関係は不明¹⁴¹だが、平成 27 年 4 月と 9 月に学力向上ゼミ内で全国学習塾協会による標準テストを実施したところ、4 月のテストに対して 9 月のテストでは中学 1 年生の英語を除いて平均点の向上が見られた¹⁴²。

なお、学力向上ゼミが人口変動に与える影響は、大東市で検証をしていないため不明である。学力向上ゼミが人口変動に影響を与えたという話も聞いたことがないとのことであった¹⁴³。

2-3 学校教育と公営塾の関係

公営塾の設立に関し、放課後学習支援の拡充は学校における教育の放棄であるという批判も存在する¹⁴⁴。

この点につき、当ワークショップは学校教育と放課後学習の目的の違いから、放課後学習支援の必要性を感じている。

学校教育は生徒の人格形成、心身の成長のサポートにも重点を置いている¹⁴⁵。そのため生徒指導に大幅な時間を割かれ、生徒の学力向上のみに注力することができない。また、学校教員の多忙化の指摘もあり、追加的学習支援が必要な生徒に教員が対応することは難

¹³⁹ 清瀬市では教員の多忙化対策や生徒の学力向上のために補習教室を展開しており、他市との教育政策の差別化を図る意図はないとしている。また、放課後学習支援を貧困対策として実施する地方公共団体も多いが、清瀬市では貧困対策としては位置づけていないとしている。

¹⁴⁰ 朝日新聞 前掲注 133

¹⁴¹ 学力の向上には学校の通常授業による影響も考えられるため、大東市担当者は学力の向上が何の影響によるものかを判断することはできないとしている。

¹⁴² 大東市教育政策室へのヒアリング調査より

¹⁴³ 同上

¹⁴⁴ 朝日新聞 前掲注 133

¹⁴⁵ 学校教育法第 21 条

しい。

一方、放課後学習は生徒の学力向上に注力することができ、自由な手法、プログラムで指導を行うことができる。

よって、当ワークショップでは学力向上の観点からも学校教育と棲み分けられた公営塾が必要になると考える。

なお、学校と塾の関係につき、国立教育政策研究所が平成 24 年に行った調査¹⁴⁶では、公立中学校長の約 50%が学校と塾は協働できる面があると回答している。これは平成 6 年に行った調査で得られた回答（約 24%）の約 2 倍であり、経済格差や学力格差が広がった結果、学校では手が回らなくなった部分を塾が補完する必要性がでてきたということが背景にあると考えられる¹⁴⁷。

2-4 名取市で公営塾を設立する場合

2-4-1 ターゲット

この施策は現在名取市に在住している子育て世代をターゲットとする。子育て世代の家計の負担を減らし、さらにその子どもの学力を向上させることで、名取市を子育て支援が充実した住みよい街と認識してもらい、名取市からの転出を防ぐことで税収の減少を避ける。

ただし、ターゲットとして位置づけないものの、名取市の住環境向上によって仙台市や岩沼市から名取市へ転居してくる家庭があるかもしれないことは否定できないであろう。

2-4-2 職員の雇用形態

和田中学校地域本部へのヒアリング調査によると、公教育の観点から区や区立中学校が特定の民間学習塾と提携することができないため、地域本部という任意団体が運営主体となっていることがわかった。

名取市が公営塾を設立するに際しては、市として特定の民間学習塾に指導を委託することは難しいため、講師を公募によって採用し、元教員、塾講師等を非常勤特別職として雇用することが妥当と考える。

長野県白馬村は平成 28 年度より公営塾を開始させるが、講師は村の非常勤特別職として雇用することとしている。

¹⁴⁶ 国立教育政策研究所「Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究」（2012）

¹⁴⁷ 朝日新聞 前掲注 133

2-4-3 科目・講師給与・月謝

科目は国数英理社の5科目とする。週4日（平日2時間×3日、土2時間）とし、平日に国数英、土曜に理社（理科と社会は隔週ごと）の授業を行う。中学3年生を対象とし、期間は4月から翌年1月の10ヶ月とする。8月には12日間夏期講習（1日4時間）を行う。

講師の給与は名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、予算において時給3,000円と設定する。講師を元教員・学習塾講師といった経験者であることを加味し、非常勤職員であることとの妥当性を図って¹⁴⁸、金額決定した。講師給与を時給3,000円とした場合、光熱費等を勘案して算出した月謝は5,000円となる（詳細は2-4-5に記載する）。

2-4-4 所得制限

現在、生徒の公営塾参加資格を親の所得によって制限している例はない。

だが、公営塾の受入人数に限度を設けなくてはならないことも考えられ、定員上高所得者世帯の生徒の参加によって低所得者世帯の生徒が参加できない事態が生じた場合、所得制限を設けることも考えられる。

所得制限を設ける場合は、年収720万円未満の世帯では補習学習費が1万円を下回っていることに鑑み¹⁴⁹、年収720万円を目安とすることができよう。

所得制限を設けることで民間学習塾¹⁵⁰との棲み分けを図ることも可能となる。

2-4-5 必要経費の試算

公営塾の運営場所として増田公民館研修室を利用する。受講者は30人であったと仮定する¹⁵¹。

¹⁴⁸ 本来であれば経験者であるため教員給与に準じた時間単価で雇用すべきだが、非常勤職員であるため時間単価を低めに設定した。また、通常教員給与が業務時間外の授業準備を考慮した金額となっていることに鑑み、公営塾の講師給与も業務時間外の授業準備を考慮した金額とした。

¹⁴⁹ 総務省 前掲注124

¹⁵⁰ 名取市内に民間学習塾は20教室ほど展開されている。なお、公営塾の設立が民業圧迫となるかにつき、学習塾業界からは目立った批判は見られない。『月刊私塾界2013年7月号』（私塾界、2013）によると公営塾の開始当初は民業圧迫の懸念があったが、実際は民間学習塾を利用する生徒もあり、民業圧迫にはなっていないようである。

¹⁵¹ 増田公民館第1研修室は100人収容可能のため、必要に応じて定員の増加は可能だが、今回は受講者が30人であったと仮定する。なお、名取市学校教育課によると平成27年度の名取市の中学3年生は735人である。また、文部科学省が平成19年に実施した子どもの学校外での学習活動に関する実態調査では中学3年生の通塾率は65.2%であった。

・経費

通常期 光熱費 5,000 円×117 日=585,000 円¹⁵²

講師料 6,000 円×117 日=702,000 円

夏期 光熱費 10,000 円×12 日=120,000 円

講師料 12,000 円×12 日=144,000 円

計 1,551,000 円

・受講料収入

5,000 円×10 ヶ月×30 人=1,500,000 円

・市の負担（1 年）

51,000 円¹⁵³

2－5 小括

名取市が公営塾を設立した場合、市の負担は年 5 万円程度となる。多額の財源を必要としないため、名取市の住環境向上を図る施策として、費用対効果に優れていると思われる。

公営塾の設立を契機に名取市が住みよい街として広く認知され、より一層発展していくことに期待したい。

第3節 仙台空港を活用した観光振興～関上地区における CBT

3－1 意義

本提言は、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者に焦点を当て、その旺盛な購買力を取り込むことで名取市の観光振興、地域経済活性化を図り、ひいては税収の増加につなげることを目的とする。

近年、観光庁を中心とした政府の各取組み等により、訪日外国人旅行者数は、右肩あがりに伸びている。平成 27 年 7 月から 9 月期では、訪日外国人旅行者の旅行消費額が初めて 1 兆円を突破し、その購買力も拡大傾向にある。

こうした背景を踏まえ、各地方公共団体は、インバウンド需要の取り込みに向けた方策を模索している。しかし、国内外で観光地間競争が激化する中、観光名所以外の地域が単

¹⁵² 平成 32 年度のカレンダーを使用して祝日等を考慮の上、各科目が同日数になるよう授業日を調整したところ、通常期は国数英各 29 日、理社各 15 日となった。光熱費は藤沢市公民館の光熱費を参考に算出した。

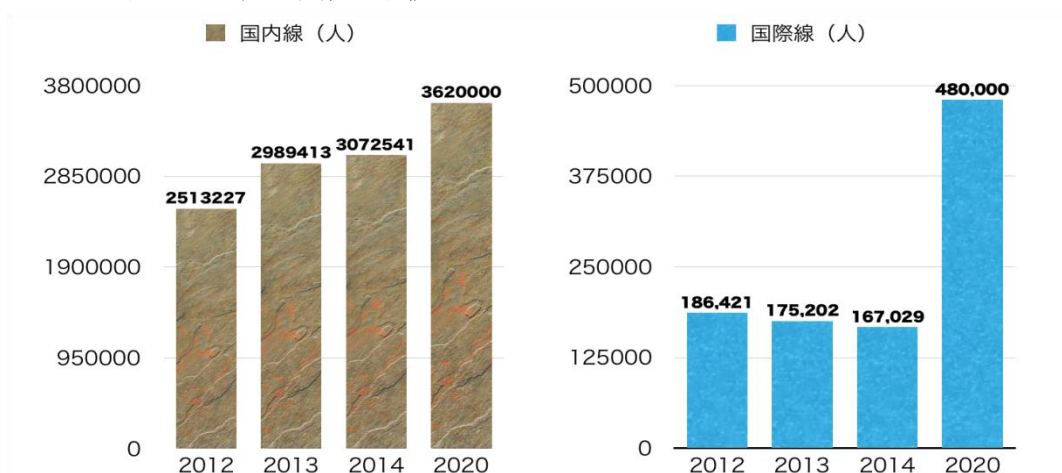
¹⁵³ 教材費は別途受益者負担として徴収する。

独で観光客の需要を満たすことは難しく、「連携」による魅力ある観光資源の創出が課題となっている。

これは、名取市においても例外ではなく、「観光」が地域経済に及ぼす影響を鑑みれば、仙台空港の民営化によって増加が見込まれる観光客、特に訪日外国人旅行者の取り込みは、財政力向上の観点からも大きな課題となるであろう。

仙台空港は、コンセッション方式によって、東急グループが平成 28 年 7 月からの運営を委託された。図 17 は、仙台空港の利用者数の推移を示しており、東急グループは、平成 32 年（2020 年）までに、国内線の利用者の 60 万人増、国際線の利用者の 30 万人増を目標としている。今後名取市の観光振興を民営化の文脈にどのように位置付けていくのか、具体的な取組みが必要となる。

図 14 仙台空港の利用者数の推移



仙台空港管理状況調書（年度）より作成

※2020 年の数値に関しては、東急グループが設定した目標値

3-2 名取市の観光を取り巻く現状

3-2-1 名取市の観光に関する取組みについて

名取市商工観光課によると¹⁵⁴、名取市の観光に関する取組みの主題は、「シティセールスの推進」と「一般社団法人名取市観光物産協会の独立化」に分けられる。

まず、「シティセールスの推進」については、その基本方針は 3 つに整理される。

第一に、「地域ブランド確立と多様な販路拡大の推進」である。これは、名取市商工会と連携し、観光資源の発掘を行い、特に閑上のブランドである赤貝を中心に市内外に発信する戦略を構築する取組みと、産学官等連携による新たな商品開発を支援する取組みに大別

¹⁵⁴ 名取市「平成 26 年度 シティセールス係取組方針」（2014）

される。

第二に、「シティセールスの推進」として、7つの具体的なテーマを定めている。特徴的な取組みとしては、「閑上共同体再生・地域資源再発見等事業（名取・旅おこし講）」が挙げられる。これは、津波によって壊滅的な被害を受けた閑上地区のコミュニティの再生を目指して、平成24年度より、住民と学生が共同で行っており、旅行エージェントとの業務提携を行いながら、商品造成の確立を目指している。

第三に、「戦略的な観光の振興」として、仙台空港ターミナルビルの活用やウェブサイトを活用した情報発信の強化、歴史的・文化的・地理的な多様な繋がりを活用した広域観光の推進、沿岸地域活性化振興ヴィジョンにおいて名取市商工観光課が対応すべき事業の検討等を挙げている。

次に、「一般社団法人名取市観光物産協会の独立化」については、専任職員の採用やウェブサイトの定期更新、観光グッズ販売、販売促進の仕組み作りの検討、スマートフォン対応の観光ガイドアプリの開発、観光開発宣伝事業の実施を具体的課題として挙げている。

2つの主題は、住民と外客への発信を網羅的に扱った広範囲の内容となっており、実施過程における業務負担とスケジューリングのマネジメントが政策実現の鍵となるといえよう。

3-2-2 名取市の観光資源について

(1) 概要

名取市観光物産協会によると¹⁵⁵、名取市の観光資源は、「観る」、「遊ぶ」、「食べる・買う・泊まる」、「特産品」の4つに分けられる。

第一に、「観る」観光資源は、「歴史文化」、「景観」、「郷土・芸能」の三種類に分けられている。「歴史文化」に関しては、熊野本宮社、今熊野神社、館腰神社などの宗教建造物、雷神山古墳、洞口家住宅などの歴史建造物がある。「景観」に関しては、海に見える丘公園、那智が丘などの美的な景観と日和山や慰霊碑などの歴史的景観が存在する。「郷土・芸能」に関しては、熊野堂神楽や花町神楽などの宗教的伝統に基づくものや閑上太鼓や名取交響吹奏楽団などの芸術文化に基づくものが挙げられる。

第二に、「遊ぶ」観光資源は、季節に基づくお祭りや食をテーマにした「イベント」、高館山自然レクリエーション施設や樽水ダム公園などの「公園スポーツ」、ゆりあげ港朝市や名取昔ばなし語りの会などの「体験」に大別される。

第三に、「食べる・買う・泊まる」観光資源は、閑上港の海の幸や仙台鍋まつりでグランプリを受賞したセリ鍋を提供する飲食店、佐々木酒造店の日本酒、ささ圭のかまぼこなどが代表例である。

第四に「特産品」の代表例は、築地では本玉と呼ばれる高級食材の閑上赤貝である。平成26年1月14日発売「週刊ポスト1月24日号」にて「日本一の赤貝」として紹介された。

¹⁵⁵ ふらっとなとりウェブサイト <http://kankou.natori.miyagi.jp/>

(2) 考察

このように、名取市には多種多様な観光資源が存在する。

しかし、これらの資源は、地理的に分散していることから、相互的な活用が困難な状況にある。更に、訪日外国人旅行者の多くは、東北観光の際に、松島や秋保温泉等の名取市外の観光名所を周遊ルートとして組む傾向があるため、短期間の旅行日程の中で、点在する名取市の観光資源を享受するための時間を確保することは難しいと考えられる。そのため、訪日外国人旅行者が名取市を観光ルートとして選択しない恐れがある。

3-3 提言

3-3-1 提言の全体像

本提言では、CBT（コミュニティ・ベースド・ツーリズム）を主軸に、閑上地区に観光資源の集約を図り、インバウンド需要への対応策として活用することを検討する。すなわち、仙台空港を利用して東北を観光する訪日外国人旅行者に、閑上地区の観光拠点を經由させることで、コミュニティと経済の両側面から地域活性化を図る。

図 15 提言のイメージ



3-3-2 主要概念の定義

以下では、本提言を構成する主要な概念の定義について説明する。

(1) 関上地区

関上地区は、宮城県中部に位置する名取川河口にある漁港の町である。

現在は、毎週日曜日にゆりあげ港朝市の開催や震災メモリアル公園の整備が行われており、名取市の中でも特色ある地区として位置づけることができる。

この震災メモリアル公園は、日和山を核として、追悼をする場所、犠牲者を偲び祈る場所、そして震災からの復興を象徴する場所として整備される予定である。

こうした役割に基づき、被災した市民の想いを象徴する震災メモリアル公園は、地域コミュニティ再生の「物語」を共有する場として意義づけられ、住民同士そして世代間の新たな交流拠点となることが期待されている¹⁵⁶。

¹⁵⁶ 平成 27 年 8 月に行われた「震災メモリアル公園市民シンポジウム」では、震災メモリアル公園に込める市民の想いが語られた。その中で、「震災メモリアル公園はどのような

このような地域性を持つ閑上地区は、名取市の魅力を集約するのに適切な場所といえるであろう。

(2) CBT (コミュニティ・ベースド・ツーリズム)

北海道大学観光学高等研究センター准教授の山村高淑氏と北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院博士後期課程の石川美澄氏は、CBT の定義を次のように説明している。

「CBT とは、ある地域共同体や民族集団等のコミュニティが管理・継承してきた資源を地域振興のために利用し、そこで得られた利益を当該コミュニティならびにその構成員に還元することで、コミュニティの自律的な発展や資源の持続的な管理等が目指されている観光開発のあり方を指す。対象となるコミュニティは、地縁や血縁を基盤とした組織や集団であり、こうした集団の構成員が主な担い手となって進められる観光開発の方式である¹⁵⁷⁾」。

これを名取市に当てはめて考えた場合、閑上という地域コミュニティを基盤とした震災メモリアル公園やゆりあげ港朝市の活用と、観光によって生じる交流人口の増加が経済的・社会的な利益還元をもたらすことが重要である。

観光に関する取組みが単なる需要と供給の経済原理に依存して形成されてしまうと、「国の光を観る」という観光の本来の役割を見失ってしまう。また、当事者の想いを蔑ろにした被災地観光であっては、取組み自体が経済的便益を享受する者とそうではない市民との間にハレーションを引き起こし、震災メモリアル公園に期待される融和と協働の意義が薄れてしまう。

そういった意味においても、観光振興によって地域活性化を図るには、閑上地区を基盤とする CBT の観点とインバウンドの需要を掛け合わせることが重要である。

(3) 広域観光連携

広域観光連携とは、国内外の観光客が二泊三日以上滞在して楽しんでもらえるよう複数の観光地や様々な関係者が連携し、地域が主体となって創意工夫した取組みを行うエリア、「観光圏」の創出を図ることである。

近年、広域観光連携が注目されているが、国土交通省によると¹⁵⁸⁾、広域観光連携を促進

空間にすべきか」と「閑上地区の交流人口拡大のために有効な取組みは何か」の 2 つのテーマが設定され、閑上地区と関係の深い活動を行っている 9 人の市民をパネリストに迎え、それぞれの立場から閑上に対する思いと、期待される震災メモリアル公園の姿について議論が行われた。議論では、「追悼」、「防災教育」、「地域活性化」、「記憶」、「閑上らしさ」、「将来に向けての継承」などのキーワードが挙がり、今後名取市が市民とともに震災メモリアル公園を具体化するための出発点となった。

¹⁵⁷⁾ 山村高淑・石川美澄「北海道のコミュニティ・ベースド・ツーリズム振興に果たす小規模宿泊施設の役割に関する実証的研究～農山漁村地域の民宿と都市部のゲストハウスとの比較分析～」『平成 24 年度助成研究論文集』227 頁 (2013) 北海道開発協会開発調査総合研究所

¹⁵⁸⁾ 国土交通省『広域観光連携の意義と目指すべき方向』(2008)

する必要性とその意義は 3 つに大別される。

第一に、「観光客の行動範囲の拡大に対応した広域的な取組みの必要性」である。二泊以上の旅行日程の場合、特に旅行日程が長い訪日外国人旅行者の場合、1 つの観光地だけでは観光客を十分に満足させることは難しい。そのため、こうした旅行者の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化に対応して、地域の魅力ある資源を広域的にネットワーク化させ、活用することが重要となる。

第二に、「地域間競争に打ち勝ち目的地として選択されるための訴求力強化」である。国内外での観光地間競争が激しくなる中、観光地間・観光エリア間を連携させることで、観光資源の多様性を促進し、魅力を相乗・増強させることができる。

第三に、「圏域内への経済波及効果を高めること」である。広域観光の推進を通じて、圏域内での滞在時間を増やすことは、地域全体の経済波及効果を高めることにつながる。これまであまり知名度の高くなかった潜在力のある観光資源を、知名度の高い観光地と併せて広域周遊ルートに組み込むことにより¹⁵⁹、知名度向上を図ることができ、その結果として当該地域の観光振興につながる。

これら 3 点は、名取市においても例外ではなく、仙台空港の民営化に伴い、増加が見込まれる観光客のニーズを満たすには、広域観光連携に基づく観光振興が有用な視座となるであろう。

3-3-3 ターゲット

本提言がターゲットとするのは、東アジアからの訪日外国人旅行者である。

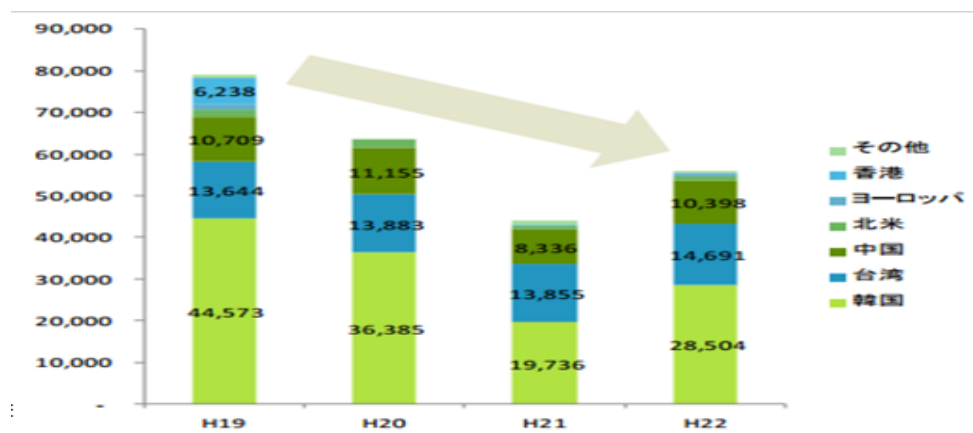
図 19 は、仙台空港を出国空港とした訪日外客数と国籍の推移を示したもので、仙台空港を利用する訪日外国人の国籍は、韓国、台湾、中国などの東アジアの人々が主になっている。また、現在仙台空港で定期路線が運航している中国、台湾、韓国は、訪日外国人旅行消費額の多い国・地域ベスト 3 であり¹⁶⁰、その購買力は、地域経済活性化を図る上で非常に魅力的である。民営化によって、国際定期便の本数が増えれば、これらの地域から観光に訪れる旅行者数もまた増加することが予想される。

図 20 は、仙台空港を利用した訪日外国人の目的と形態を示しており、観光目的で訪日する者が全体の三分の二を占めていることから、特に観光を目的として訪日する外国人旅行者をターゲットとする。

¹⁵⁹ 宮城県が平成 27 年 7 月に作成した「仙台空港旅客実態調査・成長シナリオ策定事業報告」によれば、仙台空港を利用するインバウンド観光客のうち、宮城県のみ訪問する人と東北二県以上訪問する人の割合は、半々となっている。後者に関しては、宮城県を加えて訪問される都道府県として、岩手県と山形県が上位となっている。東北県内の周遊ルートを活用する場合には、これらの観光地ルートを経由させることが望ましい。

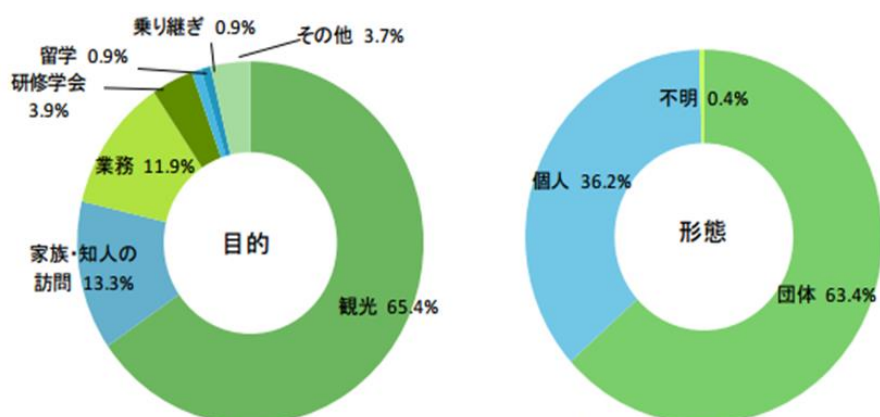
¹⁶⁰ 観光庁『訪日外国人の消費動向 平成 26 年年次報告書』（2015）

図 16 仙台空港を出国空港とした訪日外客数と国籍の推移



宮城県「仙台空港及び空港周辺地域の将来像」(2013) より

図 17 仙台空港を利用した訪日外国人の目的と形態



宮城県「仙台空港及び空港周辺地域の将来像」(2013) より

3-3-4 関上地区の観光拠点化について

(1) イベントの概要と訪日外国人旅行者が訪れるインセンティブ

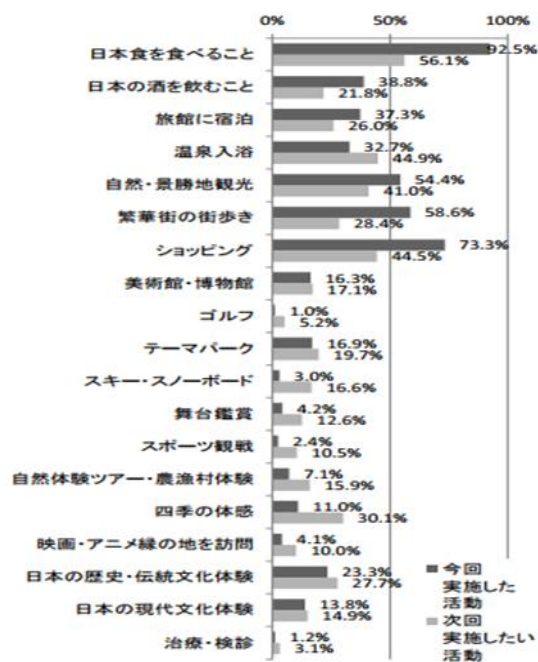
図 21 によると、訪日外国人のニーズは、主に「日本食を食べること」、「ショッピング」、「繁華街の街歩き」にある。また、「日本の現代文化体験」並びに「日本の歴史伝統・文化体験」は、全体比率からみると少ないが、一定程度ニーズがあることがうかがえる。

これらを考慮すると、震災の記憶を含めた名取市の歴史文化と上位のニーズを融合することで、名取市の観光資源に付加価値を与え、訪日外国人旅行者が訪れるインセンティブを高め得る。具体的には、モノの広域連携という観点から、東北圏内の一次産品を使用した日本食と日本酒のブースを、現在行われているゆりあげ港朝市に付加することが考えられる。このような名取市と他の地方公共団体の連携により、名取市以外の地域にも経済効

果をもたらすことが期待できる。

また、名取市は仙台空港の所在地という地理的優位性があるため、交通アクセスが拡充すれば訪れやすいという利点があり、これも訪日外国人旅行者が訪れるインセンティブとなると考える。

図 18 訪日外国人旅行者が今回したことと次回したいこと



観光庁「訪日外国人の消費動向 平成 26 年年次報告書」(2015) より

(2) 運営主体とその役割

CBT の要件は、「地域コミュニティを基盤とした資源の活用」と「地域コミュニティ並びに構成員への利益還元」である。すなわち、本提言における観光拠点づくりは、基本的に市民あるいは市民グループが中心となって、進められることを想定している。それを踏まえた上で、以下では具体的な運営主体とその役割について述べる。

まず、名取市は、閑上地区を観光拠点として整備するとともに、東北観光の周遊ルートに閑上地区の観光拠点を組み込むために、訪日外国人旅行者や外国の旅行会社等に PR することが求められる。

次に、観光資源の集約化について、これは現在行われているゆりあげ港朝市を中心に行うことが有用である。すでに「食」という観点からの集約が図られているゆりあげ港朝市に、震災の記憶と名取市の歴史文化を融合することで、名取市の魅力を十分に発信することができる。

この融合を図る際には、名取市観光物産協会や名取市商工会といったイベント主催のノウハウが豊かな団体を通じて合意形成を図ることが重要である。

そして、広報宣伝を行う主体については、名取市や名取市観光物産協会はもとより、インターネットの活用にかけている名取市内の尚絅学院大学の学生や高校生といった若者の力を活用することが望ましい。

(3) イベントの開催時期

国際観光振興機構（JNTO）によると¹⁶¹、年間において、東アジア、特に韓国、中国、台湾、香港の訪日外客数がピークを迎えるのは、春は4月、夏は7月、秋は10月、冬は12月となる。従って、これらの時期にイベントを開催することが望ましい。

表 37 過去3年間における訪日外客数の総数

平成26年

	1月	伸率	2月	伸率	3月	伸率	4月	伸率	5月	伸率	6月	伸率
総数	944,009	41.2	880,020	20.6	1,050,559	22.6	1,231,471	33.4	1,097,211	25.3	1,055,273	17.1
アジア計	766,525	45.6	722,395	22.1	823,804	28.6	959,222	35.3	884,969	29.3	850,145	19.3
韓国	255,517	9.0	231,502	-1.2	192,078	-7.2	193,998	-5.0	195,263	-14.6	207,588	-1.8
中国	155,605	115.2	138,236	70.9	184,064	80.0	190,558	90.3	165,784	103.2	173,046	74.8
台湾	196,923	76.9	191,235	27.3	208,610	41.5	257,894	30.3	281,997	44.1	254,274	12.0
香港	63,503	103.3	64,809	14.6	64,482	8.5	79,357	44.2	70,804	19.6	78,129	4.6

7月	伸率	8月	伸率	9月	伸率	10月	伸率	11月	伸率	12月	伸率	累計	伸率
1,270,048	26.6	1,109,569	22.4	1,099,102	26.8	1,271,705	37.0	1,168,427	39.1	1,236,073	43.0	13,413,467	29.4
1,036,531	29.6	913,800	23.7	875,877	28.6	1,011,094	42.9	955,394	45.1	1,019,455	50.8	10,819,211	33.3
250,741	2.8	251,428	16.7	217,689	32.3	249,577	57.7	239,029	39.9	270,903	48.2	2,755,313	12.2
281,309	101.1	253,802	56.4	246,105	57.6	223,214	84.0	207,462	103.5	189,973	96.7	2,409,158	83.3
279,316	17.1	229,871	17.9	220,797	6.7	260,398	22.0	236,520	32.9	211,986	41.9	2,829,821	28.0
91,224	6.9	74,961	4.5	69,872	26.2	77,347	23.9	85,251	36.0	106,236	47.2	925,975	24.1

平成25年

	1月	伸率	2月	伸率	3月	伸率	4月	伸率	5月	伸率	6月	伸率
総数	665,610	-1.9	729,460	33.5	857,024	26.7	923,017	18.4	875,408	31.2	901,066	31.9
アジア計	515,836	-5.3	591,539	40.6	640,409	29.6	709,295	19.1	684,430	34.7	712,908	37.4
韓国	234,456	35.5	234,390	38.7	206,946	37.7	204,229	34.1	228,670	45.5	211,465	39.0
中国	72,301	-47.1	80,903	-1.3	102,265	-20.9	100,160	-32.7	81,571	-27.3	98,996	-21.4
台湾	111,345	-11.5	150,273	75.0	147,438	60.2	197,932	42.7	195,715	61.8	226,974	80.6
香港	31,237	-35.5	56,539	96.7	59,405	61.9	55,040	24.5	59,182	82.1	74,711	69.0

7月	伸率	8月	伸率	9月	伸率	10月	伸率	11月	伸率	12月	伸率	累計	伸率
1,003,032	18.4	906,379	17.1	866,966	31.7	928,560	31.6	839,891	29.5	864,491	25.3	10,363,904	24.0
799,976	18.8	738,442	17.3	680,982	36.9	707,371	40.5	658,525	35.6	676,166	30.9	8,115,789	27.0
243,992	28.6	215,498	6.8	164,499	12.9	158,273	-5.9	170,901	-6.9	182,846	-8.6	2,456,165	20.2
139,905	-31.5	182,288	-14.7	156,201	28.4	121,335	74.0	101,940	96.1	96,572	84.5	1,314,437	-7.8
238,502	48.7	194,944	51.5	206,844	75.1	213,501	58.0	177,949	44.3	149,404	34.6	2,210,821	50.8
85,335	65.8	71,767	61.9	55,379	52.3	62,433	84.6	62,679	73.1	72,174	61.7	745,881	54.9

平成24年

¹⁶¹ 国際観光振興機構ウェブサイト「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2015年）」
http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/pdf/2013_15_tourists.pdf

	1月	伸率	2月	伸率	3月	伸率	4月	伸率	5月	伸率	6月	伸率
総数	681,786	-4.5	546,451	-19.6	676,662	91.9	779,481	163.5	667,046	86.4	682,932	57.8
アジア計	544,694	-2.0	420,853	-22.0	494,079	95.7	595,389	170.4	508,260	91.8	518,705	59.5
韓国	173,000	-35.5	169,025	-27.0	150,291	68.6	152,323	138.8	157,141	87.0	152,131	46.5
中国	136,665	37.9	81,966	-22.2	129,302	107.0	148,793	96.4	112,152	91.4	125,983	105.1
台湾	125,783	29.5	85,874	-8.1	92,057	118.7	138,735	287.5	120,992	78.0	125,702	43.3
香港	48,455	40.8	28,743	-41.7	36,690	159.9	44,216	665.8	32,491	180.5	44,208	55.0

7月	伸率	8月	伸率	9月	伸率	10月	伸率	11月	伸率	12月	伸率	累計	伸率
847,194	50.9	774,239	41.7	658,239	22.2	705,848	14.6	648,548	17.6	689,679	20.6	8,358,105	34.4
673,221	55.5	629,726	45.2	497,257	21.3	503,561	11.8	485,503	19.1	516,729	20.0	6,387,977	35.2
189,701	35.4	201,764	37.2	145,742	19.0	168,150	27.1	183,557	37.0	199,950	41.3	2,042,775	23.2
204,270	134.9	190,254	85.4	121,673	8.2	69,713	-34.3	51,993	-43.6	52,336	-34.3	1,425,100	36.6
160,344	41.3	128,673	29.8	118,115	39.4	135,164	24.7	123,299	43.0	111,015	42.5	1,465,753	47.5
51,482	27.0	44,341	15.4	36,355	27.5	33,828	-4.6	36,215	7.4	44,641	0.3	481,665	32.0

国際観光振興機構ウェブサイト「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2015年）」より

3-3-5 訪日外国人旅行者に關上地区の観光拠点を経由させる方策

以下では、訪日外国人旅行者に關上地区の観光拠点、ひいては名取市の他の観光地に立ち寄ってもらうための方策について述べる。

(1) 国内外の旅行会社に対する助成制度の導入

訪日外国人旅行者の誘致のために、国内外の旅行会社が名取市を観光ルートに組み入れた旅行商品を企画・販売した場合に、その経費の一部を助成する制度の導入が考えられる。特に中国については、ビザの取得は、旅行会社にツアーを申し込んだ上で代理申請してもらう方法に限られることから、旅行会社がいかにツアーを企画・販売してくれるかが重要である¹⁶²。

旅行会社に対する助成制度は、平成 27 年度現在、大分県中津市、宇佐市、佐賀県唐津市、岡山県岡山市、愛媛県松山市等が実施している。

本提言では、特に大分県中津市について詳述する。中津市は、周辺に別府や由布院といった観光地が所在しているが、これらへ向かう観光客は中津市を素通りする傾向が強く、また、誘客を図るに際しては、中津市内は宿泊施設が少ないため、短時間でも中津市に立ち寄ってもらう方策を模索していた背景がある¹⁶³。このような状況を踏まえ、中津市は、中津耶馬溪観光協会の事業として、平成 24 年度から中津市旅行企画商品販売実績助成金事業を行っている。国内・海外からの観光客の誘致促進を図ることを目的に、中津市への旅行商品の企画・販売を実施する国内・海外の旅行会社へ、送客販売実績に応じて助成金を交付している。具体的な助成要件（平成 26 年度）として、「旅行実施期間内における中津

¹⁶² 国土交通省・観光庁「観光地域づくり事例集 2015～日本を元気にする地域の力～」(2015)

¹⁶³ 中津耶馬溪観光協会へのヒアリング調査より

市での滞在時間が 3 時間以上（移動時間は含まない）であること」、「中津市内の観光箇所（食事箇所含む）に 3 箇所以上立ち寄ること」を挙げている。事業の予算総額は 300 万円（平成 26 年度）であり、海外の旅行会社については、一ツアー10 名以上の団体に対して 1 名あたり 200 円を交付し、事業予算に達した時点で助成金の交付を終了することとしている。本事業の効果として、平成 24 年度は 5,829 人、平成 25 年度は 16,230 人、平成 26 年度は 13,743 人の送客実績をあげている¹⁶⁴。

これらの事例を参考に、名取市における旅行会社に対する助成制度の導入について一つの例を示す。交付対象は国内外の旅行会社で、外国人向けツアーとする。助成金の交付額については、導入 1 年目を想定して、中津市と同額の事業予算 300 万円で、一ツアー10 名以上の団体に対して 1 名あたり 200 円を交付し、事業予算に達した時点で助成金の交付を終了するという比較的ローリスクな事業規模とする。助成要件については、「旅行実施期間内において名取市での滞在時間が 3 時間以上（移動時間、空港滞在時間は含まない）であること」、「閑上地区の観光拠点に立ち寄ること」、「新規設定の商品であること」とする。以上のような事業内容で、交付額が事業予算 300 万円に達した場合、15,000 人の訪日外国人旅行者を名取市に誘致することができる¹⁶⁵。

旅行会社に対する助成制度は、即効性があり、費用対効果が高い施策であると認識¹⁶⁶されている。従って、名取市においても、訪日外国人旅行者を誘致する、主にきっかけづくりとして、旅行会社に対する助成制度を導入することは有効であると考えている。

（２）名取市観光プラザの拡充

名取市は、仙台空港内に名取市観光プラザを設置しており、名取市を中心とした東北 6 県の観光物産情報の提供・案内、観光パンフレットの配布、震災パネルの設置及びビデオ上映等を行っている。

表 38 は、訪日外国人旅行者が日本滞在中に得た旅行情報源で役に立ったものを示しており、これを見ると、「空港の観光案内所」には、情報収集の場として一定のニーズがあることが分かる。

また、国際観光振興機構（JNTO）では、近年の訪日外国人の増加傾向を踏まえ、観光庁が定めた「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」に基づき、平成 24 年度より、外国人観光案内所の認定制度を実施している。本認定制度は、JNTO が年に 1 度募集を行い、図 22 のように案内所を立地、機能等により 3 つのカテゴリー及びパートナー施設に分類し、認定するもので、平成 27 年 12 月現在、合計 742 件（「カテゴリーⅠ」が 463 件、「カテゴリーⅡ」が 154 件、「カテゴリーⅢ」が 36 件、「パートナー施設」が 89 件）を認定している。認定を受けた観光案内所は、国によるプロモーションが行われ、認知度向上が図られ

¹⁶⁴ 同上

¹⁶⁵ $300 \text{ 万 (円)} \div 200 \text{ (円/人)} = 15,000 \text{ (人)}$

¹⁶⁶ 佐賀県唐津市観光課へのヒアリング調査より

る。また、JNTO による通訳サポートや各種情報提供、案内所職員の研修等の支援サービスを受けることができる。

現在、名取市観光プラザは本認定を受けていない。名取市観光プラザの現状として、現在は欠員が出ているが平成 27 年時点で英語対応可能なスタッフがいたことと引き続き同様のスタッフを募集している¹⁶⁷こと、また、名取市を中心とした東北 6 県の観光物産情報を提供・案内していること等を鑑みると、名取市観光プラザは本認定制度の基準を満たすことが可能であると思われる。従って、名取市観光プラザに情報を収集しに来る訪日外国人旅行者のニーズに的確に対応するためにも、本認定制度を活用し、まずは「カテゴリーⅠ」での認定を受けることを検討すべきである。その上で、名取市は、仙台空港内に名取市観光プラザを設置している利点を活かし、仙台空港を利用する訪日外国人旅行者への PR の場として、名取市への送客を図ることが重要であると考ええる。

また、本提言では観光のターゲットとして中国、台湾、韓国からの訪日外国人旅行者を想定しているため、それぞれの母国語に対応できるスタッフの確保も望ましいであろう。

図 19 認定制度の概要

役割	分類のイメージ		
	分類	主なサービス内容	
		多言語対応	サービス提供
【国(観光庁)】 運営指針 の策定 プロモーション の実施 【日本政府観光局(JNTO)】 認定・支援 各観光案内所 における外国人 旅行者対応をサ ポートすると同 じ、ステップア ップを実現する サービスを提供 【国(運輸局)】 推薦	カテゴリーⅠ	◆ 外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲がある。 ◆ パートタイムで英語対応が可能なスタッフがいます。又は ◆ 電話通訳サービスの利用、ボランティアスタッフの協力等により英語対応できる体制がある。	◆ 地域内の公共交通利用や観光情報などを提供できる。
	カテゴリーⅡ	◆ フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐している。 ◆ 電話通訳サービス利用やボランティアスタッフの協力を得て、英語以外の言語にも対応できる体制がある。	◆ 広域エリア内の公共交通利用や観光情報などを提供できる。
	カテゴリーⅢ	◆ フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐している。 ◆ その上で、英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制を構築している。	◆ 全国の公共交通利用や観光情報などを提供できる。
	パートナー施設	観光案内を専業としない施設やボランティア団体等により運営される観光案内所のうち、必要な基準を満たす観光案内所については、パートナー施設として認定する。	

観光庁『外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針』（2014）より

表 38 訪日外国人旅行者が日本滞在中に得た旅行情報源で役に立ったもの
(韓国・台湾・中国、複数回答)

¹⁶⁷ 名取市観光プラザへのヒアリング調査より

	単位: %
空港の観光案内所	14.7
観光案内所(空港除く)	16.1
宿泊施設	14.3
旅行ガイドブック(有料)	7.5
フリーペーパー(無料)	6.3
インターネット(パソコン)	21.5
インターネット(スマートフォン)	54.3
日本在住の親族・知人	7.3
その他	4.6

観光庁『訪日外国人の消費動向 平成 26 年年次報告書』(2015) より作成

名取市への訪日外国人旅行者の誘致を効果的に進めるには、以上のような取組みを単体で実施するのではなく、インターネットを利用した情報発信、旅行会社等との商談会・説明会への参加、実際に旅行会社等を招いての視察ツアーの実施等と合わせて、総合的に行うことが重要である。

3-3-6 本提言の効果

本提言による名取市への訪日外国人旅行者の誘致を、将来の人口減少による地域経済縮小への対応策という観点から考える。

観光庁によると¹⁶⁸、平成 25 年における訪日外国人旅行者数は 1,036 万人、旅行消費額は 1.4 兆円、それによる経済波及効果は 3.3 兆円、雇用効果は 27 万人であった。政府は平成 32 年(2020 年)に訪日外国人旅行者数を 2,000 万人にする目標を掲げており、これが達成されれば、訪日外国人旅行者による旅行消費額が 4.3 兆円、それによる経済波及効果は 10.4 兆円、雇用効果は 85 万人に達すると試算している。このように、訪日外国人旅行者を誘致することによる経済効果は非常に大きく、税収の増加にもつながることが期待できる。

また、平成 25 年における日本の定住人口 1 人あたりの年間消費額は 124 万円、訪日外国人旅行者 1 人 1 回あたりの消費額が 13 万 7,000 円、国内旅行者(宿泊) 1 人 1 回あたりの消費額が 4 万 8,000 円、国内旅行者(日帰り) 1 人 1 回あたりの消費額が 1 万 5,000 円となっている¹⁶⁹。従って、定住人口 1 人あたりの年間消費額は、旅行者の消費に換算すると、外国人旅行者 10 人分、国内旅行者(宿泊) 26 人分、国内旅行者(日帰り) 83 人分に当たる。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると¹⁷⁰、名取市の人口は、平成 42 年(2030 年)が 78,203 人でピークであり、その後は減少して平成 52 年(2040 年)が 77,561 人と

¹⁶⁸ 観光庁『観光に関する取組について』(2014)

¹⁶⁹ 同上

¹⁷⁰ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2013)

なり、2030 年と 2040 年を比較すると、642 人減少する見込みである。前述の平成 25 年における日本の定住人口 1 人あたりの年間消費額 124 万円を用いて、名取市の人口が 2030 年から 2040 年の間に単調減少すると仮定すると、名取市ではその 10 年間で 39 億 8,040 万円¹⁷¹の消費が失われることになる。この損失額を訪日外国人旅行者の消費によって補うという観点から考える。本提言の主眼は、あくまで閑上地区の観光拠点を經由させることにあるため、名取市における訪日外国人旅行者 1 人 1 回あたりの消費額には、前述の国内旅行者（日帰り）1 人 1 回あたりの消費額 1 万 5,000 円を用いる。すると、消費損失額 39 億 8,040 万円を訪日外国人旅行者の消費によって補うには、訪日外国人旅行者 26 万 5,360 人¹⁷²を名取市に誘致する必要がある。すなわち、2040 年時点において、2030 年と同じ水準の消費額を維持するためには、2030 年から 2040 にかけての人口減少に伴う消費減を訪日外国人旅行者 26 万 5,360 人で補うことが必要となる。2030 年から 2040 年にかけての、26 万 5,360 人という誘致目標を達成できるよう、今から訪日外国人旅行者の誘致に取組み、名取市を訪れる訪日外国人旅行者数を徐々に増やしていくことが重要である。

以上のように、本提言による名取市への訪日外国人旅行者の誘致は、「地域経済活性化による税収の増加」という効果と、「将来の人口減少による地域経済縮小への対応策」という 2 つの側面を持つ。

3－4 小括

財政的に比較的豊かといえる名取市が、自主財源かつ一般財源を増加させるためには、多様な地域資源の活用が重要となる。特に、観光においてはそれが強く問われることになるであろう。

その際、重要となる視点は、活用資源の選択と集中である。ただし、この選択と集中が名取市の他の観光資源の将来性を阻害しないように、外客用と住民用の棲み分けを明確にし、相互に活かされる方向を模索しなければならない。

「国の光を観る」観光の本来の意味を震災復興の歩みの中で実現し、名取市の潜在的可能性が十分に発揮されることが期待される。

終章 名取市への政策提言と持続的な地方財政のあり方について

本報告書の 4 頁において、名取市は今後の高齢化に備えて、財政構造を強化することが重要である旨の認識を示したが、当ワークショップの検討においては、その具体的な方向性として、今後名取市は持続的かつ安定的な自主財源かつ一般財源を確保すべきであると考えた。その手段としては、現在すでにある強みや資源のうち、活用されていないもの

¹⁷¹ 124 万（円）×642（人）×10（年）×1/2＝39 億 8,040 万（円）

¹⁷² 39 億 8,040 万（円）÷1 万 5,000（円）＝26 万 5,360（人）

を強化することとした。その強み等は、名取市の最大の特徴を仙台市のベッドタウンであるということ（仙台都市圏における居住機能）、そして仙台空港をはじめとする交通の要所であること（仙台都市圏における交通中枢機能）と考えた。そして将来的に名取市は、これ以上の機能の積極的な獲得を目指すのではなく、現在行っているサービスを維持・向上させることによりこれらの機能を強化し、住み良さを持続させていくことが重要ではないかと思われる。また生活関連機能サービス（医療サービス等）を、仙台市等との他の地方公共団体との地域連携によって提供することにより、より経済的かつ安定的に実施できるとも考えられる。

そして、このように名取市が住み良さを維持していくことは、仙台市を拠点都市とした地域の振興においても重要な意義を持つ。名取市が住み良さを維持することで、仙台市への人口の一極集中を緩和させて仙台市の過度な負担を防ぎ、仙台都市圏としての発展にも寄与することができると思われる。

上記のような考え方にに基づき、当ワークショップでは 3 つの提言を行った。提言は、財源の確保により現在のサービスを維持することで、名取市の持続性に貢献することを目指している。

第一にふるさと納税は、財源を確保する策として現在のところ有用である。現時点で財源を確保することにより、短期的には安定したサービスの供給に資することも見込むことができる。また、本来は税収により充当することが見込まれていたがふるさと納税の収入により賄うことができた行政サービスの財源分については、基金に積み増しし、将来の支出の増加に備えることも考えられる。ただし、ふるさと納税自体は国の動向や流行に左右され長期的にみて持続的な財源となるとは言い難い点もあるため、一時的な財源として運用することが必要である。

第二に公営塾は、名取市においてこれまでに実施していない施策であり、また、全国的にもまだ例が少ないものである。これは機能の拡充とも考えられるが、平成 42 年（2030 年）を見据えた場合に、名取市においては年少人口の維持が課題となる。そのため、年少人口をターゲットとした教育施策を行うことにより、人口の維持を狙うことができる。また、当ワークショップの試算によれば、財政的に負担が生じる施策ではない。よって、人口維持による税収の確保を図るとともに、名取市の住み良さの向上に資することができ、名取市の居住機能を強化・充実させることができる。また、公営塾は今後増加すると予想する全国のベッドタウンの性質を持つ地方公共団体においても実施の可能性が見込め、普遍性がある施策であると考えられる。

第三に、CBT は、観光という地域資源の特性や歴史的経緯によって得意・不得意の差が大きい分野を、連携して行うことで有効的かつ効率的、経済的に行うことを目指すものである。特に観光は現時点から各地方公共団体が単独に取り組んでも大きな成功を得ることが難しく、観光客の需要を考えても連携は必要であると思われる。また、県を中心として仙台空港を活用した振興策が進められる中で、名取市が観光に関する取組みを積極的に進

めることにより、周辺の地方公共団体への経済的波及効果を及ぼすことも可能となると思われる。

これらの提言をもとに名取市が魅力ある施策を行い、仙台都市圏の一翼を担う都市として一層の発展をしていくことに期待したい。

謝辞

本調査研究にあたってはヒアリング調査の際、担当者の方々に貴重なお時間を割いて対応していただきました。厚く御礼申し上げます。

とりわけ、ご多忙中にもかかわらず当ワークショップの調査研究の全般にわたりご協力くださいました名取市財政課の小平英俊課長、佐藤正博係長及び松浦辰徳主事には心より御礼申し上げます。

最後になりますが、本調査研究にあたり適宜適切なご助言いただきました主担当の澁谷雅弘教授並びに副担当の荒井崇教授及び穴戸邦久元教授に感謝申し上げつつ、謝辞といたします。

平成 28 年 2 月

ヒアリング調査先一覧

実施日	ヒアリング調査先	担当者	ヒアリング形態
2015/5/12	名取市財政課	課長 小平英俊氏 係長 佐藤正博氏 主事 松浦辰徳氏	訪問
2015/7/21	名取市財政課	係長 佐藤正博氏 主事 松浦辰徳氏	訪問
2015/10/27	宮城県市町村課	主幹 齋藤仁氏	訪問
2015/11/2	学童保育所オーパスジュニア 河原町教室		電話
2015/11/19	和田中学校地域本部	本部長 衛藤寿一氏	電話
2015/11/20	経済産業省東北経済産業局	商業・流通サービス産業課長、コンテンツ産業支援室室長 相馬広志氏 総務課統括係長 千葉雅幸氏 商業・流通サービス産業課、コンテンツ産業支援室係長 菊地亮氏 総務課係長 武田省吾氏 総務課係長 百目鬼行弘氏	訪問
2015/11/26	総務省市町村課	課長 海老原諭氏	訪問
2015/12/1	名取市商工会総務・経営支援課	課長 瀬戸茂光氏	訪問
2015/12/2-4	新千歳空港、千歳市内、小樽市内		視察
2015/12/9	宮崎県小林市市民協働課		電話
2015/12/9	名取市商工観光課		電話
2015/12/10	松山観光コンベンション協会		電話

2015/12/10	中津耶馬溪観光協会		電話
2015/12/10	佐賀県唐津市観光課		電話
2015/12/14	復興庁企画班	統括官付 谷口逸夫氏	電話
2015/12/18	イオンモール株式会社		電話
2015/12/18	東北観光推進機構		電話
2015/12/25	大東市教育政策室	澤辺氏	電話
2015/12/28	清瀬市統括教育主事	小熊氏	電話
2016/1/8	月刊私塾界編集部	松本氏	電話
2016/1/8	名取市観光プラザ		電話

付録

2015 年 4 月 1 日現在の法定外普通税と法定外目的税は以下となっている¹⁷³。

(1) 法定外普通税

(ア)別荘等所有税（静岡県熱海市）

【課税客体】別荘等の所有

【課税標準】別荘等の延床面積

【納税義務者】所有者

【税率】1 m²あたり 650 円

【平成 25 年度決算】561,563,000 円

(イ)砂利採取税（神奈川県山北町）

【課税客体】岩石及び砂利の採取

【課税標準】採取量

【納税義務者】砂利採取業者

【税率】採石法による岩石 1 m³あたり 10 円

砂利採取法による砂利 1 m³あたり 15 円

【平成 25 年度決算】4,543,000 円

(ウ)歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）

【課税客体】有料駐車場に駐車する行為

【課税標準】有料駐車場に駐車する台数

【納税義務者】有料駐車場利用者

【税率】二輪車（自転車を除く）50 円

乗車定員 10 人以下の自動車 100 円

乗車定員 10 人超 29 人以下の自動車 300 円

乗車定員 29 人超の自動車 500 円 等

【平成 25 年度決算】66,879,000 円

(エ)使用済核燃料税（鹿児島県薩摩川内市）

【課税客体】使用済核燃料の貯蔵

【課税標準】貯蔵されている使用済核燃料（使用済燃料集合体）の数量
(1 原子炉につき 157 体を超える分)

¹⁷³ 総務省 前掲注 41

平成 25 年度決算における総額は、各市区町村の財政状況資料集を元に掲載

【納税義務者】 原子炉設置者
【税率】 1 体あたり 25 万円
【平成 25 年度決算】 392,250,000 円

(オ)狭小住戸集合住宅税（東京都豊島区）通称：ワンルームマンション税

【課税客体】 豊島区内における狭小住戸（専用面積 30 m²未満の住戸）を有する集合住宅の建築等
【課税標準】 区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数
【納税義務者】 建築主
【税率】 1 戸につき 50 万円
【平成 25 年度決算】 582,000,000 円

(カ)空港連絡橋利用税（大阪府泉佐野市）

【課税客体】 関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為
【課税標準】 関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数
【納税義務者】 関西国際航空連絡橋の通行料金を支払う者
【税率】 通行する回数 1 往復につき 100 円
【平成 25 年度決算】 310,650,000 円

(2) 法定外目的税

(ア)山砂利採取税（京都府城陽市）

【課税客体】 山砂利の採取の事業
【税収の使途】 山砂利採取に起因する環境整備に要する経費
【課税標準】 山砂利の採取量
【納税義務者】 山砂利採取業者
【税率】 1 m³あたり 40 円
【平成 25 年度決算】 16,689,000 円

(イ)遊漁税（山梨県富士河口湖町）

【課税客体】 河口湖での遊漁行為
【税収の使途】 河口湖及びその周辺地域における環境保全、環境の美化及び施設の整備の費用
【課税標準】 遊漁行為を行う日数
【納税義務者】 遊漁行為を行う者
【税率】 1 人 1 日あたり 200 円
【平成 25 年度決算】 8,587,000 円

(ウ)環境未来税（福岡県北九州市）

- 【課税客体】市内の埋め立て処分場で産業廃棄物を処分する行為
- 【税収の使途】「環境未来都市」の創造に向けた、廃棄物の処理と快適な環境を両立させた 21 世紀のまちづくり、リサイクル・資源化技術に対する研究開発等の支援、資源循環型産業を基軸とした新産業の創造、など
- 【課税標準】納税義務者が市内の埋立処分場で処分する産業廃棄物の埋立量
- 【納税義務者】市長が許可した産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自家処分事業者
- 【税率】1t あたり 1,000 円
- 【平成 25 年度決算】688,451,000 円

(エ)使用済核燃料税（新潟県柏崎市）

- 【課税客体】原子力発電所における使用済核燃料税に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
- 【税収の使途】原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用
- 【課税標準】使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量
- 【納税義務者】使用済核燃料を保管する原子炉設置者
- 【税率】1kg につき 480 円
- 【平成 25 年度決算】574,954,000 円

(オ)環境協力税（沖縄県伊是名村^{いぜなそん}）

- 【課税客体】旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為
- 【税収の使途】環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用
- 【課税標準】旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数
- 【納税義務者】旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者
- 【税率】1 回の入域につき 100 円（障害者、高校生以下は課税免除）
- 【平成 25 年度決算】3,792,000 円

(カ)環境協力税（沖縄県伊平屋村^{いへやそん}）

- 【課税客体】旅客船、飛行機等により伊平屋村へ入域する行為
- 【税収の使途】環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用
- 【課税標準】旅客船、飛行機等により伊平屋村へ入域する回数
- 【納税義務者】旅客船、飛行機等により伊平屋村へ入域する者
- 【税率】1 回の入域につき 100 円（障害者、高校生以下は課税免除）

【平成 25 年度決算】 2,855,000 円

(キ)環境協力税（沖縄県^{とかしきそん}渡嘉敷村）

【課税客体】 旅客船、飛行機等により渡嘉敷村へ入域する行為

【税収の使途】 環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用

【課税標準】 旅客船、飛行機等により渡嘉敷村へ入域する回数

【納税義務者】 旅客船、飛行機等により渡嘉敷村へ入域する者

【税率】 1 回の入域につき 100 円（障害者、高校生以下は課税免除）

【平成 25 年度決算】 10,081,000 円

参考文献一覧

【書籍・雑誌】

- ・ 磯崎初仁ほか『ホーンプブック 地方自治』（北樹出版、第3版、2014）
- ・ 大久保豊・尾藤剛『よい自治体とは何か？—財務分析からわかる地方自治体の現在と将来—』（金融財政事情研究会、2015）
- ・ 月刊私塾界『月刊私塾界 2013 年 7 月号』（私塾界、2013）
- ・ 佐藤元英・滝田賢治『3・11 複合災害と日本の課題』（中央大学出版部、2014）
- ・ 週刊エコノミスト『あなたの街のギリシャ度／住みやすい街ランキング』（毎日新聞社、2011）
- ・ 週刊東洋経済『住んで損する街 得する街』（東洋経済新報社、2013）
- ・ 週刊東洋経済『東洋経済別冊 都市データパック 2015 年 07 月号』（東洋経済新報社、2015）
- ・ 神野直彦・小西砂千夫『日本の地方財政』（有斐閣、2014）
- ・ 世界『世界 2008 年 4 月号』（岩波書店、2008）
- ・ 高寄昇三『政府財政支援と被災自治体財政—東日本・阪神大震災と地方財政—』（公人の友社、2014）
- ・ 中央公論『中央公論 2008 年 5 月号』（中央公論新社、2008）
- ・ 増田寛也『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減—』（中央公論新社、2014）
- ・ 論座『論座 2008 年 5 月号』（朝日新聞社、2008）
- ・ 地方交付税制度研究会『平成 27 年度地方交付税制度解説（単位費用篇）』（地方財務協会、2015）
- ・ 地方交付税制度研究会『平成 27 年度地方交付税のあらまし』（地方財務協会、2015）
- ・ 地方財政調査研究会『平成 27 年度地方公共団体財政健全化制度のあらまし』（地方財務協会、2015）
- ・ 地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会『地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会報告書』（2015）
- ・ 日本都市センター『地方法人課税と都市財政—法人課税改革最前線の有識者に聞く—』（2015）
- ・ 日本都市センター『東日本大震災からの経済復興と都市自治体財政の課題』（2014）
- ・ 三菱総合研究所『「人口移動効果を踏まえた自治体の福祉政策展開」に関する調査研究報告書』（三菱総合研究所人間・生活研究本部、2014）
- ・ 神奈川県『神奈川県地方税制等研究会ワーキンググループ報告書 地方税源の充実と地方法人課税』（2007）
- ・ 観光庁『外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針』（2014）
- ・ 観光庁『観光に関する取組について』（2014）
- ・ 観光庁『訪日外国人の消費動向 平成 26 年年次報告書』（2015）

- ・熊本県八代市『平成 22 年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告』(2011)
- ・経済産業省九州経済産業局『平成 23 年度中心市街地活性化支援業務（大型店の立地に対応した中心市街地活性化等に関する調査）』(2012)
- ・経済産業省地域経済産業グループ『企業立地に頑張る市町村事例集』(2008)
- ・国土交通省・観光庁『観光地域づくり事例集 2015～日本を元気にする地域の力～』(2015)
- ・国土交通省『広域観光連携の意義と目指すべき方向』(2008)
- ・国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2013)
- ・清瀬市『市報きよせ平成 26 年 6 月 1 日号』(2014)
- ・総務省『地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会報告書』(2012)
- ・総務省『財務書類の記載要領（改訂版）』(2010)
- ・総務省『ふるさと納税研究会報告書』(2007)
- ・総務省『平成 17 年度版地方財政白書』(2005) から『平成 27 年度版地方財政白書』(2015)
- ・総務省統計局・経済産業省大臣官房調査統計グループ編『平成 23 年工業統計表』(経済産業調査会、2014)
- ・内閣府『経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～』(2015)
- ・名取市『名取市震災復興計画』(2011)
- ・名取市『名取市第五次長期総合計画 2011 - 2020』(2011)
- ・名取市『第四次名取市行財政改革大綱実施計画』(2015)
- ・名取市『第四次名取市行財政改革大綱の実施状況』(2015)
- ・名取市『平成 22 年度名取市財務諸表（連結編）』(2012)
- ・名取市『平成 23 年度名取市財務諸表（連結編）』(2013)
- ・名取市『平成 24 年度名取市財務諸表（連結編）』(2014)
- ・名取市『平成 26 年度 シティセールス係取組方針』(2014)
- ・復興庁『東日本大震災復興交付金 Q&A』(2012)
- ・復興庁『復興交付金の成果と残された課題』(2015)
- ・復興庁『平成 28 年度以降 5 年間（復興・創生期間）の復興事業について（案）』(2015)
- ・宮城県『仙台空港及び空港周辺地域の将来像』(2013)
- ・横浜市『広報横浜特別号（みどり税等）』(2009)
- ・横浜市環境創造局『横浜みどりアップ計画』(2014)

【論文】

- ・金澤史男「地方新税の動向と地方環境税の可能性」『地方税』（2007,4）地方財務協会
- ・山村高淑・石川美澄「北海道のコミュニティ・ベースド・ツーリズム振興に果たす小規模宿泊施設の役割に関する実証的研究～農山漁村地域の民宿と都市部のゲストハウスとの比較分析～」『平成 24 年度助成研究論文集』227 頁（2013）北海道開発協会開発調査総合研究所

【新聞】

- ・朝日新聞 2015 年 11 月 1 日 朝刊（東京）「学校と塾 コラボ加速」
- ・朝日新聞 2015 年 12 月 17 日 朝刊（東京）「無料の補習 高校でも支援」
- ・河北新報 2006 年 12 月 15 日～2008 年 2 月 15 日「考えよう あきた子育て新税」
- ・河北新報 2014 年 9 月 2 日 朝刊「「ふるさと納税ネットで」石巻市で活用」
- ・河北新報 2014 年 12 月 17 日 朝刊「石巻市ふるさと納税 早くも前年度比 6 倍」
- ・河北新報 2015 年 4 月 24 日 朝刊「16 年度以降被災地負担導入へ」
- ・河北新報 2015 年 5 月 14 日 朝刊「被災地負担 2%程度」
- ・河北新報 2015 年 5 月 21 日 朝刊「被災自治体首長、宮城知事、軽減要望へ」
- ・河北新報 2015 年 6 月 4 日 朝刊「復興費地元負担 300 億円弱」
- ・河北新報 2015 年 6 月 10 日 朝刊「4 路線 全額国費継続を検討」
- ・河北新報 2015 年 6 月 13 日 朝刊「名取産品 若い感性で発信」
- ・河北新報 2015 年 6 月 17 日 朝刊「宮城被災 15 市町村負担 30 億円」
- ・河北新報 2015 年 6 月 19 日 朝刊「地元負担軽減 220 億円」
- ・読売新聞 2008 年 1 月 26 日 夕刊（西部）「東京の公立中教室で有料授業 賛否の中... 始業ベル 識者「全国に広まるのでは」
- ・読売新聞 2008 年 3 月 7 日 朝刊（多摩）「「夜スベ」賛成 57% 民間参入、期待高まる 多摩の調査会社アンケート＝多摩」
- ・読売新聞 2008 年 5 月 12 日 朝刊「和田中の有料授業「夜スベ」、全希望者に 講師招き個別指導も／東京・杉並」
- ・読売新聞 2014 年 9 月 12 日 朝刊（熊本）「簡素な特典でなぜ？ふるさと納税 天草市最多」
- ・読売新聞 2015 年 2 月 2 日 朝刊（北海道）「上士幌 寄付 9 億円超す（ふるさと納税）」
- ・読売新聞 2015 年 3 月 10 日「LCC ピーチ 仙台空港 第 4 の拠点に」
- ・読売新聞 2015 年 8 月 28 日 朝刊（佐賀）「玄海町 今年度も好調（ふるさと納税）」
- ・読売新聞 2015 年 9 月 26 日 朝刊（熊本）「天草市 特産のクルマエビ追加」
- ・読売新聞 2015 年 10 月 18 日 朝刊（長崎）「平戸市 申込額 10 億円（ふるさと納税）」
- ・日本経済新聞 2015 年 9 月 4 日 地方経済面（静岡）「返礼品に FDA 券」

【ウェブサイト】（全て 2015 年 12 月 18 日最終閲覧）

- ・ 大辻香澄「社会保障と地方自治体（「乳幼児等医療費助成制度」の是非を検討する）」
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2012/documents/graspp2012-5140040-4.pdf#search='%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E7%A0%94%E7%A9%B6+%E7%8F%BE%E4%BB%A3%E8%A1%8C%E6%94%BF%E2%85%A0+%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90%E5%8C%BB%E7%99%82'>
- ・ 佐々木陽一「国有財産のバリューアップ戦略～「自治体公共施設の有効活用」の知見から～」
http://www.mof.go.jp/national_property/councils/arikata/shiryou/220520_02.pdf
- ・ 下田一郎「公の施設の管理責任―指定管理者制度の実態と問題点―」
http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/bousai/jiho/pdf/no_232/yj23243.pdf
- ・ 朝日新聞 DIGITAL 2010 年 2 月 15 日「離島から大学へ「町営塾」 島根・隠岐諸島の海士町」
<http://www.asahi.com/edu/tokuho/TKY201002150163.html>
- ・ 学校教育情報サイト Gacom
<http://www.gacom.jp/>
- ・ 財政制度等審議会「財政健全化計画に関する建議」
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia270601/01.pdf
- ・ 財務省主計局「地方財政について」
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia270511/01.pdf
- ・ 仙台空港ターミナルビル「観光プラザ」
<http://www.sendai-airport.co.jp/building/facilities/837-p356-2.html>
- ・ 全国商店街支援センターウェブサイト「取組事例から学ぶ 未来志向型商店街」
<http://www.syoutengai-shien.com/case/etc.html#n01>
- ・ 総務省「指定管理者制度の運用について」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000096783.pdf
- ・ 総務省「地方財政関係資料」
<http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html>
- ・ 総務省「地方財政状況調査関係資料決算カード」
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>
- ・ 総務省「ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/about.html
- ・ 総務省「平成 25 年中（1 月 1 日～12 月 31 日）のふるさと納税（寄付）に係る寄付金税

額控除の適用状況について」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000349836.pdf

- ・総務省「平成 26 年度家計調査年報」(2015)

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2014np/>

- ・総務省「法定外税の新設・変更への関与の見直し 資料」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000174391.pdf

- ・総務省自治財政局「平成 28 年度地方財政対策の概要」(2015)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000391986.pdf

- ・総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20151023.pdf

- ・地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する基本的方向性」(2014)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei12_02000049.html

- ・地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と平成 28 年度の地方財政への対応についての意見」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000391239.pdf

- ・東北大学災害科学国際研究所「名取市「震災メモリアル公園市民シンポジウム」が開催されました (2015/8/28)」

http://irides.tohoku.ac.jp/media/files/_u/topic/file/20150828_report.pdf

- ・豊岡市「都市計画税の廃止と固定資産税・市民税の税率改正について」

http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1224658816992/files/tirasi_kotei-siminnzei.pdf

- ・中津耶馬溪観光協会「中津市旅行企画商品販売実績助成金のご案内」

<http://www.nakatsuyaba.com/brochure/travelagent.html>

- ・名取市新学校給食共同調理場整備等事業 審査講評

<http://www.city.natori.miyagi.jp/content/download/1331/9079/file/kyuushoku-seibi-kouhyou.pdf>

- ・名取市「名取市における東日本大震災の記録」

<http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/soumu/311kiroku/index>

- ・名取市「名取市の概要」

<http://www.city.natori.miyagi.jp/bunya/introduction/overview/profile>

- ・名取市議会会議録

<http://asp.db-search.com/natori-c/dsweb.cgi/>

- ・名取市「名取市の給与・定員管理等について」

http://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/soumu/soumuka/node_1097

- ・名取市文化会館「平成 26 年度の正味財産増減計算書」

<http://bunka.natori.or.jp/wpcontent/uploads/2012/12/854062645f2e720a396c238135b5>

22be.pdf

- ・国際観光振興機構（JNTO）「国籍/月別 訪日外客数（2003 年～2015 年）」
http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/pdf/2013_15_tourists.pdf
- ・国立教育政策研究所「Co-teaching スタッフや外部人材を生かした学校組織開発と教職員組織の在り方に関する総合的研究」（2012）
http://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h24/report_list_h24_3_2.html
- ・国立教育政策研究所「平成 19・20 年度全国学力・学習状況調査分析報告書」（2010）
http://www.nier.go.jp/07_08tsuikabunsekihoukoku/
- ・ふらっとなとり
<http://kankou.natori.miyagi.jp/>
- ・文部科学省「平成 24 年度子供の学習費調査」
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/kekka/k_detail/1343235.htm
- ・文部科学省「平成 27 年度関連予算案 参考資料 5」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/103/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/02/03/1354763_6.pdf#search='%E6%96%87%E7%A7%91%E7%9C%81+%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E5%A1%BE'
- ・横浜市子ども青少年局平成 26 年 7 月資料
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kinkyu/file/taikijidouleaflet26.7.pdf#search='%E6%A8%AA%E6%B5%9C+%E5%BE%85%E6%A9%9F%E5%85%90%E7%AB%A5%E5%AF%BE%E7%AD%96'>
- ・横浜市「横浜みどりアップ計画と課税自主権の活用について」
<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/midori-up/>
- ・横浜市「これからの緑の取組[平成 26—30 年度]（素案）に対する市民意見募集の結果（概要）」
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/midori/pdf/shiminiken-gaiyou.pdf>
- ・自由民主党 公明党「平成 28 年度税制改正大綱」
<https://www.jimin.jp/news/policy/131061.html>
- ・平成 28 年度地方税制改正（負担軽減措置等）要望事項
http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2016/150825a/pdf/28_chihouzei_youbou.pdf
- ・佐賀県ふるさと納税応援サイト
http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/zeikin/kifubosyuu/_10137.html
- ・平成 23 年度横浜市山内図書館指定管理者管理業務評価報告書を参照
<http://yamauchi-lib.jp/management/pdf/h23hyoukahoukoku.pdf>

- ・内閣府 民間資金等活用事業推進室 「PFI 事業導入の手引き」
<http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html>
- ・名取市文化会館 平成 25 年度正味財産増減計算書
<http://bunka.natori.or.jp/wp-content/uploads/2012/12/3276a8cefca2c27b2c66f68e59db8ddd.pdf>